消費税軽減税率対応
企業間取引の手引き

（第２版）

一般社団法人 日本加工食品卸協会
Japan Processed Foods Wholesalers Association

情報システム研究会
軽減税率対応システム専門部会

目　次

1. はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2. 軽減税率制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

3. 軽減税率のポイント

3-1. 日々の業務で対応が必要となることは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

3-2. 軽減税率の対象品目 ・・ 22

3-3. 適用税率の判定 ・・・ 24

3-4. 区分記載請求書等保存方式と適格請求書等保存方式 ・・・・・・・・・・・ 27

3-5. 適格返還請求書対応・・・ 36

3-6. 納付税額計算 ・・ 42

4. 対応ガイドライン

4-1. 業界としての基本方針 ・・・ 45

4-2. 適用税率の判定 ・・・ 46

4-3. マスタ整備・準備 ・・・ 47

4-4. 受発注 ・・ 49

4-5. システム改修の考え方 ・・・ 50

4-6. インボイス対応（対小売業） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

4-7. インボイス対応（対製造業） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

4-8. その他 ・・・ 55

5. 日食協 標準EDIフォーマットの対応

5-1. 前提 ・・ 56

5-2. 対象データ種と内容 ・・・ 56

6. 日食協 標準書式の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

7. その他

7-1. 業界共通データベース ・・・ 66

7-2. 流通BMS ・・ 66

8. Q&A ・・・ 67

9. 最後に ・・・ 74

■ 参考資料 ・・・ 3

■ 軽減税率対応システム専門部会 メンバー企業一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

■ 改訂履歴 ・・・ 76

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

1. はじめに

社会保障・税一体改革として、消費税及び地方消費税（以下、消費税）は、10%へ引上げられることとされておりますが、その引上げ時期は、2016年11月28日に公布・施行された消費税率引上げ時期変更法により、2019年10月1日とされました。
また、10%へ引上げの際、低所得者への配慮の観点から「軽減税率制度」が実施されます。
これにより、「軽減税率制度」の下では、標準税率(10%)と軽減税率(8%)の２つの税率に対応する必要があります。

卸売業としては、「適用税率ごとに区分した消費税の計算」や、「商品ごとの適用税率およびその合計額を記載した請求書等の発行」といった新たな作業が必要となり、日々の業務の中で製造業からの仕入と小売業への売上の双方に対応する必要があります。

一般社団法人 日本加工食品卸協会(以下、日食協)では、現行請求書記載内容や関連業務の運用などの企業間取引に係る影響範囲や課題を明らかにし、卸売業として商取引上混乱なく対応する目的のために、日食協「情報システム研究会」の専門部会として、「軽減税率対応システム専門部会」を組成し、対応ガイドラインを取りまとめることとしました。
本書は、専門部会で、財務省・国税庁などの各発表資料と情報志向型卸売業研究会 (以下、卸研。事務局 ： 一般財団法人 流通システム開発センター) 2016年度研究委員会報告書「卸が想定するインボイス対応2016」資料を基に検討し、手引書として結果をとりまとめたものです。
なお、製造業、小売業に対しては、現時点における卸売業としての対応指針であり、今後、相互合意に向けて、協議を進めてまいります。

本書の内容は、2018年8月時点の情報を基に作成しており、今後の政治状況や財務省・国税庁などの発表により、最終的な対応内容が異なってくる可能性があり、内容を保証するものでないこと、また、必要に応じて最新情報に改訂予定であること、ご留意願います。

本書が軽減税率制度への対応を進めるうえで、各事業者の一助となれば、幸いです。

2018 年 10 月
軽減税率対応システム専門部会

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

《参考資料》

1. 財務省

「消費税の軽減税率制度」
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/keigen_00.pdf

2. 国税庁

①「よくわかる消費税軽減税率制度」（平成30年7月）
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0018006-112.pdf

②「消費税 軽減税率制度の手引き」（平成30年8月版）
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0017007-067_all.pdf

③「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（制度概要編）」（平成30年1月改訂）
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/02.pdf

④「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）」（平成30年1月改訂）
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/02.pdf

⑤「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年6月）」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0018005-136.pdf

⑥「消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます（平成30年4月）」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/300416.pdf

⑦「電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明）」
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/1706/pdf/01.pdf

⑧「電子帳簿保存法一問一答」
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/denshihozon_torihiki.pdf

3. (一財)流通システム開発センター ～ 情報志向型卸売業研究会（卸研）

「2016年度 研究委員会報告書」
P.80 Bグループ「卸が想定するインボイス対応2016」
http://www.dsri.jp/oroshi-ken/pdf/oroshi_houkoku2016.pdf

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

2. 軽減税率制度の概要

税制抜本改革法第７条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として、2019 年10 月から、軽減税率制度を実施する。

(1) 軽減税率の対象品目
- 酒類及び外食を除く飲食料品。
- 定期購読契約が締結された週２回以上発行される新聞。

(2) 消費税等の税率

区分＼適用時期	現　行	2019年10月1日(軽減税率制度実施)	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合　　計	8.0%	8.0%	10.0%

(3) 適格請求書等保存方式の導入
- 2023年10月から、適格請求書等保存方式(インボイス制度)を導入する。
- 適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件。適格請求書の税額の積上げ計算と、取引総額からの割戻し計算のいずれかの方法による。

(適格請求書等保存方式導入までの経過措置)
- 現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。売上・仕入税額の計算の特例を設ける。

(適格請求書等保存方式導入後の経過措置)
- 適格請求書等保存方式の導入後６年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める。

(4) 財政健全化目標を堅持し、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保する。
(平成28年度税制改正法附則)
① 2018年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
② 「経済・財政再生計画」の中間評価等を踏まえ、歳入及び歳出の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

(5) 軽減税率制度の実施・運用に当たり混乱が生じないよう、政府・与党が一体となって万全の準備。
(平成28 年度税制改正法附則)
① 必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証し、円滑な実施・運用のための必要な措置を講ずる。
② 適格請求書等保存方式に係る事業者の準備状況、軽減税率制度の実施による簡易課税制度への影響等を検証し、必要な措置を講ずる。

出典:《参考資料》1-P.1、2-②-P.1抜粋

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

2. 軽減税率制度の概要

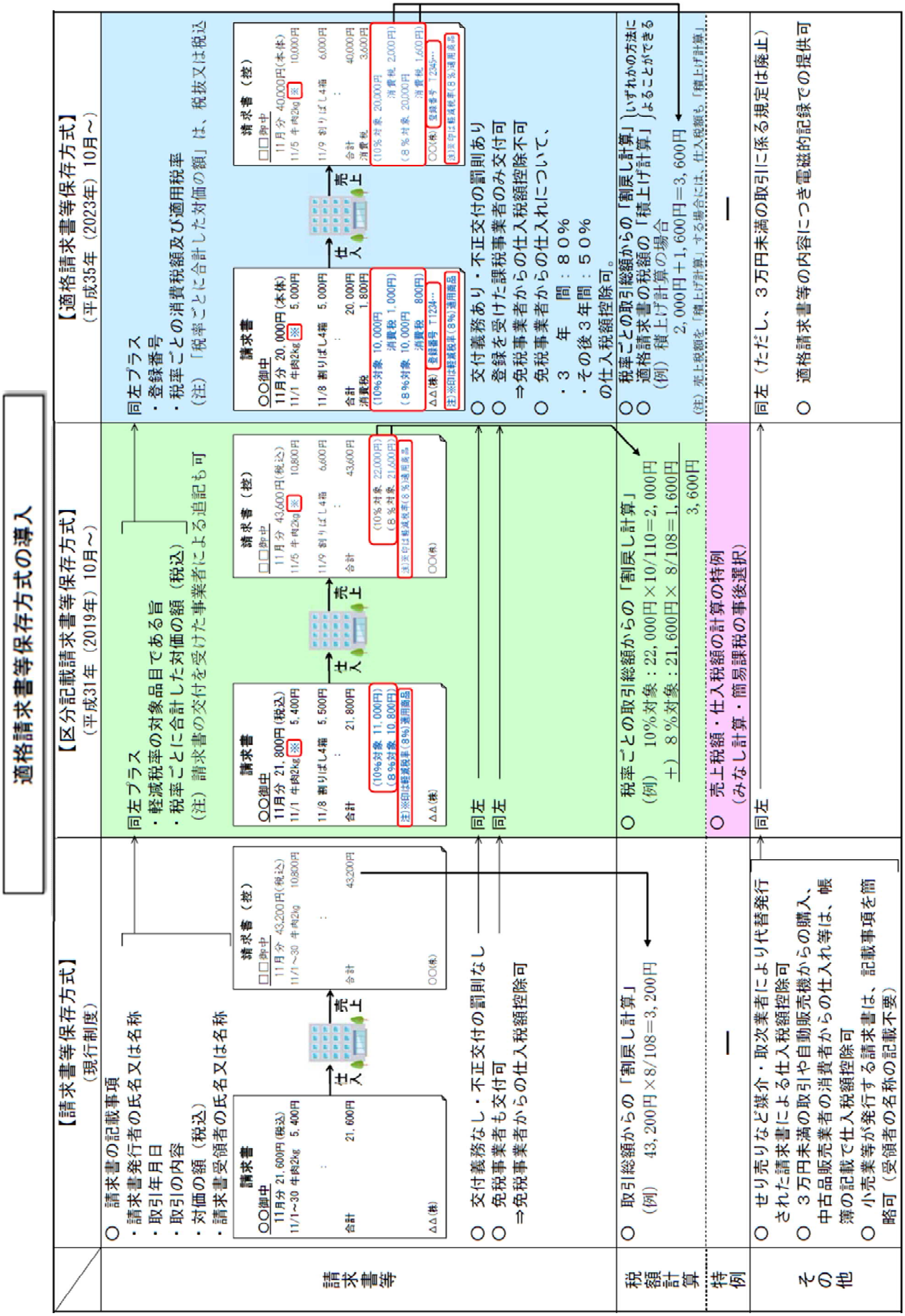

出典:《参考資料》1-P.11

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

区分記載請求書等保存方式

区分記載請求書等保存方式

現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる（区分記載請求書等保存方式）。

請求書等

○ 売り手が発行する請求書の記載事項に、①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額(税込)を加える（免税事業者も、区分記載請求書を交付可）。
なお、現行どおり、売り手には区分記載請求書の交付義務・保存義務を課さない。

○ 買い手は、区分記載請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れも、仕入税額控除可）。
なお、上記①及び②については、買い手が事実に基づき追記できるものとする。

○ 偽りの請求書の交付に対する罰則は設けない。

納付税額の計算方法

○ 現行どおり、適用税率ごとの取引総額に１１０分の１０、１０８分の８を乗じて計算する「割戻し計算」を維持する。

「区分記載請求書」

○ 売上税額の計算方法

（10%対象）11,000円×10/110＝1,000円
（８%対象）10,800円× 8/108＝ 800円
⇒ 売上税額：1,000円＋800円＝1,800円

売 手

交付義務なし
保存義務なし
罰則なし

請求書

○○御中
11月分 21,800円（税込）

11/1	牛肉2kg※	5,400円
11/8	割りばし4箱	5,500円
⋮		
合計		21,800円
	（10%対象	11,000円）
	（８%対象	10,800円）

注）※印は軽減税率（8%）適用商品
△△㈱

買 手

売り手が発行した請求書に、
①軽減税率の対象品目である旨と、
②税率ごとに合計した対価の額（税込）
の記載がない場合は、買い手が事実に基づき追記することで、仕入税額控除の要件を満たすものとする。

○ 仕入税額の計算方法

（10%対象）11,000円×10/110＝1,000円
（８%対象）10,800円× 8/108＝ 800円
⇒ 仕入税額：1,000円＋800円＝1,800円

（経過措置）

○ 売上税額の計算の特例：売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（前々年又は前々事業年度の課税売上高が５千万円以下の事業者）が、売上げの一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上げとして計算する特例を設ける。
※ 軽減税率制度の実施から４年間の特例。

○ 仕入税額の計算の特例：仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者が、仕入れの一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入れとして計算する特例を設けるほか、簡易課税の事後選択を可能とする。
※ 軽減税率制度の実施から１年間の特例。

※ 支払対価が３万円未満の場合や自動販売機から購入する場合、入場券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が可能。

※ 現行どおり、せり売り、入札により行われるもの、その他の媒介・取次を行う者により販売される場合は、媒介・取次を行う者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能。

出典：《参考資料》1-P.12

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

適格請求書等保存方式

適格請求書等保存方式

請求書等

○　登録を受けた課税事業者（売り手）に対して、事業者から求められた場合の適格請求書の交付、及び交付した適格請求書の写しの保存を義務付ける（登録を受けた課税事業者のみ適格請求書を交付できる）。

※　適格請求書の記載事項：発行者の氏名又は名称及び登録番号、取引年月日、取引の内容（軽減税率対象品目である場合にはその旨の記載を含む）、税率ごとに合計した対価の額（税抜又は税込）及び適用税率、税率ごとの消費税額等、交付を受ける事業者の氏名又は名称

※　不特定多数の者に対して販売を行う小売業、飲食業、タクシー業等については、適格請求書の記載事項を簡易なものとすることができる（適格簡易請求書）。

・「適用税率」及び「適用税率ごとの消費税額等」⇒　「適用税率」又は「適用税率ごとの消費税額等」

・「交付を受ける事業者の氏名又は名称」　⇒　省略

※　売上に係る対価の返還等を行った場合、登録を受けた課税事業者（売り手）に対して、対価の返還等の内容等を記載した適格返還請求書の交付・写しの保存を義務付ける

○　買い手は、帳簿及び適格請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除不可）。

○　適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書の記載事項につき、電磁的記録での提供も可能（電子インボイス）。

○　偽りの記載をした適格（簡易）請求書、適格（簡易）請求書であると誤認されるおそれのある書類の交付行為に対して罰則を設ける。

納付税額の計算方法

○　売上税額、仕入税額の計算は、

・　「適格請求書」に記載のある消費税額の「積上げ計算」（仕入税額については、帳簿上での積上げ計算も可能）と、

・　適用税率ごとの取引総額に１１０分の１０、１０８分の８を乗じて計算する「割戻し計算」

のいずれかの方法によることができる。

○　ただし、売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」（端数処理による益税を防止）。

導入時期　平成３５年（2023年）１０月１日から導入（登録申請は平成３３年（2021年）１０月１日から）。

※　免税事業者が平成３５年（2023年）１０月１日を含む課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる。

○　売上税額の計算方法

以下のいずれかの方法による

✓　交付した適格請求書に記載した税額を、すべて集計

⇒　売上税額：1,000円＋800円＝1,800円

✓　適用税率ごとの課税売上高の合計額にそれぞれ税率を乗じて計算

（10%対象）11,000円×10/110＝1,000円

（８%対象）10,800円×　8/108＝　800円

⇒　売上税額：1,000円＋800円＝1,800円

（課税事業者）

売　手

※　登録を受けた課税事業者のみ交付可能

交付義務あり
保存義務あり
罰則あり

「適格請求書」

請求書

○○御中

11月分　20,000円（本体）

消費税　1,800円

11/1　牛肉2kg（※）　5,000円

11/8　割りばし4箱　5,000円

⋮

合計　20,000円　消費税1,800円

（10%対象　10,000円　消費税1,000円）

（8%対象　10,000円　消費税　800円）

△△㈱　登録番号T1234…

（注）※印は軽減税率（8%）適用商品

買　手

○　仕入税額の計算方法

交付を受けた適格請求書に記載された税額をすべて集計

⇒　仕入税額：1,000円＋800円＝1,800円

適格請求書の保存が仕入税額控除の要件

※適用税率ごとの取引総額を計算した上で、税率ごとの消費税額を算出。

（端数処理は、一請求書当たり、税率ごとに一回ずつ。）

※適用税率毎の課税仕入れの総額から消費税相当額を割り戻して計算することも可能

（割戻し計算により売上税額を計算する場合に限る）

（経過措置）

○　免税事業者からの仕入れに係る控除の特例：免税事業者からの課税仕入れについては、適格請求書等保存方式の導入後３年間は、仕入税額相当額の８０%、その後の３年間は同５０%の控除ができる。

※　自動販売機から購入する場合（３万円未満のものに限る。）や入場券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、適格請求書の交付を受けることが困難な場合は、現行制度を基本的に維持し、帳簿への記載により仕入税額控除が可能（適格請求書等の保存は不要）。

ただし、３万円未満の課税仕入れについて、請求書等の保存を不要とする規定等は廃止。

※　出荷者から委託を受けた受託者が卸売市場において卸売の業務として譲渡する生鮮食料品等や、生産者から委託を受けた農協等が無条件委託方式・共同計算方式により譲渡する農林水産物の場合は、当該受託者・農協等が作成した請求書等（電磁的記録で提供を受けたものも含む）の保存により仕入税額控除が可能。

出典：《参考資料》1-P.13

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

「適格請求書」の発行、仕入税額控除における「適格請求書」等の保存の特例について

【売上側】

※　現行の売上に関する記帳義務の特例（記載内容の一部省略（売上先の名称））の対象範囲とほぼ同じ

①「適格請求書」の発行が困難な場合として、交付義務が課されない場合

- 公共の鉄道、バス、船舶による旅客の運送（３万円未満のものに限る。）
- 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る。）
- 生産者が農協、漁協、森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る。）
- 自動販売機による販売（３万円未満のものに限る。）
- 郵便切手を対価とする郵便サービスの提供（郵便ポストに差し出されたものに限る。）

②「適格簡易請求書」の発行が可能な場合

- 小売業、飲食店業、写真業、旅行業
- タクシー業
- 不特定多数の者に対して行う駐車場業
- 上記に準ずるその他不特定多数の者を対象とする一定の営業

③「媒介者等」による適格請求書の交付を可能とする特例

- 媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者・媒介者等の双方が適格請求書発行事業者であり、委託者が登録を受けている旨を媒介者等に通知する等の一定の要件を満たす場合には、媒介者等が自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を交付することができる。

【仕入側】

※　現行の請求書等の保存の特例制度の対象範囲と異なる部分は、二重下線部分

①「適格請求書」又は「適格簡易請求書」以外の書類等の保存により仕入税額控除が可能な場合

- 仕入側が作成する仕入明細書、仕入計算書等（電磁的記録によるものも含む。）（「適格請求書」の記載内容と同様の内容が記載され、相手方の確認を受けたものに限る。したがって、免税事業者から仕入れる場合は「登録番号」が記載できないため、記載要件を満たせず、仕入税額控除ができない。）
- 出荷者から委託を受けた受託者が、卸売市場において卸売の業務として生鮮食料品等の譲渡を行う場合に作成する請求書、納品書等（電磁的記録で提供を受けたものも含む。）
- 生産者から委託を受けた農協、漁協、森林組合等が、無条件委託方式、かつ、共同計算方式により生産者を特定せずに農林水産物の譲渡を行う場合に作成する請求書、納品書等（電磁的記録で提供を受けたものも含む。）

②請求書等の保存がなくても仕入税額控除が可能な場合（帳簿への一定の記帳は必要）

○　請求書等の交付を受けることが困難な場合として次に掲げる課税仕入れ

- 公共の鉄道、バス、船舶の運賃（３万円未満のものに限る。）
- 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く。）を満たす入場券等が使用の際に回収されるもの
- 古物営業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から買い受ける古物
- 質屋営業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から取得する質物
- 宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から買い受ける建物
- リサイクル業等を営む者が適格請求書発行事業者でない者から買い受ける再生資源又は再生部品
- 自動販売機での購入（３万円未満のものに限る。）
- 郵便切手を対価として受ける郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る。）
- 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

※　現行の請求書等の保存の特例制度の対象範囲とほぼ同じ。（現行「３万円未満の課税仕入れ」及び「相手方に請求書等の交付を請求したが、交付を受けられなかった場合」については請求書等の保存を要しないこととされているが、「適格請求書」等の発行義務が課されることを踏まえ、廃止。）

※　免税事業者等からの仕入れについては、仕入税額控除不可。ただし、インボイス制度導入後３年間は仕入税額相当額の８０%、その後の３年間は同５０%の控除を可能とする。

出典：《参考資料》1-P.14

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

2. 軽減税率制度の概要

Ⅰ　適格請求書等の作成・交付関係

1. 適格請求書発行事業者の登録制度

「適格請求書発行事業者登録簿」への登載事項：氏名、名称、登録番号、登録（取消・失効）年月日、（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地。登載事項はインターネットを通じて確認可能。

「登録番号の桁数等」：法人については「T+法人番号」、個人事業者等については「T+13桁の数字（個人番号は利用せず）」

2. 適格請求書の交付免除

事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な以下の課税資産の譲渡等については、その交付義務が免除される

① 公共機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送として行われるもの（3万円未満のものに限る）
② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る）
③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る）
④ 自動販売機により行われるもの （3万円未満のものに限る）
⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービスの提供（郵便ポストに差し出されたものに限る）

3. 電子インボイスの保存方法（電子帳簿保存法における保存方法に準じた方法）

正当な理由のない訂正削除を防止するため、タイムスタンプを付す又は事務処理規程を定める等の一定の措置が必要（受け手も同様の保存方法）

(※) 上記保存方法のほか、電子インボイスを紙出力したものによる保存も可能

4. 異なる２以上の税率区分の資産を同一の者に対して同時に譲渡等（対価の返還等を含む）した場合の対価の額の計算

資産の内容に応じ、税率の異なるごとに合理的に区分。合理的に区分されていないときは、資産の価額の総額に占める税率区分ごとの資産の価額の割合により按分（区分記載請求書等保存方式においても同様）

5. 適格請求書等に記載する消費税額の計算方法

次のいずれかの方法とし、それぞれの方法により算出した金額の一円未満の端数を処理（一請求書当たり、税率区分ごとにそれぞれ一回）

① 取引の税抜価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に100分の10
（軽減税率対象品目については、100分の8）
② 取引の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に110分の10
（軽減税率対象品目については、108分の8）

6. その他

- 適格請求書等の記載事項について、税率ごとに請求書を分けて、交付することも可能（区分記載請求書等保存方式においても同様）
- 一定期間分の取引について請求書を作成する場合の請求書と納品書（請求明細書）など、相互の書類の関連が明確であり、受領者側において適格請求書等の交付対象となる取引内容（適格請求書等の記載事項）を正確に認識できる方法で交付している場合には、相互の書類全体で記載事項を満たすことも可能（区分記載請求書等保存方式においても同様）

（注）この場合、それぞれの書類が、単独で、適格請求書等であると受領者側に誤認されるおそれのある表示がなされないよう、留意する必要

- 媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡について、委託者・媒介者等の双方が適格請求書発行事業者であり、委託者が登録を受けている旨を媒介者等に通知する等の一定の要件を満たす場合には、媒介者等が自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を交付することが可能

出典:《参考資料》1-P.15

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

2. 軽減税率制度の概要

Ⅱ　売上税額の計算

1. 税率ごとに区分した課税標準額から割り戻して課税標準額に対する消費税額を計算
2. 適格請求書又は適格簡易請求書の写し（電子インボイスの場合を含む）を保存している場合には、これらの書類に記載された消費税額等（上記Ⅰ 5.により端数処理した後の金額）を積み上げて課税標準額に対する消費税額を計算することが可能

2．現行の特例措置である課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置（積上げ計算の特例）については、インボイス制度導入の際に上記Ⅱ 2.のとおり移行して廃止

Ⅲ　仕入税額控除関係

1. 適格請求書又は適格簡易請求書以外の書類の保存により仕入税額控除ができる場合の当該書類の記載事項

- **仕入れを行った者が作成する仕入明細書、仕入計算書等（相手方の確認を受けたものに限る）（電磁的記録によるものも含む）**

  記載事項：適格請求書の記載事項と基本的に同じとし、課税仕入れの相手方の登録番号の記載を必要とする（相手方が免税事業者の場合には、登録番号がないため、記載事項を満たすことはできない）

- **出荷者から委託を受けた受託者が、卸売市場において卸売の業務として生鮮食料品等の譲渡を行う場合に作成する請求書、納品書等（電磁的記録で提供を受けたものも含む）**

  （上記Ⅰ 2.②に掲げる譲渡に係るもの）

  記載事項：適格請求書の記載事項のうち、適格請求書発行事業者（委託者（出荷者））の氏名・名称、登録番号は、書類の作成者（受託者）の氏名・名称、登録番号とする

- **生産者から委託を受けた農協・漁協・森林組合等が、無条件委託方式、かつ、共同計算方式により生産者を特定せずに農林水産物の譲渡を行う場合に作成する請求書、納品書等（電磁的記録で提供を受けたものも含む）**（上記Ⅰ 2.③に掲げる譲渡に係るもの）

  記載事項：適格請求書の記載事項のうち、適格請求書発行事業者（委託者（生産者））の氏名・名称、登録番号は、書類の作成者（農協、漁協、森林組合等）の氏名・名称、登録番号とする

2. 帳簿のみの保存により仕入税額控除ができる場合の取引

- 次に掲げる課税仕入れについては、適格請求書又は適格簡易請求書の保存を要せず、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、仕入税額控除が認められる

  ① 適格請求書の交付義務が免除される上記Ⅰ 2. ①に掲げる公共交通機関からのもの（3万円未満のものに限る）
  ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く）を満たす入場券等が使用の際に回収されるもの
  ③ 古物営業、質屋、宅地建物取引業、リサイクル業等を営む者が適格請求書発行事業者以外の者から買い受ける一定のもの
  ④ 自動販売機からのもの（3万円未満のものに限る）
  ⑤ 郵便切手を対価として受ける郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）
  ⑥ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

3. その他

- 不動産賃貸借契約等、継続的に資産の譲渡等が行われる取引等、その取引の都度請求書等を受領しないものについては、一定の記載事項を満たした契約書と取引事実を証する一定の書類（振込金受取書・通帳等）を併せて保存することで仕入税額控除を行うことも可能

出典:《参考資料》1-P.16,17

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

2. 軽減税率制度の概要

Ⅳ 仕入税額の計算

1. 課税仕入れに係る消費税額は原則として適格請求書又は適格簡易請求書に記載された消費税額等を積み上げて計算(注)する
   （注1）課税仕入れの都度、端数処理（切捨て又は四捨五入）した後の課税仕入れに係る消費税相当額を帳簿に記載している場合には、帳簿上での積上げ計算が可能
   （注2）上記Ⅲ2.に掲げられる適格請求書又は適格簡易請求書の保存を要しない課税仕入れについては、当該課税仕入れに係る支払対価の額を基礎として消費税額等を計算し、1円未満の端数につき税率の異なるごとに当該端数を切捨て又は四捨五入により処理する方法により計算

2. 売上げに係る税額の計算につき、上記Ⅱ2.の場合（割戻し計算の場合）は、仕入控除税額も割戻し計算が可能

出典:《参考資料》1-P.17

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

2. 軽減税率制度の概要

軽減税率制度・適格請求書等保存方式の施行スケジュール

	請求書等保存方式 (現行)	区分記載請求書等保存方式 (2019年10月～)	適格請求書等保存方式 (2023年10月～)
税率	8.0% (消費税率6.3%、地方消費税率1.7%)	● 軽減税率 8.0% (消費税率6.24% 地方消費税率1.76%) ● 標準税率 10.0% (消費税率7.8% 地方消費税率2.2%)	
請求書等	請求書の記載事項 ● 発行者の氏名または名称 ● 取引年月日 ● 取引の内容 ● 対価の額(税込) ● 受領者の氏名または名称 交付義務なし・類似書類等交付の罰則なし ※ 免税事業者も発行可	左記に加え ① 軽減対象資産の譲渡等である旨 ② 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込) ※ 上記①②は、交付を受けた事業者の追記可	左記に加え ① 登録番号 ② 税率ごとの消費税額および適用税率 ※「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は、税抜価額または税込価額 交付義務あり・類似書類等交付の罰則あり ※ 免税事業者は発行不可
仕入税額控除の要件	帳簿および請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除可 せり売りなどの代替発行された請求書による仕入税額控除可 中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可 3万円未満の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可	帳簿及び区分記載請求書等(交付を受けた事業者が追記した区分記載請求書等を含む)の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除可	帳簿および適格請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除不可。ただし、以下の特例あり。 2023年10月～2026年9月80%控除可 2026年10月～2029年9月50%控除可 一定の要件の下、媒介者等により交付された適格請求書による仕入税額控除可 請求書等の交付を受けることが困難な一定の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可 原則として、3万円未満の取引も適格請求書等の保存が必要
適格請求書発行事業者登録制度		2021年10月から申請受付・登録開始 ※ 課税事業者のみ登録可	
税額計算	取引総額からの「割戻し計算」	税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」	● 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 ● 適格請求書の税額の「積上げ計算」のいずれかの方法によることが可
売上税額の計算の特例★		軽減税率対象売上げのみなし計算(4年間)	
仕入税額の計算の特例★		軽減税率対象仕入れのみなし計算(1年間) 簡易課税制度の届出の特例(1年間)	

★：税額計算の特例は、中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者)のみに適用が認められます。

出典:《参考資料》2-②-P.6

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

2. 軽減税率制度の概要

■ 適格請求書発行事業者の義務

「適格請求書発行事業者」として登録を受けた事業者は、「適格請求書」の交付・保存義務をはじめ、次のような対応が必要となります。

適格請求書発行事業者の義務	具体的内容
適格請求書の交付	国内において課税資産の譲渡等を行った場合において、他の事業者(免税事業者を除きます)から適格請求書の交付を求められたときは、適格請求書に記載すべき事項を記載して、交付しなければなりません。 また、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録による提供も可能です。
適格請求書の保存	適格請求書を交付した適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書の写しを保存する必要があります。 (電磁的記録については、その電磁的記録の保存が必要です)
売上対価の返還等を行う場合	売上げに係る対価の返還等を行う場合は、その売上げに係る対価の返還を受ける他の事業者に対して、必要事項を記載した「適格返還請求書」を交付しなければなりません。 また、適格返還請求書に交付に代えて、適格返還請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録による提供も可能です。
適格請求書の記載事項に誤りがあった場合	適格請求書の記載事項に誤りがあった場合は、交付した他の事業者に対して、修正した適格請求書を交付しなければなりません。 (電磁的記録により提供したものや適格返還請求書についても同様です)

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

2. 軽減税率制度の概要

■ 中小事業者の税額計算の特例

出典:《参考資料》2-②-P.36～P.50 抜粋

区分経理に対応する準備が整わないなど、国内において行った課税売上げ(税込)または課税仕入れ等(税込)を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者)については、2019年10月からの一定期間について、税額計算の特例を用いて、課税標準額および課税仕入れ等に係る消費税額を計算することができます。

この税額計算の特例は、事業者が行っている事業に応じて、適用できる特例や期間が異なります。

(1) 売上税額の計算の特例

軽減税率制度の下では、原則として、日々の業務において、売上げ及び仕入れについて税率の異なるごとに区分経理を行い、税率の異なるごとに税額計算を行うこととなります。

この点、課税売上げ(税込)を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者は、経過措置として、課税売上げ(税込)の合計額に一定の割合を掛けて軽減税率の対象となる課税売上げ(税込)を計算する特例が認められています。

「一定の割合」については、中小事業者の態様に応じて次のとおりとなります。

① 小売等軽減仕入割合の特例

課税仕入れ等（税込）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税売上げ（税込）に、当該事業に係る課税仕入れ等（税込）に占める軽減税率の対象となる売上げにのみ要する課税仕入れ（税込）の割合（**小売等軽減仕入割合**）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込）を算出し、売上税額を計算できます。

② 軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込）に、通常の連続する10営業日の課税売上げ（税込）に占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げ（税込）の割合（軽減売上割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込）を算出し、売上税額を計算できます。ここでいう通常の連続する10営業日とは、当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う 連続する10営業日であれば、いつかは問いません。

③ 上記①及び②の割合の計算が困難な場合

上記①及び②の割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を50/100とすることができます。

なお、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者とは、適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率の対象となる課税売上げの占める割合がおおむね50%以上である事業者をいいます。

● 特例計算による軽減税率の対象となる課税売上げ(税込)

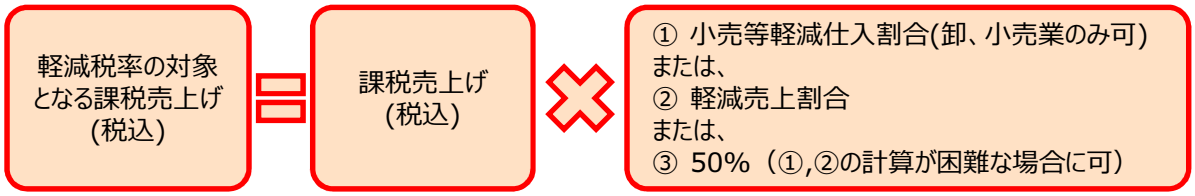

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

2. 軽減税率制度の概要

1) 小売等軽減仕入割合の特例

対象事業者	適用対象期間
次の①から③の要件を満たす中小事業者が適用 ① 軽減対象資産の譲渡等を行う、卸売業または小売業を営む事業者 ② 特例の適用を受けようとする課税期間中に簡易課税制度(簡易課税制度の届出の特例を受ける場合を含む)の適用を受けない事業者 ③ 課税仕入れ等(税込)について、税率の異なるごとに区分経理できる事業者	課税期間のうち、 2019年10月1日から2023年9月30日までの期間

▼ 課税標準額計算のイメージ

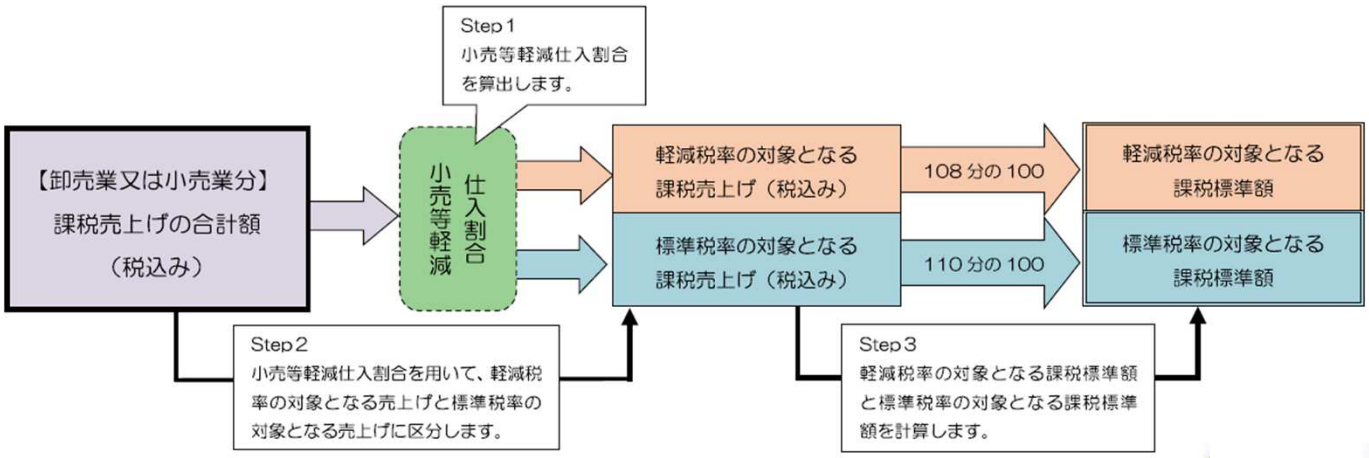

2) 軽減売上割合の特例

対象事業者	適用対象期間
軽減対象資産の譲渡を行う中小事業者であれば、業種に関係なく適用	課税期間のうち、 2019年10月1日から2023年9月30日までの期間

▼ 課税標準額計算のイメージ

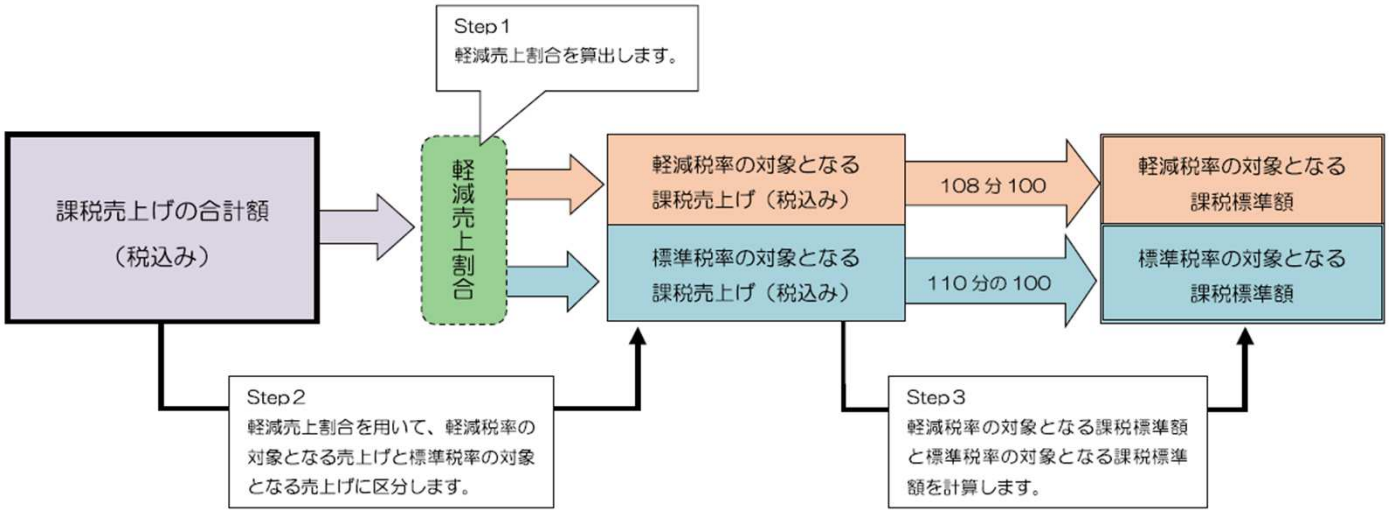

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

2. 軽減税率制度の概要

3) 適用対象期間に関する留意点

売上税額の計算の特例を適用できる期間は、課税期間のうち、2019年10月1日から2023年9月30日までの期間です。

2019年10月1日および2023年9月30日をまたぐ課税期間においては、これらの日の前後で適用関係が異なります。

▼ 課税期間が1月1日から12月31日までの事業者の場合
(2019年10月1日および2023年9月30日をまたぐ課税期間がある場合)

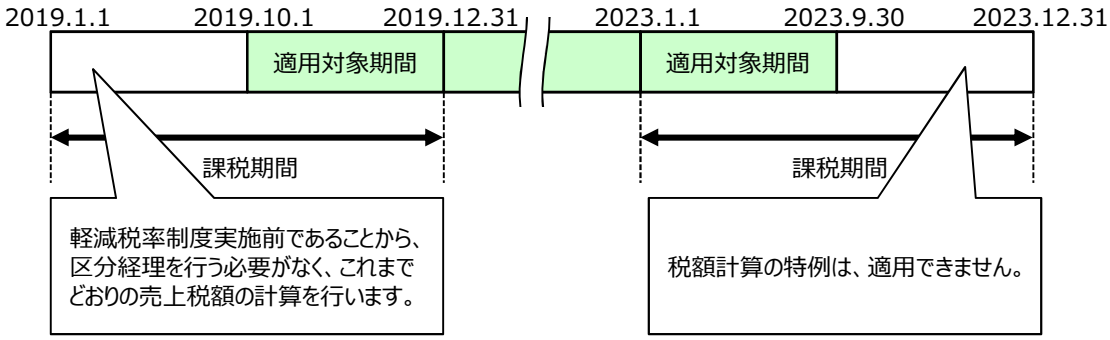

▼ 課税期間が10月1日から9月30日までの事業者の場合

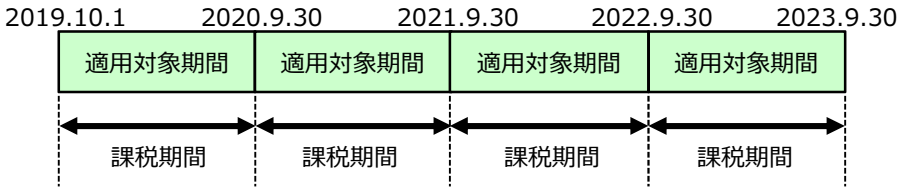

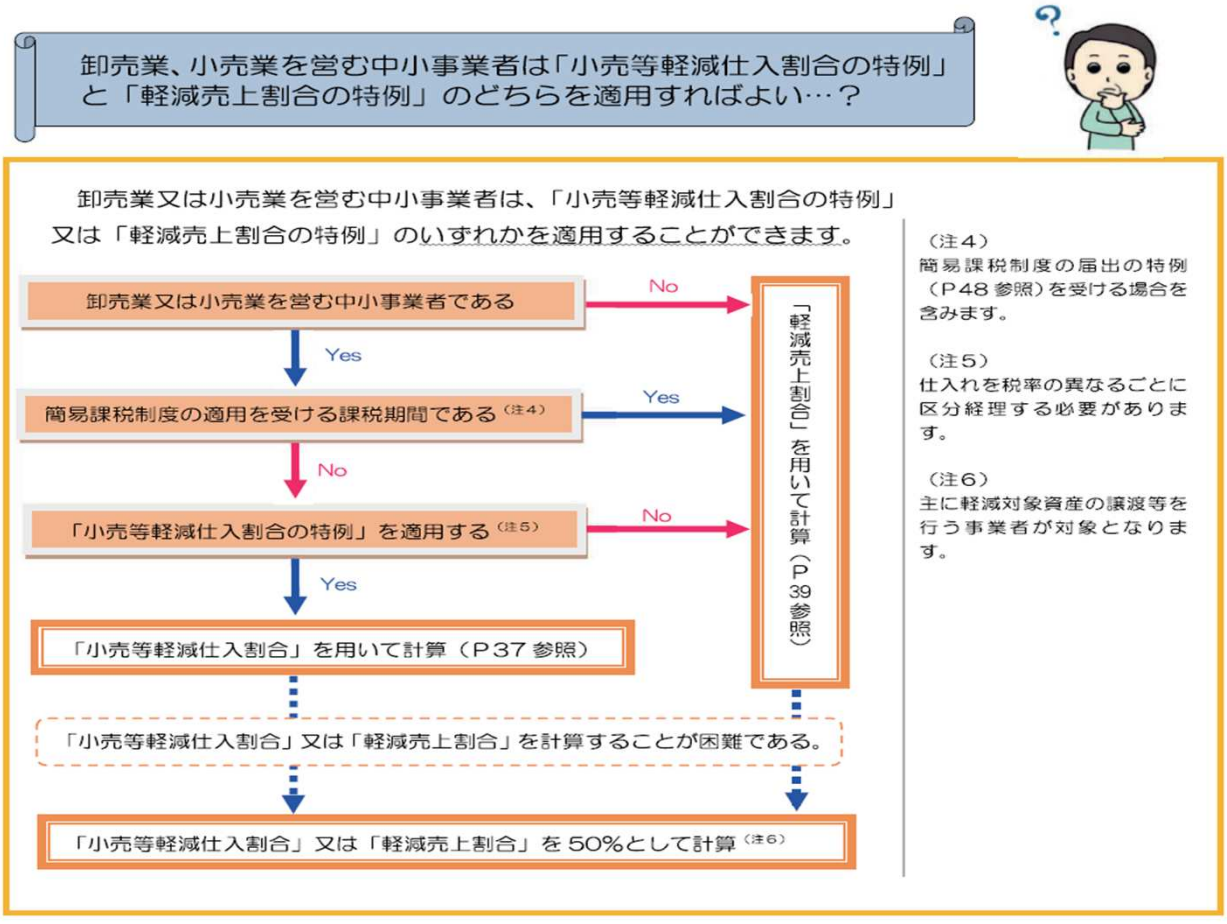

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

2. 軽減税率制度の概要

(2) 仕入税額の計算の特例

課税仕入れ等（税込）を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者は、次の方法により仕入税額を計算する特例が認められています。

① 小売等軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税仕入れ等（税込）に、当該事業に係る課税売上げ（税込）に占める軽減税率の対象となる課税売上げ（税込）の割合（**小売等軽減売上割合**）を乗じて、軽減税率の対象となる課税仕入れ等（税込）を算出し、仕入税額を計算します。

② 簡易課税制度の届出の特例

簡易課税制度の適用に関して、「消費税簡易課税制度選択届出書」（以下、「簡易課税制度選択届出書」といいます。）を提出した課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

● 小売等軽減売上割合の特例 ～ 小売等軽減売上割合を用いて計算する場合

軽減税率の対象となる課税仕入れ等(税込) ＝ 課税仕入れ等の合計額(税込)(卸売業または小売業分) × 小売等軽減売上割合

● 簡易課税制度の届出の特例 ～ 簡易課税制度の計算方法により計算する場合

課税仕入れ等に係る消費税額 ＝ 課税売上げに係る消費税額 × みなし仕入率

1) 小売等軽減売上割合の特例

対象事業者	適用対象期間
次の①から③の要件を満たす中小事業者が適用 ① 軽減対象資産の譲渡等を行う、卸売業または小売業を営む事業者 ② 特例の適用を受けようとする課税期間中に簡易課税制度(簡易課税制度の届出の特例の適用を受ける場合を含む)の適用を受けない事業者 ③ 課税売上げ(税込)について、税率の異なるごとに区分経理できる事業者	課税期間のうち、 2019年10月1日から2020年9月30日の属する課税期間の末日までの期間

2019年10月1日をまたぐ課税期間においては、2019年10月1日の前後で適用関係が異なります。

▼ 課税期間が1月1日から12月31日までの事業者の場合
(2019年10月1日をまたぐ課税期間がある場合)

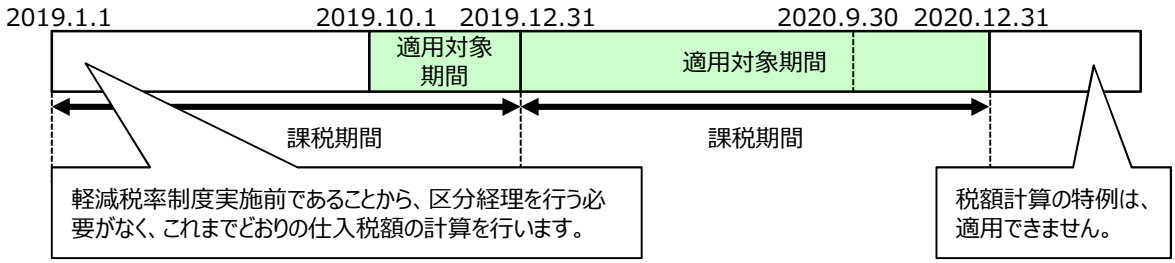

▼ 課税期間が10月1日から9月30日までの事業者の場合

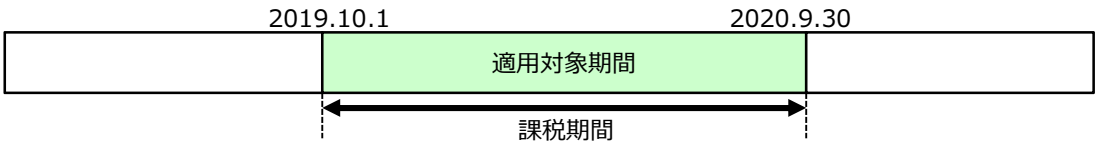

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

2. 軽減税率制度の概要

▼ 課税仕入れ等の税額計算のイメージ

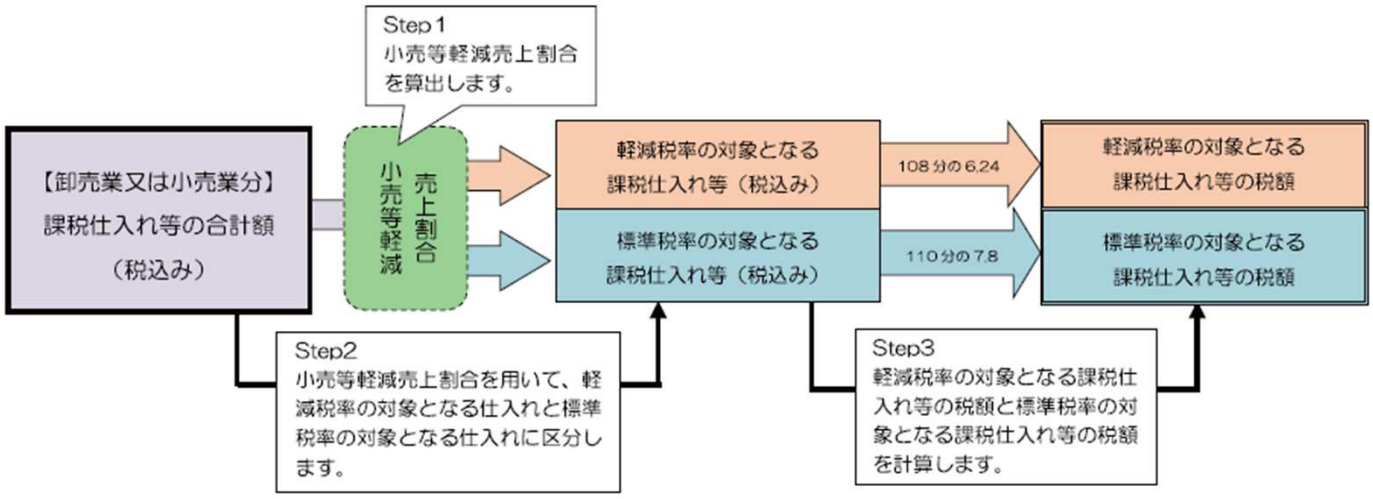

2） 簡易課税制度の届出の特例

対象事業者	適用対象期間
中小事業者は、課税仕入れ等(税込)を税率の異なるごとに区分することについて困難な事情があれば適用	2019年10月1日から2020年9月30日までの日の属する課税期間。 なお、本件特例を適用した場合、事業を廃止したとき等を除き、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、簡易課税制度の適用をやめることはできない。

▼ 課税期間が1月1日から12月31日までの事業者の場合

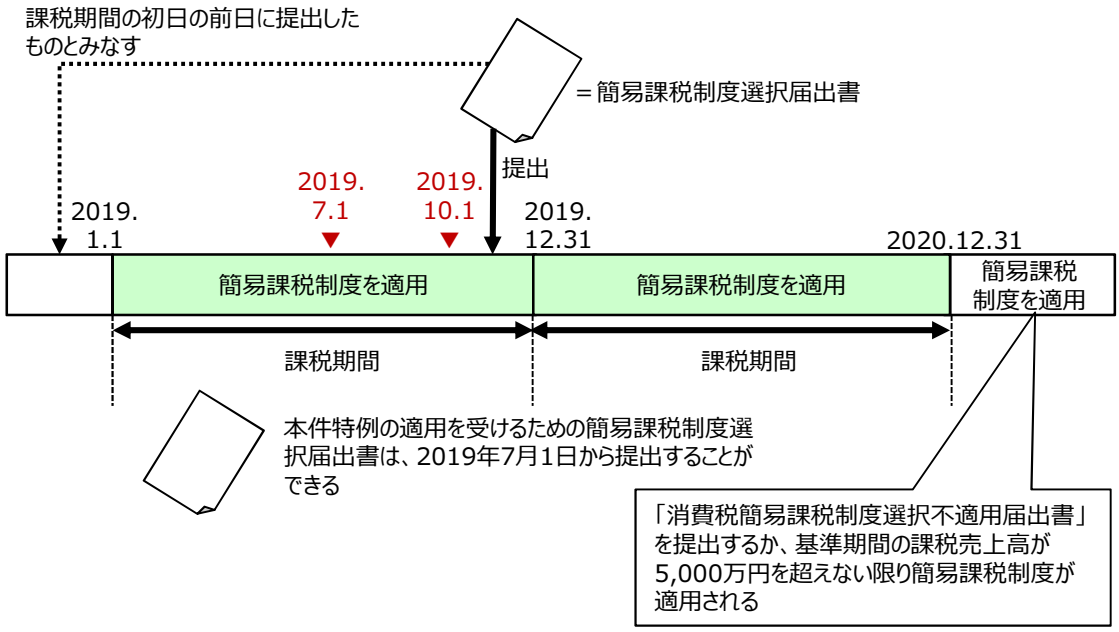

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

2. 軽減税率制度の概要

(3) 売上げおよび仕入れの両方を区分経理することが困難な場合

中小事業者が課税売上げ(税込)および課税仕入れ等(税込)のいずれも税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある場合は、売上税額の計算の特例と仕入税額の計算の特例を併用することができます。併用できる計算の特例は、卸売業および小売業を営むかどうか等によって異なります。

1) すべての中小事業者(卸売業または小売業を営む事業者の特例を適用しない場合)

売上税額の計算の特例	仕入税額の計算の特例
軽減売上割合の特例	簡易課税制度の届出の特例

2) 卸売業または小売業を営む中小事業者

次の①から③のいずれかを選択して適用することができます。

	売上税額の計算の特例	仕入税額の計算の特例
①	軽減売上割合の特例	簡易課税制度の届出の特例
②	軽減売上割合の特例	小売等軽減売上割合の特例 → 算出した軽減売上割合を小売等軽減売上割合として計算
③	軽減売上割合を50%とみなして計算	小売等軽減売上割合の特例 → 小売等軽減売上割合を50%として計算

【参考：卸売業又は小売業を営む中小事業者の税額計算の特例の併用パターン】

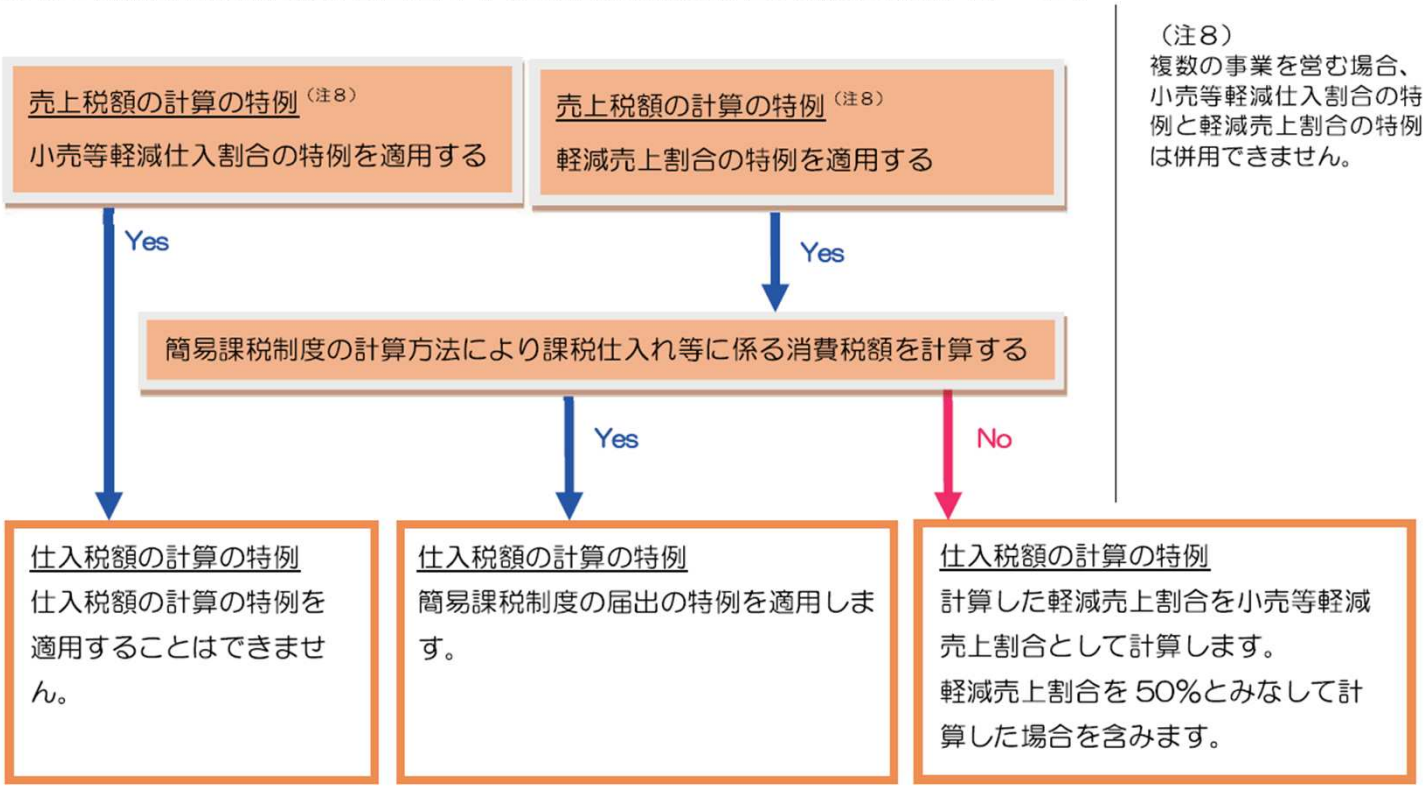

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

2. 軽減税率制度の概要

■ 軽減税率対策補助金制度

出典:《参考資料》2-②-P.66 抜粋

- 軽減税率対策補助金(中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金)とは
  軽減税率対策補助金事務局(中小企業庁)では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

- 軽減税率対策補助金の申請受付期限
  軽減税率対策補助金の申請受付期限は、2019年12月16日まで。
  ただし、複数税率対応レジおよび受発注システムの導入または改修を終え、支払いを完了する期限は2019年9月30日となっています。
  なお、B－1型(受発注システムの改修)については、2019年6月28日までに交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、2019年9月30日までに、受発注システムの改修・入替を完了(支払いの完了を含む)してください。そして、すべての支払いが完了した後、2019年12月16日までに事業完了報告書を提出してください。

詳しくは、軽減税率対策補助金事務局のホームページをご覧ください。

また、軽減税率対策補助金のご相談については、

専用ダイヤル　０５７０－０８１－２２２

【受付時間　９：００～１７：００(土日祝除く)】

をご利用ください。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

3-1. 日々の業務で対応が必要となることは

仕 入 れ（経 費）

- ■ 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）があるか確認する。
- ■ 軽減税率対象品目の仕入れ（経費）がある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」の記載がなければ、その取引の事実に基づき追記することも可能。
- ■ 請求書等に基づき、仕入れ（経費）を税率ごとに分けて帳簿等に記帳する。

軽減税率対象品目の売上げがなくても、会議費や交際費としての飲食料品を購入する場合は対応が必要です。

売 上 げ

- ● 軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問い合わせに答えられる準備をする。
- ● 軽減税率対象品目の売上げがある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額」を記載して交付する。
- ● 請求書等（控）に基づき、売上げを税率ごとに分けて帳簿等に記帳する。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

申 告

- ◎ 税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算する。
- ◎ 税率ごとに区分することが困難な場合、税額計算の特例により計算する。

● 飲食料品の卸売業を営む事業者の例

■ 仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率が正しいか確認

■ 商品等の税率管理

■ 毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿等に記帳

■ 必要に応じ、複数税率に対応したシステムの導入・改修

システムの導入・改修が必要な中小企業等の方は支援措置があります

■ 必要事項を記載した請求書を売上先に交付

請求書

2019年11月1日

東京商事 御中

日食協食品

10月分 16,400円(税込)

日付	品名	金額
10/10	小麦粉 ※	5,400
10/20	お酒	11,000
合 計		16,400
10% 対象		11,000
8% 対象		5,400

※軽減税率対象

←区分記載請求書等の例

※区分記載請求書等と適格請求書等では記載事項が異なります。

出典:《参考資料》2-①-P.2抜粋

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

3-2. 軽減税率の対象品目

(1) 対象範囲

飲食料品

もっと詳しく

■ 栄養ドリンクの適用税率は…？

いわゆる栄養ドリンクのうち、「医薬品」や「医薬部外品」に該当するものの販売は、軽減税率の対象となりませんが、「医薬品」や「医薬部外品」に該当しない栄養ドリンクは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の対象となります。

参考

食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）

第２条第１項

この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第１項に規定する医薬品、同条第２項に規定する医薬部外品及び同条第９項に規定する再生医療等製品を除き、食品衛生法第４条第２項に規定する添加物（第４条第１項第１号及び第11条において単に「添加物」という。）を含む。）をいう。

出典:《参考資料》2-②-P.9,10抜粋

新　聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

(2) 一体資産

「一体資産」とは、おもちゃ付きお菓子の様に食品と食品以外があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。一体資産のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります。）

▼ 軽減税率対象

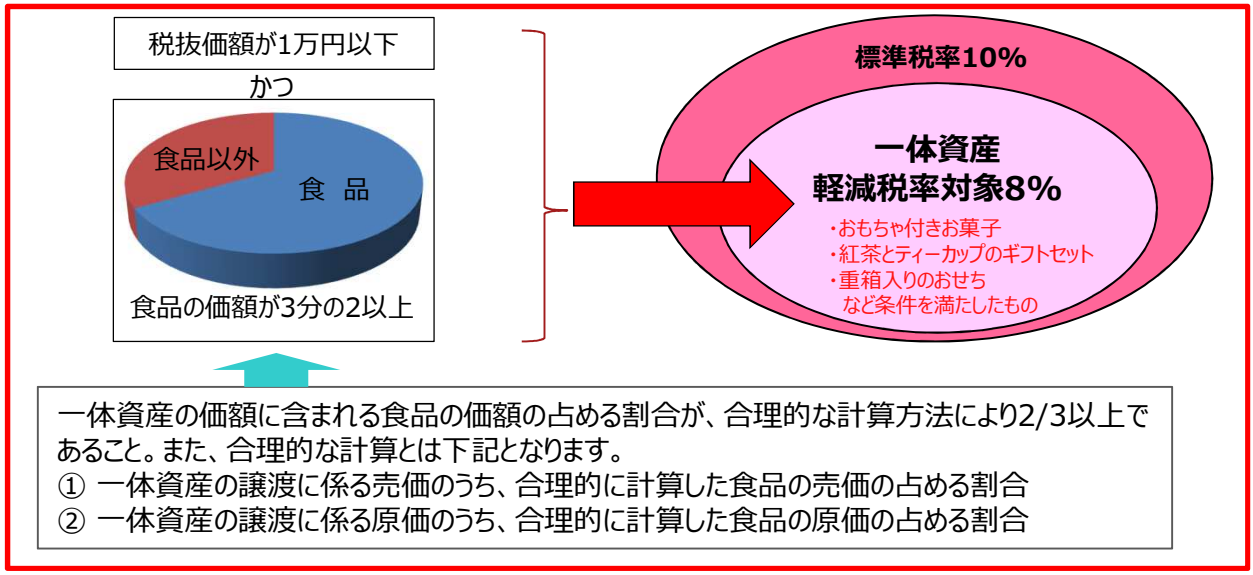

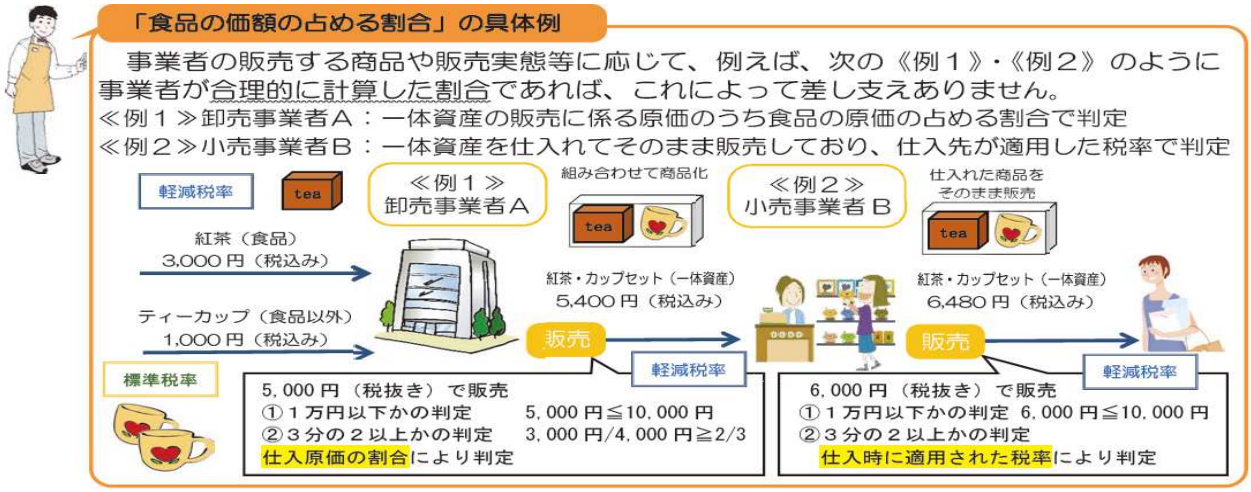

(3) 外食･ケータリング等

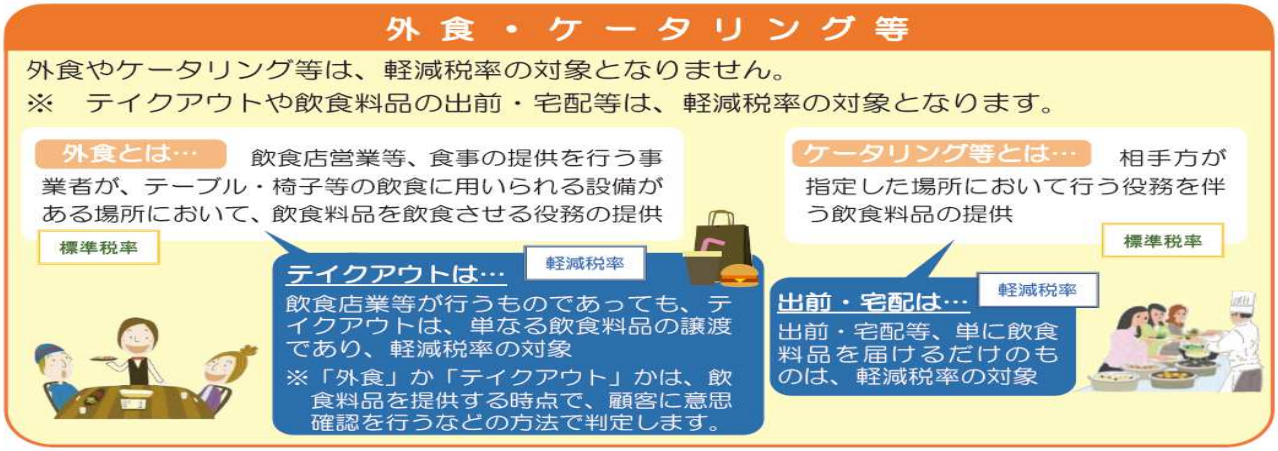

出典:《参考資料》2-①-P.4抜粋

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

3-3. 適用税率の判定

適用税率の判定は、**「事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。」**に準拠する必要があります。
よって、卸売業者における**仕入時は製造業者が判定し、売上時は卸売業者が判定します。**

上記を踏まえ、適用税率は飲食料品を譲渡する時点で、**譲渡事業者である製造業が決定**します。
その税率を卸売業各社が管理している商品マスタや税率に関連するマスタなどに保持し、索引して、小売業への譲渡時に税率を判定します。

したがって、**卸売業は、製造業決定の税率を引き継ぎ**、小売業との取引に際し、製造業が判定した税率を用いることになります。

適用税率の判定時期

軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、飲食料品を販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、その取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

例）・食用として販売した重曹を購入者が清掃用に用いたとしても、販売時の税率は軽減税率
・清掃用として販売した重曹を購入者が食用に用いたとしても、販売時の税率は標準税率

出典:《参考資料》2-②-P.9抜粋

（適用税率の判定時期）

問 11　課税資産の譲渡等の適用税率の判定は、いつの時点で行うのでしょうか。

【答】

軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、適用税率の判定に当たっては、

① 販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（軽減通達２）。

② 販売する事業者が、人の飲用又は食用以外に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれを飲用又は食用に供する目的で購入し、又は実際に飲用又は食用に供したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

出典:《参考資料》2-③-P.11抜粋

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

(1) 判定イメージ

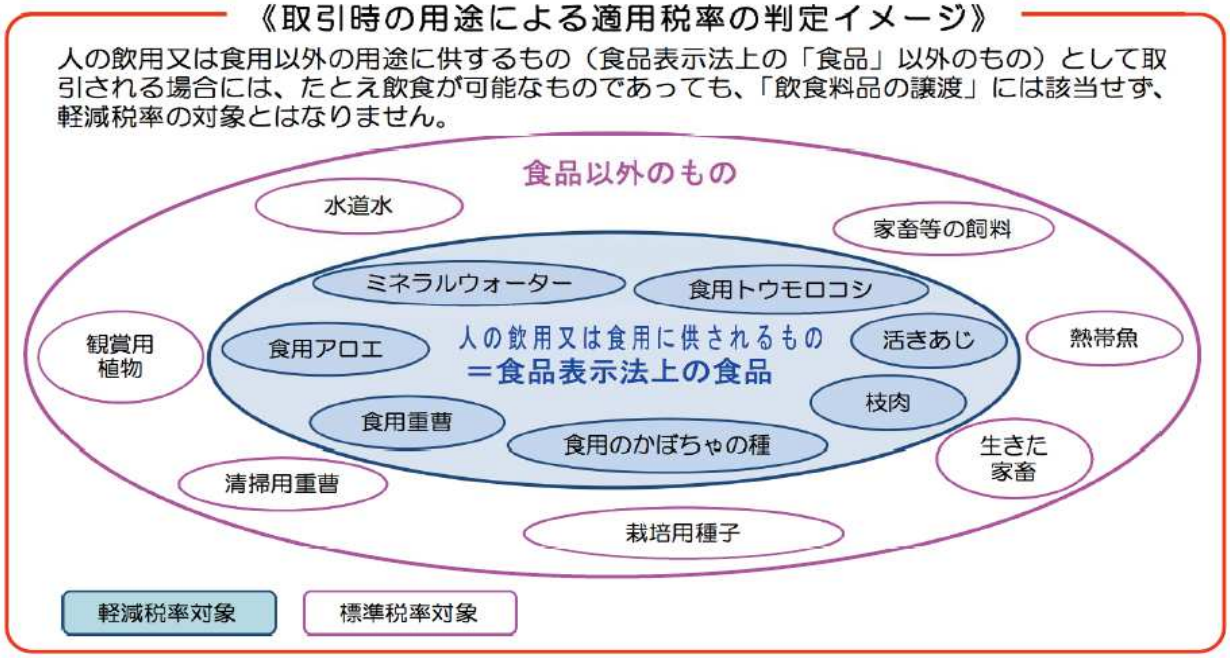

出典:《参考資料》2-②-P.10抜粋

(2) 商品のみで税率判定できないケース

軽減税率は「人の飲用、食用に供されるもの」である商品に適用されますが、商品マスタより税率を索引するだけでは正しい税率を判定できない場合があります。

例えば、飲食料品を廃棄するための手数料は「標準税率」となります。

▼ 軽減税率対象外

- 廃　棄
- 物流費
- 役　務

・・・などは、標準税率となります。

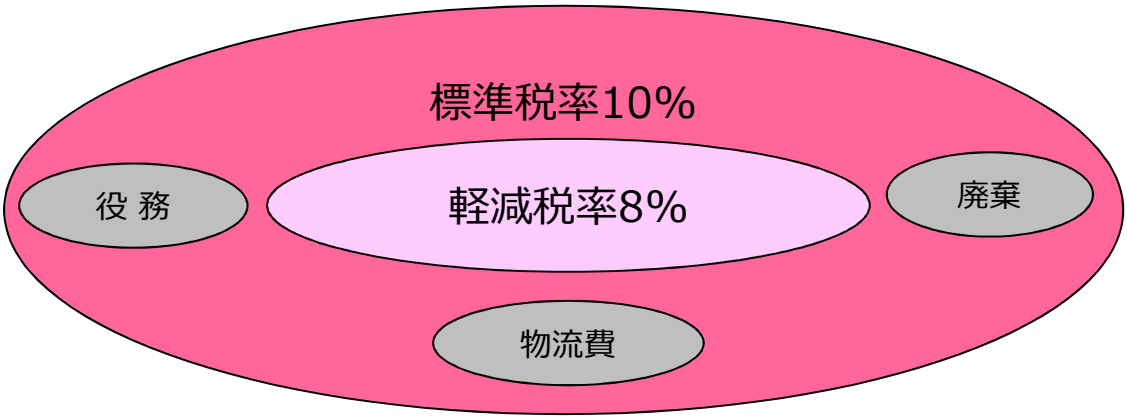

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

(3) 一体資産の税率判定

本来卸売業は、製造業決定の税率を引き継ぎ、小売業との取引に際し、製造業が判定した税率を用いることになりますが、一体資産(ギフトセット、玩具菓子等）では、製造業から軽減税率で仕入れたとしても、**卸売業が販売する時点の対価の額が1万円を超える場合、その税率は、「標準税率」となります。**

(4) 軽減税率対象商品の汚破損時の税率について

[平成29年4月1日現在法令等]
心身又は資産に対して加えられた損害の発生に伴って受ける損害賠償金については、
通常は資産の譲渡等の対価に当たりません。
ただし、その損害賠償金が資産の譲渡等の対価に当たるかどうかは、
その名称によって判定するのではなく、
その実質によって判定すべきものとされています。

例えば、次のような損害賠償金は、
その実質からみて資産の譲渡又は貸付けの対価に当たり、課税の対象となります。
1. 損害を受けた棚卸資産である製品が加害者に対して引き渡される場合において、
その資産がそのまま又は軽微な修理を加えることによって使用することができるときに
その資産の所有者が収受する損害賠償金
2. 特許権や商標権などの無体財産権の侵害を受けた場合に権利者が収受する損害賠償金
3. 事務所の明渡しが遅れた場合に賃貸人が収受する損害賠償金

(消基通5-2-5)
国税に関するご相談は、国税局電話相談センター等で行っていますので、
税についての相談窓口をご覧になって、電話相談をご利用ください。

- 破損した商品が使用可能で物流業者に引き取ってもらえる場合
  ⇒ 課税売上（飲食料品として引き取らせるのであれば軽減税率）として処理します。
- 破損した商品が使用不可で物流業者から弁償金を貰う場合
  ⇒ 不課税取引として処理します。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

3-4. 区分記載請求書等保存方式と適格請求書等保存方式

(1) 区分記載請求書等保存方式

請求書等	● 売り手が発行する請求書の記載事項に以下の事項が加えられます。 **①軽減税率の対象品目である旨** **②税率ごとに合計した対価の額(税込)** なお、現行どおり、売り手には区分記載請求書の交付義務・写しの保存義務は課されません。 ● 買い手は、区分記載請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。 ● 2019年9月以前同様、「請求書等」は紙ベースで保存することが義務付けられるため、電子メールやEDI等、データで請求を受領した場合は、請求書等（書類）の交付を受けられなかったことにつき「やむを得ない理由がある」として、「請求書等」を紙で保存しておかなくても、「帳簿のみ」の保存で仕入税額控除を行うことが認められます。
納付税額計算	**現行どおり**、適用税率ごとの取引総額からの**「割戻し計算」**を維持します。

「区分記載請求書等保存方式への具体的対応」

仕入税額控除の適用を受けるために保存する法定事項が記載された**帳簿**及び**請求書等**に対して、その仕入が軽減税率の対象となる資産の譲渡等に係るものか、それ以外のものかの区分を明確にするための記載事項が追記で必要になります。

出典：《参考資料》2-②-P.23,24より

帳簿の記載事項

① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
② 課税仕入れを行った年月日
③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
追加（軽減税率の対象品目である旨）
④ 課税仕入れに係る支払対価の額

【帳簿の記載例】

総勘定元帳（仕入）　（税込経理）

XX年 月	日	摘要		税区分	借方 (円)
11	30	△△商事㈱	11月分 日用品	10%	88,000
11	30	△△商事㈱	11月分 食料品	8%	43,200
②		①	③		④

区分記載請求書等の記載事項

① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
② 課税資産の譲渡等を行った年月日
③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
追加（軽減税率の対象品目である旨）
追加 ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込）
⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

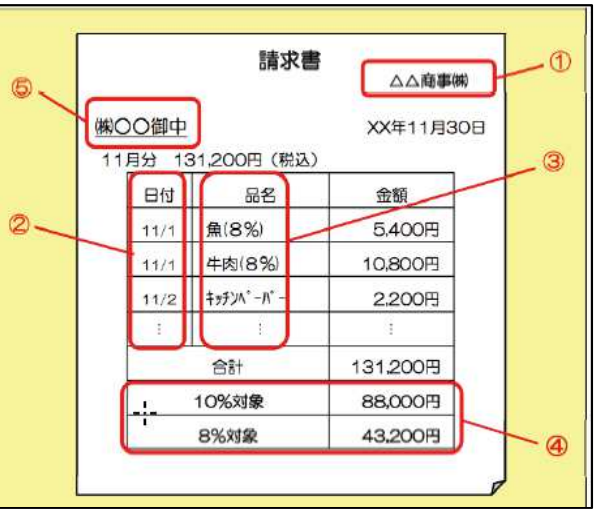

・③の記載は、その内容が軽減税率の対象となるものであるか、それ以外のものであるかが明確になるよう個別の商品名等の記載が必要。
・④の記載は、「税率ごとに区分した税抜額の合計額及び消費税額」の記載でも問題ない。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

(2) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

請求書等	● **登録を受けた課税事業者**(売り手)に対して、事業者から求められた場合の**適格請求書の交付・交付した適格請求書の写しの保存を義務付けます**。 ● 買い手は、適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。
納付税額計算	売上・仕入税額計算は、**「適格請求書」に記載のある消費税額の「積上げ計算」**と適用税率ごとの取引総額からの**「割戻し計算」のいずれかの方法**となります。 **ただし、売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」**にします(端数処理による益税を防止)

仕入(購買)側の課税事業者(消費税の納税義務がある事業者が対象、免除されている小規模事業者を除く)は、原則として売上(販売)側の課税事業者が発行する「適格請求書等(インボイス)」の保存がある仕入れのみを控除することができる方式です。

また、「適格請求書等(インボイス)」の発行に当たっては、適格請求書発行事業者登録申請が必須となりますので、手続きの面でも注意が必要です。なお、免税事業者は適格請求書発行事業者になることができず、偽りの交付行為に対しては罰則が設けられています。

適格請求書の記載事項

追加 ① 適格請求書発行事業者の氏名又は登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
追加 ⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
追加 ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

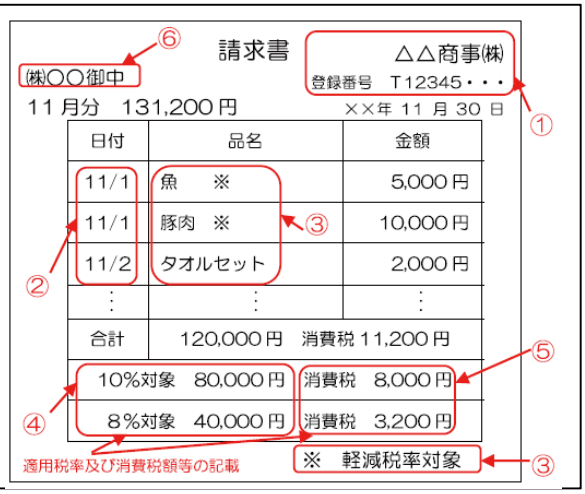

出典：《参考資料》2-②-P.54より

(3) 記載事項のまとめ

請求書等保存方式（現行） → **区分請求書等保存方式（2019年10月～）** → **適格請求書等保存方式 <インボイス制度>（2023年10月～）**

①請求書発行者の氏名または名称
②取引年月日
③取引の内容
④対価の額(税込)
⑤請求書受領者の氏名または名称

同左プラス
⑥軽減税率の対象品目である旨
⑦税率ごとに合計した対価の額(税込)

同左プラス
⑦税率ごとに合計した対価の額**（税込または税抜）**
⑧登録番号
⑨税率ごとの消費税額および適用税率
→適用税率は数値の明記が必要

参 考

適格請求書等保存方式を見据えたシステム改修
適格請求書等の発行に対応したシステムに改修を行えば、区分記載請求書等としての発行も可能です。
(区分記載請求書等として、必要な事項は満たされていることとなる)

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

(4) 適格請求書等保存方式の書式

インボイスの書式は、イコール請求書とは限らず、
その呼称と関係なく「法律の定める要件を満たすもの」となります。
※インボイスは保存義務があります(請求書は、売り手が請求書控を保存、買い手が請求書を保存します)

① 請求書のみで要件を満たす場合
② 納品書と請求書を合わせて要件を満たす場合
③ 納品書のみで要件を満たす場合
④ 支払案内書のみで要件を満たす場合

例1. 請求書のみで要件を満たす場合

インボイス要件を全て請求書に記載(請求書の商品明細に標準と軽減税率を分けて記載)

東京商事 御中

納品書

日食協食品(株)
納品日:2023年10月1日
伝票番号 1000

商品名	数量(CS)
冷凍食品A	2
冷凍食品B	1
ビールA	1

日食協食品(株)
日:2023年10月5日
伝票番号 2000

商品名	数量(CS)
冷凍食品B	4

	インボイス	保存義務
納品書	×	×
請求書	○	○

東京商事 御中

● 10月分ご請求(2023年10月1日～31日)

請求書

日食協食品(株)
登録番号:T1234567890123
作成日:2023年11月1日

標準税率対象商品代金	6,620 円	消費税(10%)	662 円
軽減税率対象商品代金	43,970 円	消費税(8%)	3,518 円
ご請求金額	54,770 円	(内消費税	4,180)円

《内訳》

納品日	伝票番号	商品名	単価	数量(CS)	税率(%)	金額(税抜)
2023/10/1	1000	冷凍食品A	7,560	2	8	15,120
		冷凍食品B	5,770	1	8	5,770
		ビールA	6,620	1	10	6,620
2023/10/5	2000	冷凍食品B	5,770	4	8	23,080

税率ごとに端数処理1回(取引金額を税率ごとに合計し、消費税額を計算)

■ **インボイスの対象となる帳票類のイメージ図**

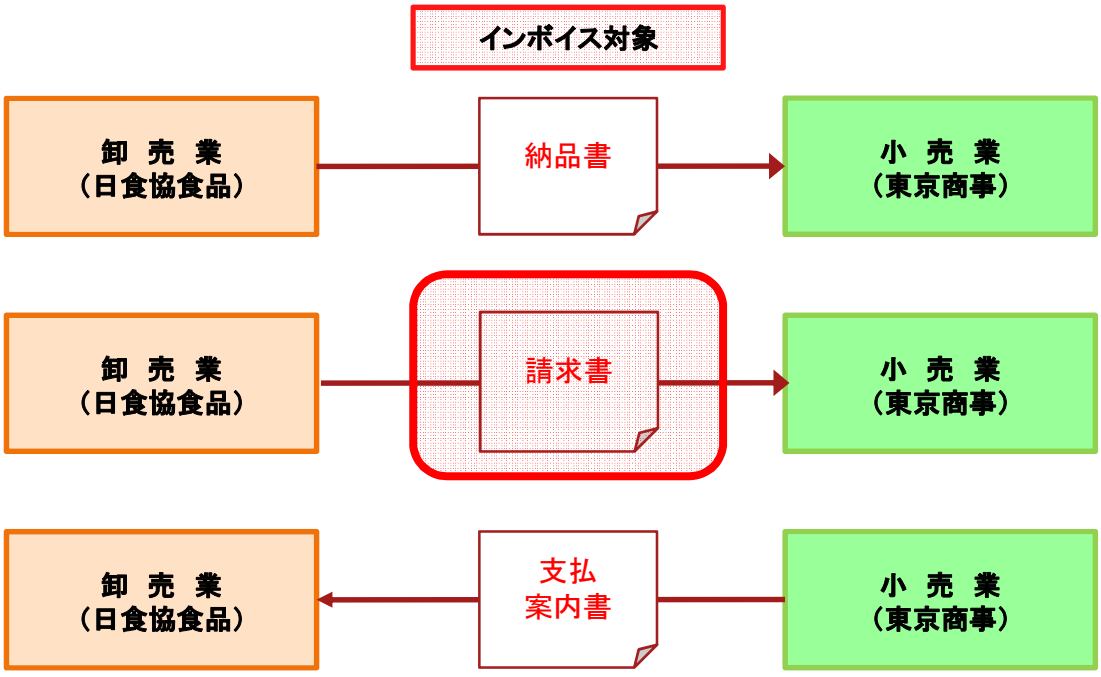

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

例2. 納品書と請求書を合わせて要件を満たす場合

請求書にて税率ごとの合計金額(税抜)に消費税計算、端数処理を実施。

東京商事 御中

納品書

日食協食品(株)
納品日:2023年10月1日
伝票番号 1000

商品名	単価	数量(CS)	税区分	軽減対象	金額
冷凍食品A	7,560	2	外税	*	15,120
冷凍食品B	5,770	1	外税	*	5,770
ビールA	6,620	1	外税		6,620

*:軽減税率対象品目　　合計金額(税抜) 27,510円

納品書

日食協食品(株)
納品日:2023年10月5日
伝票番号 2000

商品名	単価	数量(CS)	税区分	軽減対象	金額
冷凍食品B	5,770	4	外税	*	23,080

*:軽減税率対象品目　　合計金額(税抜) 23,080円

東京商事 御中

請求書

日食協食品(株)
登録番号:T1234567890123
作成日:2023年11月1日

● 10月分ご請求(2023年10月1日～31日)

標準税率対象商品代金	6,620 円	消費税(10%)	662 円
軽減税率対象商品代金	43,970 円	消費税(8%)	3,518 円
ご請求金額	54,770 円	(内消費税	4,180 円)

《内訳》

納品日	伝票番号	適用税率	金額(税抜)
2023/10/1	1000	8%	20,890
		10%	6,620
2023/10/5	2000	8%	23,080

税率ごとに端数処理1回
(各明細の取引金額を税率ごとに合計し、請求書において消費税額を計算)

	インボイス	保存義務
納品書	一体として	○
請求書		○

■ インボイスの対象となる帳票類のイメージ図

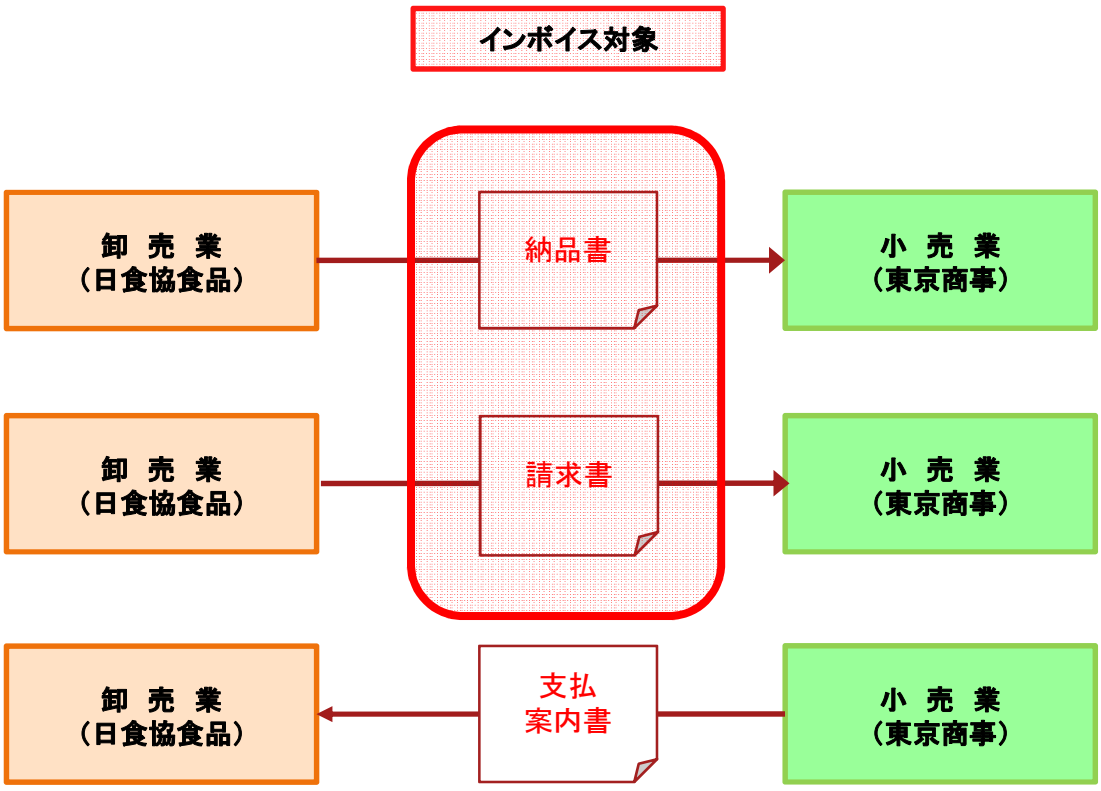

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

例3. 納品書のみで要件を満たす場合（現金取引等）

- インボイス要件を全て納品書に記載。(納品明細に軽減税率対象判別を記載)
- 請求書の消費税額を納品書の積上げ。(積上げにしないと入金時に差異になる可能性あり)

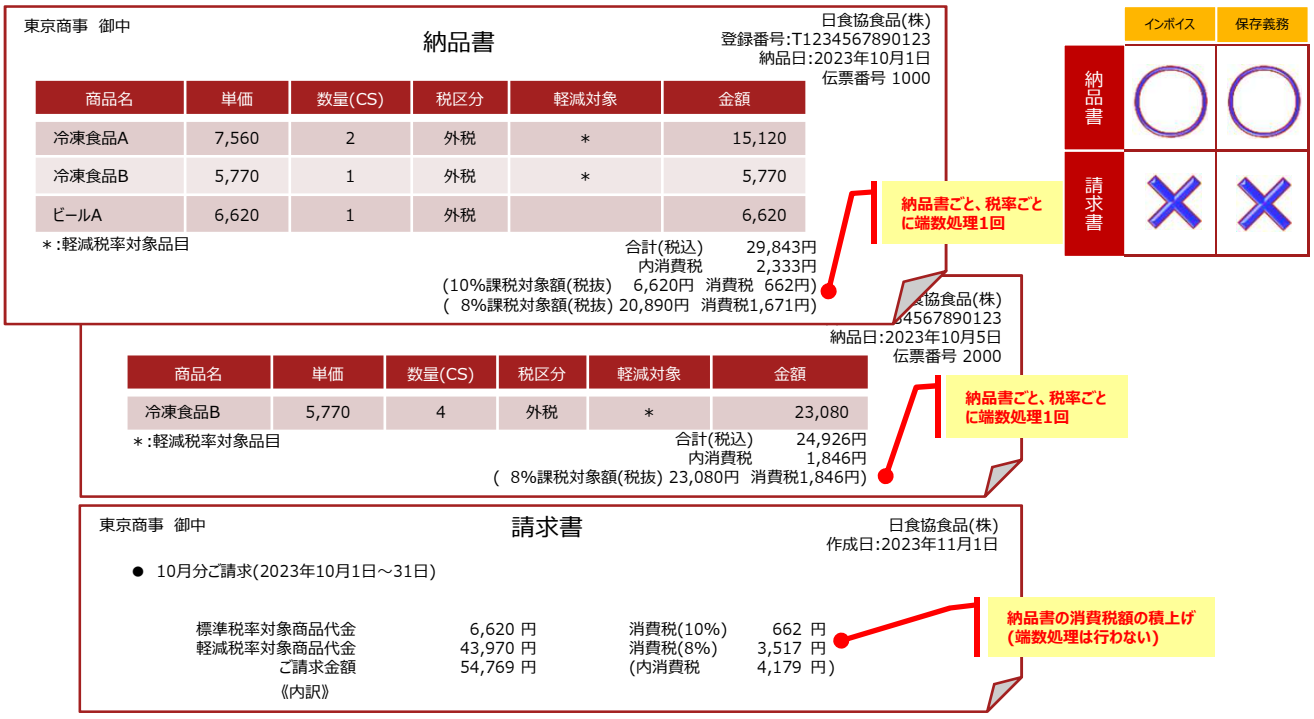

■ インボイスの対象となる帳票類のイメージ図

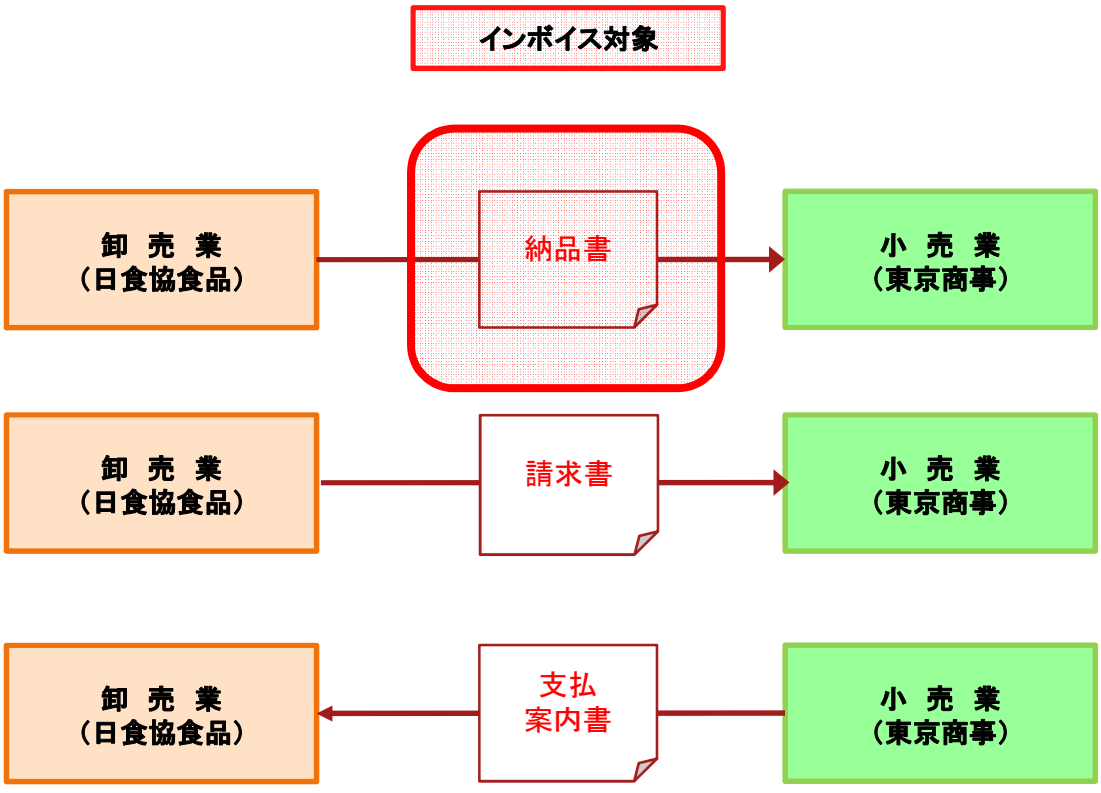

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

例4. 支払案内書のみで要件を満たす場合（請求レス）

- インボイス要件を全て支払案内書に記載(支払案内書の明細に標準と軽減税率を分けて記載)
- 売り手に内容確認。

東京商事 御中

納品書

日食協食品(株)
納品日:2023年10月1日
伝票番号 1000

商品名	数量(CS)
冷凍食品A	2
冷凍食品B	1
ビールA	1

日食協食品(株)
日:2023年10月5日
伝票番号 2000

商品名	数量(CS)
冷凍食品B	4

	インボイス	保存義務
納品書	×	×
支払案内	○	○

売り手への内容確認

日食協食品(株) 御中
登録番号:T1234567890123

支払案内書

東京商事
作成日:2023年11月1日

- 10月分お支払(2023年10月1日～31日)
- 支払案内書の内容に訂正・誤り等がありましたら、30日以内にご連絡ください。

《内訳》

標準税率対象商品代金 6,620 円 消費税(10%) 662 円
軽減税率対象商品代金 43,970 円 消費税(8%) 3,518 円
お支払金額 54,770 円 (内消費税 4,180 円)

納品日	伝票番号	商品名	単価	数量(CS)	税率(%)	金額(税抜)
2023/10/1	1000	冷凍食品A	7,560	2	8	15,120
		冷凍食品B	5,770	1	8	5,770
		ビールA	6,620	1	10	6,620
2023/10/5	2000	冷凍食品B	5,770	4	8	23,080

税率ごとに端数処理1回
(取引金額を税率ごとに合計し、消費税額を計算)

■ インボイスの対象となる帳票類のイメージ図

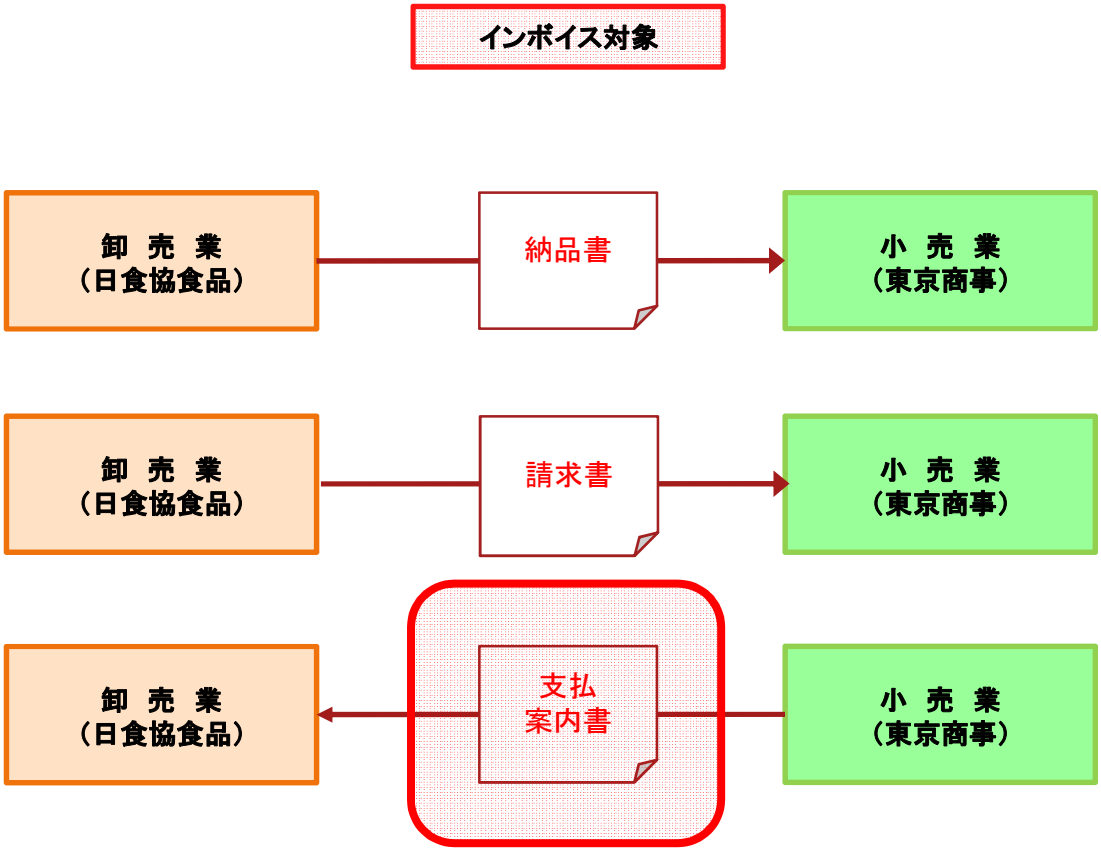

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

(5) 電子インボイス

- 電子インボイス要件（適格請求書等保存方式の記載要件、電子帳簿保存法に規定する保存要件）を満す必要があります。
- 売り手は適格請求書を書面による交付に代えて、適格請求書データとして相手方に交付することができます。この場合、適格請求書データは、「電子帳簿保存法」に規定する保存方法に準じて保存する必要があります。（税務署長の承認不要）**例1**
  ※ 買い手の保存方法も同様です。
  ただし、提供を受けたデータを書面により保存する場合には、電子帳簿保存法に規定する保存方法に準じた保存は不要です。
- また、売り手は適格請求書を出力し書面で交付した場合、そのデータを電磁的記録による保存をもって書類の保存に代えることができます。**例2**（税務署長の承認必要）
- 上記以外の保存方法は、下記図を参照してください。

帳簿書類等の保存方法

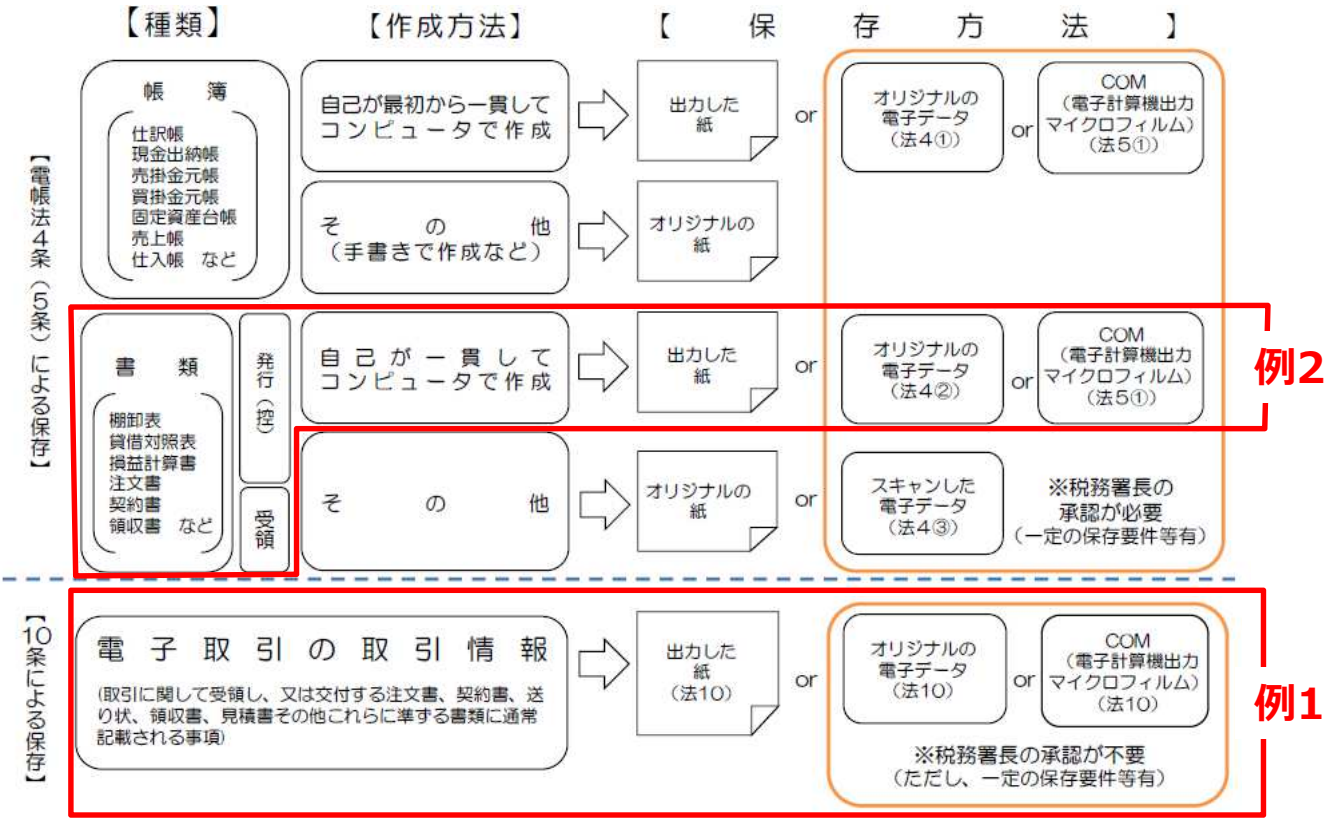

※ 出典:《参考資料》2-⑧-P.4

適格請求書に係る電磁的記録とは、適格請求書の記載事項を記録した電子データをいい、電磁的記録による提供方法としては、光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供のほか、例えば、以下の方法があります。

① EDI取引における電子データの提供
② 電子メールによる電子データの提供
③ インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じた電子データの提供

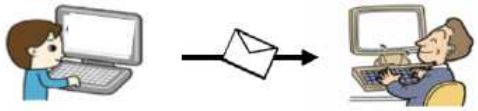

メールによる提供　　電磁的記録による保存

出典：《参考資料》2-②-P.53より

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

例1. 書面による適格請求書の交付に代えて、電子データによる交付

売り手は適格請求書を書面による交付に代えて、適格請求書データとして相手方に交付することができます。この場合、適格請求書データは、「電子帳簿保存法」に規定する保存方法に準じて以下の措置を講じる必要があります。（税務署長の承認不要）

① **次のいずれかの措置を行う**
- タイムスタンプを付するとともに、その電子データの保存を行う者又は直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておく
- 正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う
  a. 自らの規程のみによって防止する場合
     データの訂正削除を原則禁止とし、業務の都合により訂正削除する場合は、事務処理規程に定めされた手続きによって行う。また、データ管理責任者及び処理責任者を明確にしておく。
  b. 取引相手との契約によって防止する場合
     事前に取引相手とデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。その場合、電子取引の種類を問わないこと。

② **システム関係書類等の備え付け**
システム概要書を備付けておくこと。

③ **見読性可能性の確保**
電子データを保存しておく場所に操作説明書を備え付け、速やかにディスプレイ及びプリンターより整然とした形式及び明瞭な状態で出力できるようにしておくこと。

④ **検索機能の確保**
次の要件を満たす検索機能を確保しておくこと。
- 取引年月日、その他の日付、取引金額その他の主要な項目（請求年月日、請求金額、取引先名称等）を検索条件として設定できること
- 日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定できること
- 2つ以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できること

※今後、登録番号による検索が必須になる可能性がある
※詳しくは、《参考資料》2-⑤-P.41参照。

例2. 適格請求書を出力し書面で交付し、そのデータ保存をもって書類の保存に代える

自己の業務システムで作成した適格請求書を出力し書面で交付した場合、その電磁的記録による保存をもって適格請求書控えの保存に代えるには、以下の措置を講じる必要があります。
（税務署長の承認必要）

① **システム関係書類等の備え付け**
システム概要書、システム仕様書、事務処理マニュアル等を備付けておくこと。

② **見読性可能性の確保**
電子データを保存しておく場所に操作説明書を備え付け、速やかにディスプレイ及びプリンターより整然とした形式及び明瞭な状態で出力できるようにしておくこと。

③ **検索機能の確保**
次の要件を満たす検索機能を確保しておくこと。
- 取引年月日、その他の日付を検索条件として設定できること
- 日付に係る記録項目は、その範囲を指定できること

※今後、登録番号による検索が必須になる可能性がある。
※詳しくは、《参考資料》2-⑤-P.40参照。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

(6) その他

- 「請求書鑑」として、前回締めまでの請求残高、今回締め分までの入金額などに対する税額表記は不要です。(今回の請求金額のみでよい)

- 請求書、納品書等の明細において、標準・軽減税率を識別するために、軽減税率対象商品に記号等(「※」、「＊」等)を表記しますが、逆に標準税率に対して記号表記してもよいが、必ず軽減税率対象品目に対し、記号なしである旨を表記する必要があります。
  (注釈例) ・軽減税率対象商品 :「＊印は軽減税率対象(8%)適用商品」
  ・軽減税率対象商品 :「無印(＊なし)は軽減税率対象(8%)適用商品」

- 電子インボイスなどに必要となる要件項目を全て保存しなくとも、データ内に関連するコードなどと紐づく形式で、別保存(マスタなど)が認められています。ただしその場合、マスタ変更などの履歴データ(その時点のマスタなど)を一緒に保存(7年間)する必要があります。
  また、請求書など(紙、データ)に記載する登録番号の代わりに自社コードやGLNコードを記載し、マスタなどで保持して関連付けがされ、照会できる様にした場合も同様です。

- P.30記載例「納品書と請求書を合わせて要件を満たす場合」において、どちらか一方を(納品書または請求書)電子インボイスとして保存することは、インボイス記載要件および相互保管が担保されていれば、認められます。

- 請求書等への税率記載
  仮に軽減税率8%対象商品がない場合、「8%対象 0円」との記載は省略できます。
  またその場合、標準税率10%対象商品のみの一段記載とします。

- 内税納価決定時の消費税計算(値決め)について
  税率計算は、納品書単位または請求書単位で税率ごとに端数処理は１回のみとされています。
  見積や契約時に、商品単品の値段を税抜きから税込にする場合にも、実際は、端数処理をすることになりますが、それは、「値決め」であって、法で言う「端数処理」には該当しません。

《商品取引の流れ》

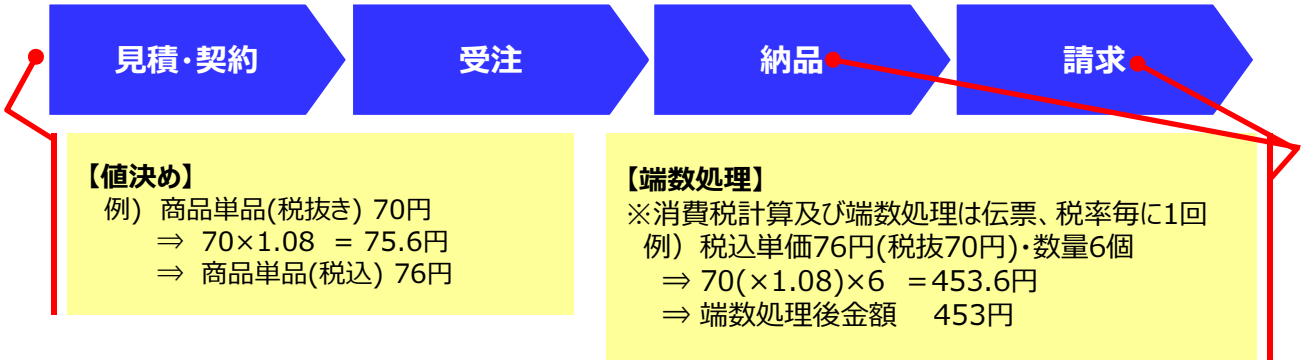

- 旧税率が混在する請求書交付への対応
  - 「２． 軽減税率制度の概要 （２)消費税率等の税率」のとおり、消費税納税上、現行の税率８%と軽減税率８%を判別できるようにする必要があります。
    消費税率と地方税率が現行と施行後違うためです。
    (現行:消費税率6.3%、地方消費税率1.7% → 施行後(軽減税率):消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

3-5. 適格返還請求書対応

(1) 適格返還請求書（返還インボイス）の交付・保存義務

売上に係る対価の返還等を行う場合、その売上に係る対価の返還を受ける他の事業者に対して、必要事項を記載した「適格返還請求書（返還インボイス）」を交付します。

また、適格返還請求書の交付に代えて、適格返還請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録による提供も可能です。

「適格返還請求書交付の向きと消費税（売上、仕入）の関係」

売上に係る対価の返還に紐づく消費税額は対価を返還する側がインボイス交付するのが基本です。

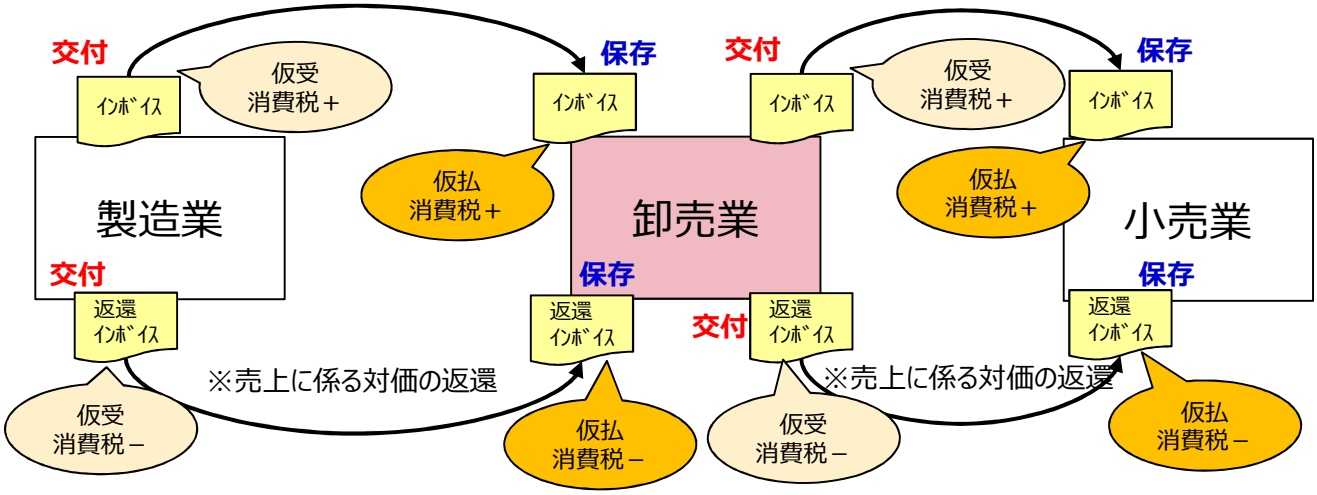

売上に係る対価の返還等とは（国税庁サイトより）

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6359.htm

国内で行った課税資産の譲渡等に該当する取引に基因して支払われる次のもの。
ただし、輸出取引など消費税が免除される取引に基因して支払われるものを除く。

(1)返品
(2)値引き
(3)事業者がその直接の取引先に支払う割戻し
この他、間接の取引先(商品等の卸売業者、製造業者等)に支払う飛越しリベート等とされるもの
(4)海上運送事業を営む事業者が支払う船舶の早出料
(5)販売奨励金等のうち、事業者が販売促進の目的で販売奨励金等の対象とされる課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先に対して金銭で支払うもの
(6)協同組合等が組合員等に支払う事業分量配当金のうち、課税資産の譲渡等の分量等に応じた部分
(7)課税資産の譲渡等に係る対価をその支払期日より前に支払を受けたこと等を基因として支払われる売上割引

なお、上記の売上げに係る対価の返還等であっても次に掲げる場合は調整を行うことができません。

①免税事業者であった課税期間における課税資産の譲渡等につき、課税事業者となった後の課税期間において行ったもの
②課税事業者であった課税期間における課税資産の譲渡等につき、事業を廃止し、又は免税事業者となった後の課税期間において行ったもの

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

(2) 適格返還請求書（返還インボイス）の記載事項

売り手が買い手に交付する適格返還請求書の記載事項は、次のとおりです。

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日（課税期間の範囲で一定期間の記載で可）

③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等である場合には内容及びその旨）

④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額

⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

● 「売上割戻・値引」分のみで売り手が交付する返還インボイスパターン

卸では「売上割戻明細書」などに該当する。

□□スーパー(小売業) 御中

売上割戻明細書

○○商事(卸)
登録番号:T1234567890123
作成日:2023年11月1日

● 10月分 お支払(2023年10月1日～31日)

お支払金額　2,058円（税込）

商品名	日付	単位	税率	数量	販売単価	割戻条件	割戻金額
○○ トマトジュース	10月1日	ケース	8%	1	3,000	1C 120	120
○○ 日本酒	10月1日	バラ	10%	2	1,600	1B 400	800
○○ レモンジュース	10月2日	ケース	8%	3	3,000	1C 120	360
○○ ウィスキー	10月2日	バラ	10%	1	2,100	1B 600	600
合計						2,058円	（消費税 178円）
10%対象						1,540円	（消費税 140円）
8%対象						518円	（消費税 38円）

● 通常の品代請求書に含めて割戻し額を売上より相殺するパターン

請求書の商品の内訳（明細）ごとに売上割戻額を売上より相殺する記載に該当する（継続適用が要件）。

□□スーパー(小売業) 御中

請求書

○○商事(卸)
登録番号:T1234567890123
作成日:2023年11月1日

● 10月分 ご請求(2023年10月1日～31日)

ご請求金額　11,971円（税込）

商品名	日付	単位	税率	数量	単価	金額	備考(割戻条件等)
○○ トマトジュース	10月1日	ケース	8%	3	3,000	9,000	
割戻金額（相殺）	10月1日	ケース	8%	3	-120	-360	1C 120
○○ 日本酒	10月2日	バラ	10%	2	1,600	3,200	
割戻金額（相殺）	10月2日	バラ	10%	2	-400	-800	1B 400
合計						11,971円	（消費税 931円）
10%対象						2,640円	（消費税 240円）
8%対象						9,331円	（消費税 691円）

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

(3) 販売奨励金請求書等を交付する場合の売り手の返還インボイス対応の記載事項

買い手が売り手に交付する販売奨励金請求書等に次の事項を記載していれば、売り手は、返還インボイスの交付は不要です。

① 書類の作成者の氏名又は名称

② 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号（売り手の情報を記載）

③ 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日（課税期間の範囲で一定期間の記載で可）

④ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等である場合には内容及びその旨）

⑤ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額

⑥ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

- **買い手自らが交付した販売奨励金請求書を返還インボイスとするパターン**

  買い手が出力する帳票であっても、売り手の登録番号の記載が必要です。

○○商事(卸) 御中
登録番号:T1234567890123

販売奨励金請求書

□□スーパー(小売業)
作成日:2023年11月1日

- 10月分　ご請求(2023年10月1日～31日)

  請求書の内容に、訂正、誤り等があれば、△△日以内にご連絡をお願い致します。

ご請求金額　　2,058円（税込）

商品名	日付	単位	税率	数量	単価	条件	金額
○○　飲料販売手数料	10月1日	ケース	8%	1	3,000	1C　120	120
○○　酒類販売手数料	10月1日	バラ	10%	2	1,600	1B　400	800
○○　飲料販売手数料	10月2日	ケース	8%	3	3,000	1C　120	360
○○　酒類販売手数料	10月2日	バラ	10%	1	2,100	1B　600	600
合計	2,058円　（消費税　178円）						
10%対象	1,540円　（消費税　140円）						
8%対象	518円　（消費税　38円）						

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

(4) 返品の場合の返還インボイスの記載事項

返品商品の返還インボイスの記載事項は、次のとおりです。

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日（返品年月は、課税資産の売上げがあった年月の記載が必要です。該当商品の売上げが無い年月の記載はできません。）

③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産の内容（軽減対象資産の譲渡等である場合には内容及びその旨）

④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額

⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

● 通常の品代請求書に含めて返品額を売上より相殺するパターン

請求書内に返品額を記載し、売上より相殺する記載です（継続適用が要件）。

□□スーパー(小売業) 御中

請求書

○○商事(卸)
登録番号:T1234567890123
作成日:2023年11月1日

● 10月分 ご請求(2023年10月1日～31日)

ご請求金額　11,928円（税込）

商品名	日付	単位	税率	数量	単価	金額	備考(条件等)
○○ トマトジュース	10月1日	ケース	8%	3	3,000	9,000	
○○ 日本酒	10月2日	バラ	10%	2	1,600	3,200	
トマトジュース 返品金額	10月30日	ケース	8%	2	-200	-400	9月売上分
日本酒 返品金額	10月30日	バラ	10%	2	-400	-800	9月売上分
合計						11,928円	（消費税 928円）
10%対象						2,640円	（消費税 240円）
8%対象						9,288円	（消費税 688円）

原則「年月日」ですが、該当商品の売上がその得意先に発生した「年月」でも差し支えない。
なお、売上が無かった「年月日」又は「年月」を記載することはできません。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

(5) 電子データによる返還インボイス対応

適格返還請求書の交付に代えて、電子データによる提供を行うことも可能ですが、卸売業が企業間取引で標準EDIによりデータ交換を行う場合、下表の注意点を認識し対応することが必要になります。（個別書式についても注意点は同様）

	データ種	提供の向き	注意点
日食協標準EDI	06：請求	製造業→卸売業	請求データに割戻金額を含めて返還インボイス要件を満たそうとする場合、日食協フォーマットでは、課税資産の譲渡等の金額と対価の返還等の金額をそれぞれセットする方法は実現できず、対価の返還等の金額を課税資産の譲渡等の金額から控除後、税率ごとの消費税額計算を行う方法しか選択できません。 ※項目セット方法については、今後公開予定の標準フォーマット使用ガイドを参照
	17：販売促進金支払	製造業→卸売業	返還インボイス本来の交付の向きは、製造業からであり、卸売業が保存するのは、販売促進金支払データになります。よって、保存要件の「登録番号」は製造業側の登録番号となります。
	16：販売促進金請求	卸売業→製造業	上記のとおり、返還インボイスの本来の交付の向きとは逆になるため、卸売業からの販促金請求データを交付する場合、製造業の確認を得ることが必要になります。また、登録番号は製造業側の番号でなければならないため、卸売業は製造業の登録番号をマスター管理する必要があります。
流通BMS	返品受領メッセージ	卸売業（製造業）→小売業	返品における返還インボイス交付の本来の向きは、卸売業からとなるため、小売業は卸売業から受領した当データを保存することになります。 「登録番号」等、返還インボイスとしての要件を満たすために2023年10月に間に合うように、メッセージへの項目追加等チェンジクリエストが必要です。
	返品メッセージ	小売業→卸売業（製造業）	小売業が自ら作成した返品メッセージにより卸売業の返還インボイスが不要となるケースが考えられる場合、「登録番号」等、返還インボイスとしても必要な記載事項を満たすために2023年10月に間に合うようにメッセージへの項目追加等のチェンジリクエストが必要です。本来の交付の向きとは逆になるため、　小売業は卸売業からの確認を得ることと、卸売業側の登録番号をマスター管理することなどの対応が必要になります。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

(6) 2019年10月時点で必要な売上対価の返還等を行う場合の対応

売上げに係る対価の返還等を行った事業者は、その売上げに係る対価の返還等の対象となった取引の事実に基づいて、適用される税率を判断し、その金額が合理的に区分されていないときは、その対象となった課税資産の譲渡等の内容に応じて税率ごとにあん分し、区分します。

また、仕入れに係る対価の返還等を受けた事業者は、その仕入れに係る対価の返還等の対象となった取引の事実に基づいて、適用される税率を判断し、その金額が合理的に区分されていないときは、その対象となった課税仕入れの内容に応じて税率ごとにあん分し、区分します。

こうした売上げに係る対価の返還等を行った場合や仕入れに係る対価の返還等を受けた場合、一定の事項が記載された請求書等の保存は求められていませんが、現行の記載事項に加え、次の事項等を記載した帳簿を保存する必要があります。

① 売上げに係る対価の返還等

・売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及びその旨

・税率ごとに区分した売上げに係る対価の返還等をした金額

② 仕入れに係る対価の返還等

・仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及びその旨

出典：《参考資料》2-④-P.54の問89の回答より

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

3-6. 納付税額計算

(1) 消費税率

適用時期 / 区分	現　行	2019年10月1日(軽減税率制度実施)	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7%(消費税額の17/63)	1.76%(消費税額の22/78)	2.2%(消費税額の22/78)
合　　計	8.0%	8.0%	10.0%

(2) 納付税額

消費税等の納付税額は、次の算式により計算します。

●消費税額の計算

消費税額 ＝ 課税売上げに係る消費税額 － 課税仕入れ等に係る消費税額

●地方消費税額の計算

地方消費税額 ＝ 消費税額 × 22/78

●納付税額の計算

納付税額 ＝ 消費税額 ＋ 地方消費税額

(3)課税売上げに係る消費税額

課税売上げに係る消費税額は、次の計算式のとおり、軽減税率分と標準税率分ごとに区分した課税標準額にそれぞれの税率を掛けて計算したものを合計して算出します。

		課税標準額		税率
① 軽減税率分の課税売上げに係る消費税額	＝	軽減税率の対象となる課税売上げの合計額(税込)	× 100/108	× 6.24/100
② 標準税率分の課税売上げに係る消費税額	＝	標準税率の対象となる課税売上げの合計額(税込)	× 100/110	× 7.8/100
課税売上げに係る消費税額	＝	①	＋	②

(4)課税仕入れに係る消費税額

課税仕入れ等に係る消費税額は、一般課税の事業者と簡易課税制度を適用する事業者では、計算方法が異なります。ここでは、一般課税事業者の計算方法を提示します。

課税仕入れ等に係る消費税額 ＝ 国内における課税仕入れに係る消費税 ＋ 外国貨物の引き取りに係る消費税

課税仕入れの合計額(税込) × 6.24/108 又は 7.8/110

※税率の異なるごとに区分した消費税額を計算し、それらを合計します

保税地域から引き取った外国貨物に課された、または課されるべき消費税額。
※飲食料品には、軽減税率が適用されます。

出典:《参考資料》2-②-P.32,33抜粋

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

(5) 2023年10月1日以降の税額計算

以下、選択できるようになります。

①「積上げ計算」：「適格請求書」等に記載のある消費税を積上げて計算する。
②「割戻し計算」：適用税率ごとに取引総額から割戻して計算する。

各企業は、益税が発生しないように、会計処理を実施する必要があります。

請求書等保存方式 (現行)	区分請求書等保存方式 (2019年10月～)	**適格請求書等保存方式 (2023年10月～)**
取引総額からの 「割戻し計算」	税率ごとの取引総額 からの「割戻し計算」	**税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 または、「積上げ計算」のいずれかの方法**

出典:《参考資料》2-②-P.60～62

売上げ税額

原則（割戻し計算）

税率ごとに区分した課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に、108分の100又は110分の100を掛けて税率ごとの課税標準額を算出し、それぞれの税率（6.24%又は7.8%）を掛けて課税売上げに係る消費税を算出します。

	課税標準額	税率
①軽減税率分の課税売上げに係る消費税額	= 軽減税率の対象となる課税売上げの合計額(税込) × 100/108	× 6.24/100
②標準税率分の課税売上げに係る消費税額	= 標準税率の対象となる課税売上げの合計額(税込) × 100/110	× 7.8/100
課税売上げに係る消費税額	= ① + ②	

特例（積上げ計算）

相手方に交付した適格請求書又は適格簡易請求書（以下これらを併せて「適格請求書等」という）の写しを保存している場合（適格請求書等に係る電磁的記録を保存している場合を含みます）には、これらの書類に記載した消費税額等の合計額に100分の78を掛けて算出した金額を課税売上げに係る消費税額とすることができます・

なお、課税売上げに係る消費税額を「積上げ計算」により計算した場合、課税仕入れに係る消費税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

課税売上げに係る消費税額 = 適格請求書等に記載した消費税額等の合計額 × 78/100

仕入れ税額

原則（積上げ計算）

相手方から交付を受けた適格請求書などの請求書等（提供を受けた電磁的記録を含みます）に記載されている消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に、100分の78を掛けて課税仕入れに係る消費税額を算出します（請求書等積上げ計算）。

課税仕入れに係る消費税額 = 請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額 × 78/100

また、これ以外の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は108分の8）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨て又は四捨五入します）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）

特例（割戻し計算）

税率ごとに区分した課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、108分の6.24又は110分の7.8を掛けて算出した金額を課税仕入れに係る消費税額とすることができます。

なお、割戻し計算により課税仕入れに係る消費税額を計算できるのは、課税売上げに係る消費税額を割戻し計算している場合に限られます。

①軽減税率の対象となる課税仕入れに係る消費税額	= 軽減税率の対象となる課税仕入れ(税込)	× 6.24/108
②標準税率の対象となる課税仕入れに係る消費税額	= 標準税率の対象となる課税仕入れ(税込)	× 7.8/110
課税仕入れに係る消費税額の合計額	= ①	+ ②

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

3. 軽減税率対応ポイント

課税売上げに係る消費税額の計算方法の併用

課税売上げに係る消費税額の計算は、取引先ごとに割戻し計算と積上げ計算を分けて適用するなど、併用することも認められます。

課税仕入れに係る消費税額の計算方法の併用

課税仕入れに係る消費税額の計算に当たり、請求書等積上げ計算と帳簿積上げ計算を併用することも認められますが、これらの方法と割戻し計算を併用することは認められません。

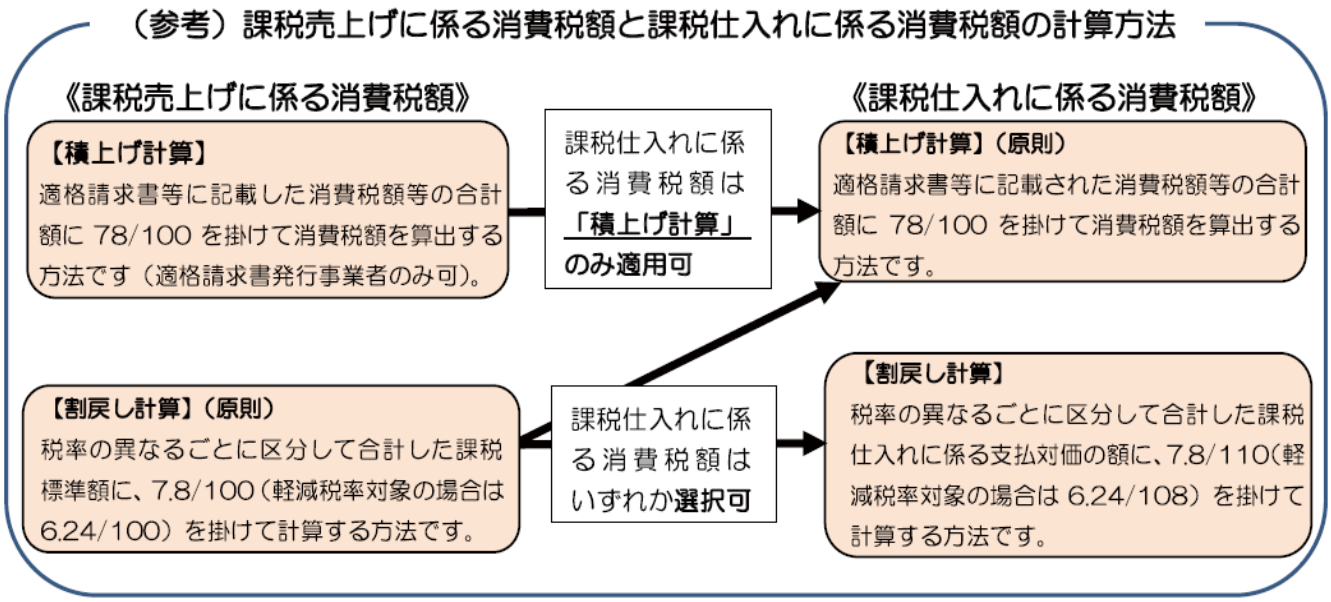

出典:《参考資料》2-②-P.61,62

(6)免税事業者等からの課税仕入に係わる経過措置

2023年10月1日からの「適格請求書等保存方式」導入後、免税事業者や消費者のほか、税務署長の登録を受けていない課税事業者からの課税仕入等に係る消費税額を控除することができなくなります。

ただし、帳簿および区分記載請求書等と同一事項が記載された請求書などを保存している場合、以下のとおり、一定期間について仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

《 経過措置に係るスケジュール 》

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

4. 対応ガイドライン

4-1. 業界としての基本方針

製・配・販三層が軽減税率及びインボイス対応をできる限り極小化し、かつ、企業間取引において益税が発生しない整合性の取れた対応を選択する方向とします。

- 受発注・物流等、日次業務運用への影響を極力及ぼさない対応とします。
- 証憑等の電子化により、交付・保存要件への対応が合理的である状態を継続できるようにします。
- 変更が必要な場合は、書式・データフォーマット等、製・配・販三層で標準に則り、運用できる対応を前提とします。
- 軽減税率制度対応へのシステム改修は二重投資を避けるため、2019年10月対応時にインボイス制度対応までを行うことを推奨します。

▼対応極小化イメージ

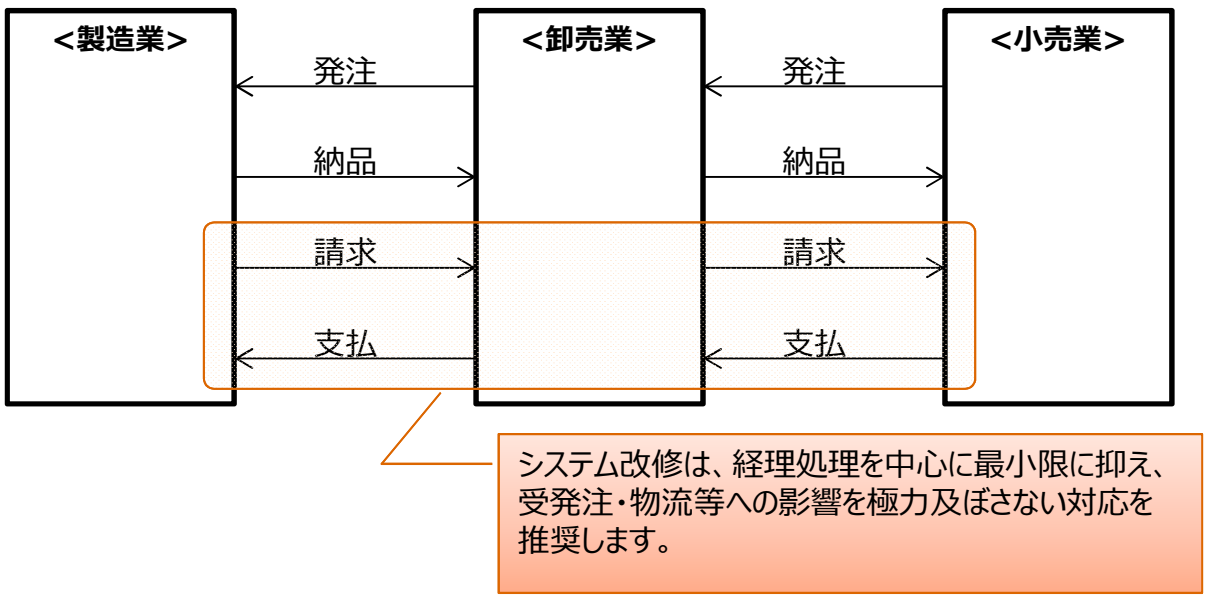

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

4. 対応ガイドライン

4-2. 適用税率の判定

売り手である製造業者が適用税率を判定し、卸売業者は、この税率を引き継ぎます。小売業者との取引に際しても（仕入れた商品をそのまま販売先へ流通させる場合、基本的には）製造業者が判定した税率を用います。

- 適用税率の判定は、**「事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で、行うことになります。」に準拠**します。（3-3. 適用税率の判定参照）
- リベートにおける軽減税率対象となる取引とは「商品を特定できる売買取引(サービスを除く)」となることから、例えば、「価格補填」などで、販売商品（飲食料品:8%）と明確に紐づけることができる場合には、軽減税率として判定します。
- 商品のみで税率が決まらないケース（汚破損や役務など）に対しては、計上システムで売上計上口座との組みあわせなどで、税率判定できるように考慮する必要があります。（ 3-3.－(2)参照)

▼ 例. 売上計上時の商品税率×取引先口座種類による税率判定

商品M税率	取引先口座種類	決定税率	コメント
軽減税率	一般取引口座	8%	一般取引計上口座は商品マスタ税率をそのまま適用
	汚破損計上口座	0%	軽減税率対象商品であっても、汚破損口座（使用不可）に計上する場合は0%（不課税）を適用（3-3（4）参照）
標準税率	一般口座	10%	
	汚破損計上口座	0%	

※ 商品の売上実績(数量)とマスタ登録した条件の掛け合わせで「基本値引」などを計上しますが、条件区分の一つとして計算される小売業の施設利用料「センターフィー」などは、値引きではないため、標準税率の適用となります。
→「商品マスタ税率×条件区分等」により税率を判定する必要があります。

- 商品のみで税率が決まらないケースのもう一つは、「食品価格の占める割合が2/3以上の一体資産」であり、その場合、販売時の税抜価格が１万円以下であるかの税率判定を計上システムで判定できるように考慮する必要があります。（ 3-3.－(3)参照)

▼ 例. 売上計上時に「一体資産区分(食品価格2/3以上)」と「販売時税抜価格」で税率判定

一体資産区分 (食品価格2/3以上)	販売時 税抜価格	決定 税率	コメント
該当	1万円以下	8%	適用条件に当てはまるため、軽減税率
該当	１万円超	10%	該当一体資産でも、販売価格が1万円を超えるため標準税率
非該当	–	10%	適用条件に当てはまらないため、標準税率

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

4. 対応ガイドライン

4-3. マスタ整備・準備

- **取引先と共有が必要な税率等の各書式（見積書、契約書、商品規格書等）へ税率項目を追加します。**
- **各商品の税率情報を製造業者より入手します。**
- **商品マスタに税率と一体資産かつ「食品価格の占める割合が2/3以上」であるかどうかの判別項目を設けます。**
- **商品ごとに商品マスタに税率を登録します。**
- **マスタ等に登録番号（適格請求書発行事業者）項目を設けます。**

(1) 見積書、契約書、商品規格書等の各書式の見直し

- 製造業や小売業との商品提案や取引契約において、商品ごとの税率を確認・共有が必要になるため、書式含めて、その運用方法についての合意を得るようにします。
- 特に小売業には、軽減税率の対象品目である旨と適用税率の判定に関して、「事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うことになる。」旨を説明し、十分にご理解いただくようにします。

(2) 税率情報の入手

- 受け渡しの容易さ、登録ミス防止の観点から業界共通データベースからの入手を推奨します。
  また、未加入製造業者に対して、加入要請願います。
- 業界共通データベースから入手できない場合。
  製造業者より、商品規格書・見積書・商品登録書等で税率及び食品2/3一体資産に関する情報を入手し、卸売業は、適用税率などを自社商品マスタへ手入力にて登録します。
- 入手した商品の適用税率等は、製造業と協力し、速やかに小売業へ情報共有願います。

(3) 登録番号の入手

売り手に代わり買い手が交付する支払案内（適格返還請求書等の記載事項を記載する場合も含みます。）には、売り手の登録番号記載が必要となるので、マスタ等に登録番号を保持し、管理するように準備します。

(4) マスタ

- 既存システムの商品マスタなどで、商品別税率管理をできるように準備します。
- 準備する税率項目は、標準税率・軽減税率を判別するための税率又は税率区分(例.1:標準、2:軽減)等を設け、商品ごとに標準税率・軽減税率を判別できるようにします。
  また、各社必要に応じて、「新税率」、「旧税率」、「新税率施行年月日」等を設けます。
- 一体資産において、「食品価格の占める割合が2/3以上」であるかどうかを判別できるように項目を準備します。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

4. 対応ガイドライン

(5) 製･配･販とのマスタ連係（商品税率）

製･配･販三層のマスタ連係には、少なくとも６か月の期間が必要と想定し、製造業には、既存品の税率判定を軽減税率制度導入６か月前までに完了頂くようにし、その後速やかに登録(情報共有)して頂くこととします。
また、入手した商品の適用税率は、製造業と協力し、速やかに小売業とのマスタ連係に努めます。

● **適用税率連係フロー**

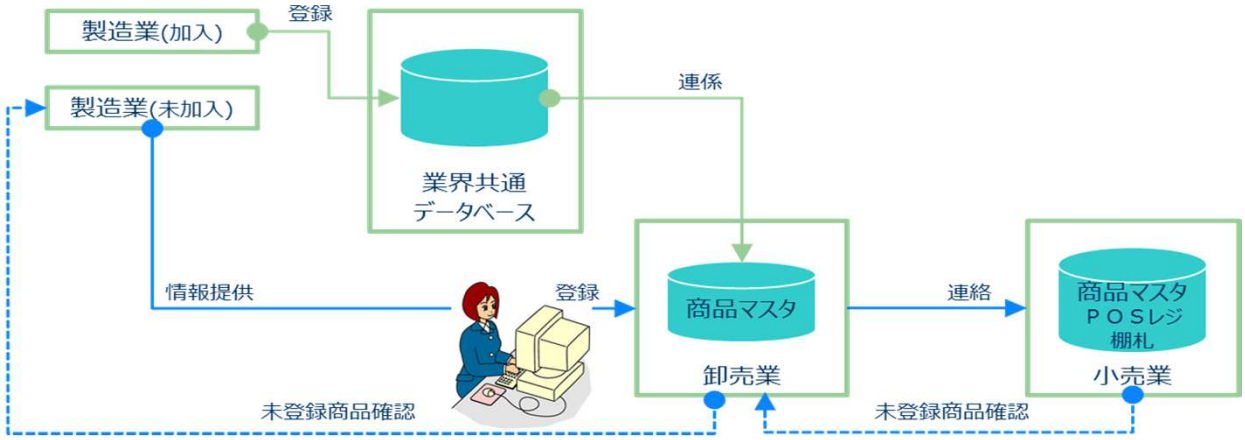

出典:《参考資料》3-P.94抜粋

● **決定税率のマスタ連係**

<製造業>	<卸売業>	<小売業>
マスタ連係所要期間を考慮し、6か月前までに税率判定し、その後、速やかな登録を依頼する	・製造業にて決定した税率を小売業へ速やかに連絡します ・業界共通DBとの連係などによる効率化を推奨する	卸売業へ要求される情報提供などの対応について、スケジュール化を推奨する

● **マスタ連係スケジュール(想定)**

	2018年 X月	2019年 1月	4月	7月	10月
各取引先との調整	⇒				
業界共通DBｼｽﾃﾑ改修		⇒	★2019年4月		
製造業によるDB整備			⇒	★2019年6月	
小売業における整備				⇒	★2019年10月 軽減税率 施行

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

4. 対応ガイドライン

4-4. 受発注

(1) 製造業への発注

現行どおりとし、変更しない（税率不要、税率ごとに発注書を分けない）
（発注書内、標準税率と軽減税率対象品目混在）

- 譲渡事業者である製造業者が税率を判定し、卸売業者は、製造業者の判定税率を引き継ぎするため、発注書に税率項目を設けない。
- 製造業の納品伝票は現行と同様とし、税率などを記載しなくてよい。
  なお、納品伝票に「軽減税率対象品目である旨」の記載及び税率ごとに納品伝票を分けるかは、取引先間で協議の上、対応する。

(2) 小売業からの発注

- **小売業の対応方針に合わせることとなるが、現行どおりを推奨・依頼する。（税率不要、税率ごとに発注書を分けない）**
- **しかしながら小売業により、発注書内で標準税率と軽減税率対象品目ごとに発注書を分ける小売業もあり、分ける型と混在型の両方を想定し、準備する。**

- 「流通BMS」、「日用品・化粧品業界」等は、税率ごとに発注書を分ける方向。
- 小売業への納品伝票に「軽減税率対象品目である旨」の記載は、取引先間で協議の上、対応する。

（ 記載例 ）

東京商事　御中

納品書

日食協食品(株)
納品日:2023年10月1日
伝票番号 1000

商品コード	商品名	入数	数量(CS)	備　考
1122222000011	＊冷凍食品A	10	2	
1122222000022	＊冷凍食品B	10	1	
1122222000033	ビールA	12	1	

摘　要

＊:軽減税率対象品目

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

4. 対応ガイドライン

4-5. システム改修の考え方

2019年10月の区分記載請求書等保存方式導入当初から適格請求書等保存方式(インボイス制度)に対応することを推奨します。

- 経過措置である「区分記載請求書等保存方式」で求められている要件が比較的軽微な改修で「適格請求書等保存方式」に対応が可能であることから、二段階対応による二重のシステム投資を避け、当初から「適格請求書等保存方式」に対応することを推奨します。
  ※「区分記載請求書等保存方式」と「適格請求書等保存方式」の違いは「2. 軽減税率制度の概要」参照。
- ただし、現行請求書に表記する消費税額の計算が「商品明細ごと」の場合、2023年10月のインボイス制度施行時より、**「インボイスの税率ごとに課税対象額を合計し、消費税額計算及び端数処理1回」**との制約から計算方式を大きく変更する必要があるため、各社判断とします。

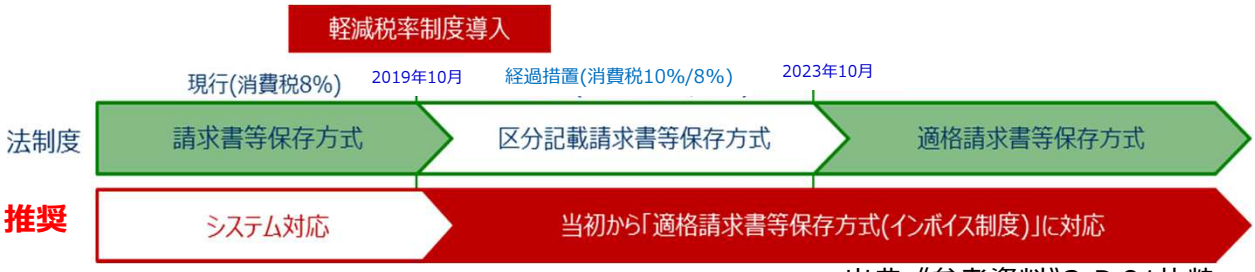

出典:《参考資料》3-P.91抜粋

4-6. インボイス対応（対小売業）

(1) インボイス交付と保存方法の選択について

小売業の対応方針に相対で合わせることになりますが、要求が無い場合、卸売業は現行の請求書をインボイス対応し、小売業へ交付するパターンを依頼します。

インボイスの定義は、その呼称と関係なく「法律に定める要件を満たすもの」であればよいとされているので、月次処理以降の媒体（請求書または支払案内書）にて対応することを推奨します。

▼ 対応パターン例（詳細は3-4-(4)適格請求書等保存方式の書式参照）

パターン	内　容
①請求書（商品明細）型	インボイス要件を全て請求書に記載し要件を満たす （商品明細、税率判別記載）
②請求書（伝票単位）+納品書の一体型	請求書と納品書を合わせてインボイス要件を満たす
③納品書	納品書のみでインボイス要件を満たす
④仕入側作成の支払案内書（商品明細）型	インボイス要件を全て支払案内書に記載し要件を満たす （商品明細、税率判別記載）

上記いずれも保存義務あり。

- 小売業へのインボイス交付は、買い手である課税事業者からの求めに応じて、適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務があります。
- 小売業へのインボイスパターンは多岐に渡ることが想定されるため、請求先ごとにどのインボイスパターンで交付・保存しているか判断できるようにしておくことを推奨します。
  （得意先マスタなどへの情報保持）

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

4. 対応ガイドライン

(２) インボイスの税率ごとの分離（税率ごとの請求書分離）

インボイスに複数税率が混在できるように対応します。

- １インボイス内に複数税率が混在するパターンを想定し対応します。
  → すべての取引に対応できる上、業務フローの変更がありません。
- インボイス（請求書）の書式は、各社にて選択します。

想定対応	検討結果
税率ごとに請求書(口座)を分けない **～ 請求書に複数税率が混在する**	 (+) どのような得意先要件にも対応できる (+) 現行の運用が踏襲できる (−) 違算が発生した場合、小売業から明細データが必要になる
税率ごとに請求書(口座)を分ける ～ 請求書に複数税率が混在しない	 (+) 請求の差異が容易に判別できる (−) 口座の数に比例して、事務作業が増加する (−) EDI・EOSのデータ量が増加する

出典:《参考資料》3-P.91抜粋

- 小売業などでは、税率毎に発注を分ける方向で検討されているため、EOS受注以外に電話・FAX受注における手入力処理で伝票を分けるための改修を考慮する必要があります。
- 税率毎に請求書鑑を分けるように依頼する小売業も想定され、対応方法を検討・考慮する必要があります。

(３) インボイスのデータ保存（電子インボイス）

インボイスをデータ保存する場合は、保存要件として、「電子帳簿保存法」における保存方法に準拠します。

- 保存要件は、「3-４-(5)電子インボイス」参照。
- 小売業は、仕入税額控除の要件として、卸売業からの請求データを保存する義務があり、また、同様に卸売業も写しを保存する義務があります。

(４) 請求レス対応

小売業作成の支払案内書でインボイス要件を満たせるように、小売業へインボイス対応を依頼すると共に、仕様のレビューを確実に行うようにします。

- インボイス記載要件をデータ保存した支払案内書も電子インボイスと同様の保存方法にて認められています。ただし、小売業側にその対応を行って頂く必要がありますので、対応が可能か早めに確認を行い、合意形成を図る必要があります。
- 買い手作成の支払案内書をインボイスとする場合、「売り手への確認」が必要となるため、契約書などで支払案内書の内容について、承諾した旨の証を残す手続きをする必要があります。
  あるいは、支払案内書に「支払案内書の内容に訂正・誤り等がありましたら、〇〇日以内にご連絡ください」などと記載することによって、特に売り手からの連絡がなければ、「確認」したことになります。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

4. 対応ガイドライン

▼ 備　考

● 例えば、税率・税額を明示したメッセージを小売業から卸売業に送り、その後、卸売業から「メッセージを受領した」旨を送り返し、その際、当該受領メッセージとして、卸のインボイス記載事項を満たしたものとなっていれば、そのデータを電子インボイスとして保存することで、小売業の仕入税額控除が認められます。なお、この方式は、製・配・販の3層にて検討する必要があります。

インボイスの受領が困難な取引として、帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる取引は、以下のとおりです。

① 適格請求書の交付義務が免除される取引

- 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送(3万円未満のものに限ります)
- 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等(3万円未満のものに限ります)
- 郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたものに限ります)

② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引

③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引

④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引

⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

（注）現行、「３万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の下では、これらの規定は廃止されます。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

4. 対応ガイドライン

(５) 旧新税率が混在する期間の区分記載請求書等の対応

《 対応１ 》

2019年9月末までの取引が10月分の請求書に混在しない請求方式の卸売業は、旧新税率の混在を防ぐために、期中締め（ 20日締め等）の請求書を9月末に一旦強制的に締め、交付することを推奨します。

メーカー直送等にて、10月以降に交付する請求書に月ずれで9月以前の取引が混在する可能性のある卸売業は「対応２」にて準備する必要があります。
末締めの請求書でも、旧新8%税率が混在する可能性があるため。

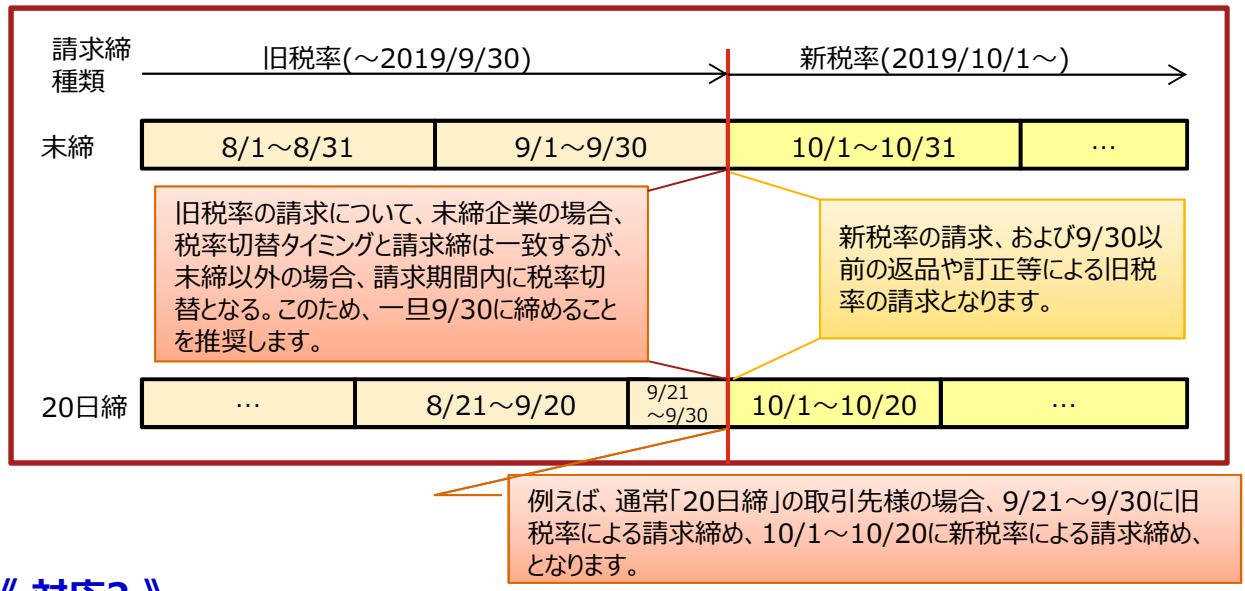

《 対応2 》

2019年9月末までの取引が10月以降分の請求書に混在する請求方式の卸売業は、旧税率、軽減税率、標準税率を区分し、課税標準額（税込）についても税率別に表記できるように準備することが必要です。

旧税率8%は消費税率6.3%と地方消費税率1.7%の合計であり、一方、2019年10月からの取引に適用される軽減税率8%は、消費税率6.24%と地方消費税率1.76%の合計であり、その内訳が異なるため、軽減税率8%とは明確な区分けが必要になります。

（2019年10月分区分記載請求書イメージ）

東京商事　御中

請求書

日食協食品(株)
作成日:2019年11月1日

● 10月分ご請求(2019年10月1日～31日)

旧税率対象商品代金　25,240円
標準税率対象商品代金　6,620円
軽減税率対象商品代金　20,890円

《内訳》

ご請求金額　52,750円（税込）

	納品日	伝票番号	商品名	単価	数量(CS)	税率(%)	金額(税込)
旧税率8%	2019/9/30	1000	日本酒	5,770	4	8	23,080
旧税率8%	2019/9/30	1500	加工食品	1,080	2	8	2,160
軽減税率8%	2019/10/1	2000	冷凍食品A	7,560	2	8	15,120
軽減税率8%			冷凍食品B	5,770	1	8	5,770
標準税率10%	2019/10/1	3000	ビールA	6,620	1	10	6,620

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

4. 対応ガイドライン

（６）現金取引への対応

現金取引でも区分記載請求書、適格記載請求書に対応します。

区分記載請求書　2019年10月から

請求書

㈱〇〇御中　　XXXX年11月30日

11 月分　131, 200 円（税込）

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5, 400 円
11/1	牛肉 ※	10, 800 円
11/2	ｷｯﾁﾝﾍﾟｰﾊﾟｰ	2, 200 円
⋮	⋮	⋮
合　計		131, 200 円
10%　対象		88, 000 円
８%　対象		43, 200 円

※軽減税率対象　　△△商事㈱

適格記載請求書　2023年10月から

請求書

㈱〇〇御中　　XXXX年11月30日

11 月分　131, 200 円（税込）

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5, 000 円
11/1	牛肉 ※	10, 000 円
11/2	ｷｯﾁﾝﾍﾟｰﾊﾟｰ	2, 000 円
⋮	⋮	⋮
合　計	120, 000 円	消費税 11, 200 円
10%対象	80, 000 円	消費税　8, 000 円
８%対象	40, 000 円	消費税　3, 200 円

※軽減税率対象　　△△商事㈱

登録番号　XXXXXXXXX

※ 区分記載請求書の場合、請求書などの交付を受けた事業者が手書きで「税率に関する項目」を追記できます。

※ 適格請求書等保存方式では、追記は認められていません。

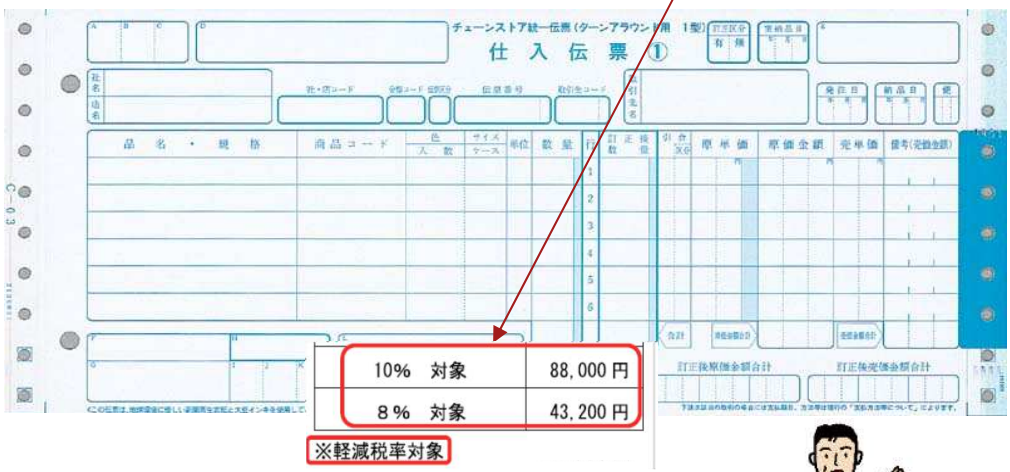

注意

■　追記の範囲

請求書等の交付を受けた事業者が追記できるのは、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）」の２項目に限られます。例えば、品目等の請求書等に記載されているその他の記載事項についてまで追記・訂正することは認められていません。

出典:《参考資料》2-②-P.31抜粋

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

4. 対応ガイドライン

4-7. インボイス対応（対製造業）

インボイス交付と保存方法の選択について

製造業から卸売業へのインボイス交付は、請求書にて行うことを要望します。

- 仕入税額控除のためのインボイス保存を考える場合、インボイスパターンは極力統一されている方が効率的であるため、多岐に渡らないように考慮します。
- 適用税率ごとに請求書(口座)を分けず、1請求書に複数税率が混在してよいものとします。

4-8. その他

- インボイス交付義務
  - 全てに交付しなければならないではなく、課税事業者から求められた場合に交付義務があります。
  - よって、課税事業者管理をできるように準備します(システム的には、新たに事業者マスタを設ける、また、既存の仕入先・得意先マスタに登録番号項目を追加します)
  - 免税事業者(事業者未登録)は、インボイスを交付できず、免税事業者からの仕入は、仕入税額控除できません。ただし、経過処置があります。(２． 軽減税率制度の概要参照)
- 適格請求書発行事業者の登録
  - 「適格請求書」を発行するために、適格請求書発行事業者登録を行います。
  - 登録は2021年10月より、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、登録番号の交付を受けます。
  - 登録番号は、”T”+13桁(法人番号)の14桁構成となります。
  - 個人事業主は、法人番号を持ちませんので、法人番号と重複しない13桁の数字がランダムに割り振られる予定とされており、14桁の番号となります。
  - 適格請求書発行事業者かどうかの判別は、一義的には、相手に確認することで行います。また、インターネット検索システム(国税庁にて用意される予定)により、受領した適格請求書に記載された登録番号の適正性を確認することも可能です。
- 端数処理
  - 税額における端数計算は、「切り捨て」、「切り上げ」、「四捨五入」等、任意の方法でかまいませんが、1請求当たり、税率別に1回の端数処理となります。
- 適格返還請求書（返還インボイス）への対応
  - 売上に係る対価の返還（返品、値引き、割戻など）を行う場合は、対価の返還を受ける他の事業者へ必要事項を記載した「適格返還請求書」を交付する必要があります。
- ネット販売への対応
  - ネット販売において購入者が課税事業者の場合は、求めに応じてインボイス交付義務がありますので、要件を満たしたインボイス対応（システム改修）の準備が必要となります。
  - 交付は、ネット販売時点に限らず、あとから郵送・メールでよいとされています。また、配送商品と一緒に書面によるインボイスを添える方法等でも行えます。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

5. 日食協 標準EDIフォーマットの対応

5-1. 前提

- 2019年10月1日から施行される「区分記載請求書等保存方式」の対応当初から2023年10月1日「適格請求書等保存方式」（インボイス方式）に対応できるよう項目内容の見直し及び項目追加を行います。
- 受発注に関しては、運用を変更を行わないため、「受発注システム」の変更は行いません。
- 各データ種の変更箇所は、「消費税区分」の項目追加と区分内容の追加、及びエンドレコードの改修を行います。
- ファイルヘッダーのフォーマットバージョンNo.の変更は行いません。

5-2. 対象データ種と内容

① 明細レコードの「消費税区分」に新規区分を追加　＝「改訂対象全データ種」
- 現状区分：「△:外税」、「１:内税」、「２:非課税」
- 追加区分：「３:標準税率適用(外税)」、「４:標準税率適用(内税)」、「５:軽減税率適用(外税)」、「６:軽減税率適用(内税)」

② エンドレコードに新規項目を追加
- 改訂対象データ種「06:請求」、「16:販売促進金請求」、「17:販売促進金支払」
- 請求元事業者の「登録番号」、「消費税区分」、「標準税率適用合計金額」、「消費税額(標準税率適用)」、「軽減税率適用合計金額」、「消費税額(軽減税率適用)」「非課税適用合計額」を追加（余白エリア）（消費税区分は「△:外税」「１:内税」）

③ 支払明細レコード２の「照合区分」に新規区分を追加　⇒「17:販売促進金支払」
「8:対象税率違い」「9:対象期間違い」を追加。

対象データ種別		改訂内容			フォーマットバージョン		※ファイルヘッダー「バージョンNo.」	
		①	②	③	現行	改定後	現行	改定後
04	出荷案内	○	–	–	3版訂3	3版訂4	3	3
06	請求(04:出荷案内)	○	○	–	3版訂3	3版訂4	3	3
08	販売実績(明細型)	○	–	–	3版	3 版訂 1	3	3
16	販売促進金請求	○	○	–	1版	1版訂1	1	1
17	販売促進金支払	○	○	○	1版	1版訂1	1	1

※ファイルヘッダーレコード　項番22「フォーマットバージョンNo.(1ﾊﾞｲﾄ)」

日食協 標準EDIフォーマットにおける各システムのデータ種の詳細仕様については、
日食協HP「日食協 標準EDIフォーマット運用基準書」をご参照ください（2018年8月公開）

http://nsk.c.ooco.jp/ediformat.html

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

6. 日食協 標準書式の対応

標準書式

(1) 卸店･メーカー間用統一伝票 様式1、2

(2) 酒類食品統一伝票(単票)改訂版

(3) 販売促進金請求書

(4) 販売促進金支払案内書

(5) 商品代金請求書

※日食協 標準書式：日食協HP内の「資料室･書式」参照。
http://nsk.c.ooco.jp/library&data.html

- (3)～(5)おいて、税率ごとに書面を分ける運用としたい場合、該当税率以外の項目を「0(ゼロ)」、または「△(ブランク)」として使用する。
- 書面を分けた場合、8%の帳票には「この帳票は軽減対象(8%)」等を記載することにより、個別の品目ごとの「＊」等の記載は不要。

(1) 卸店･メーカー間用統一伝票

《 様式1 》

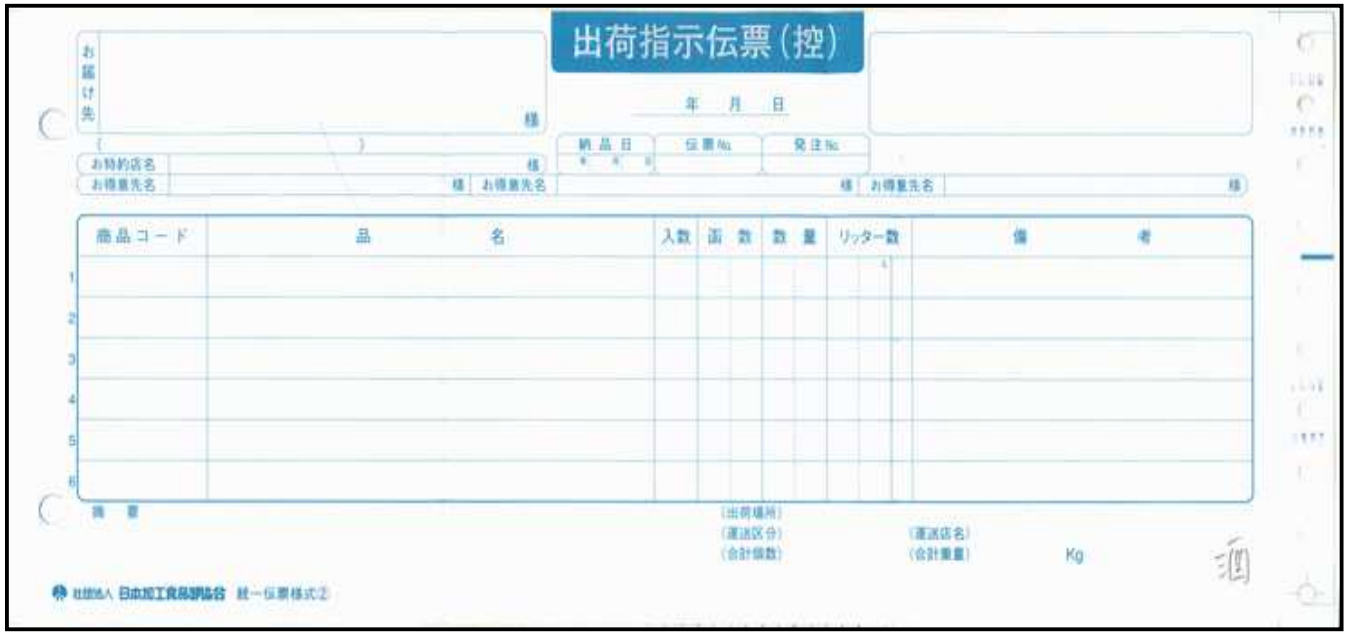

「区分記載請求書等保存方式」から求められる要件、「軽減税率対象品目である旨」を示す場合

① 品名に「＊」を記載し、摘要に「＊:軽減税率対象(8%)」と記載

② 同じく備考に記載

③ 伝票記載のすべての商品が軽減税率対象であれば、その旨、摘要に記載

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

6. 日食協 標準書式の対応

《 様式2 》

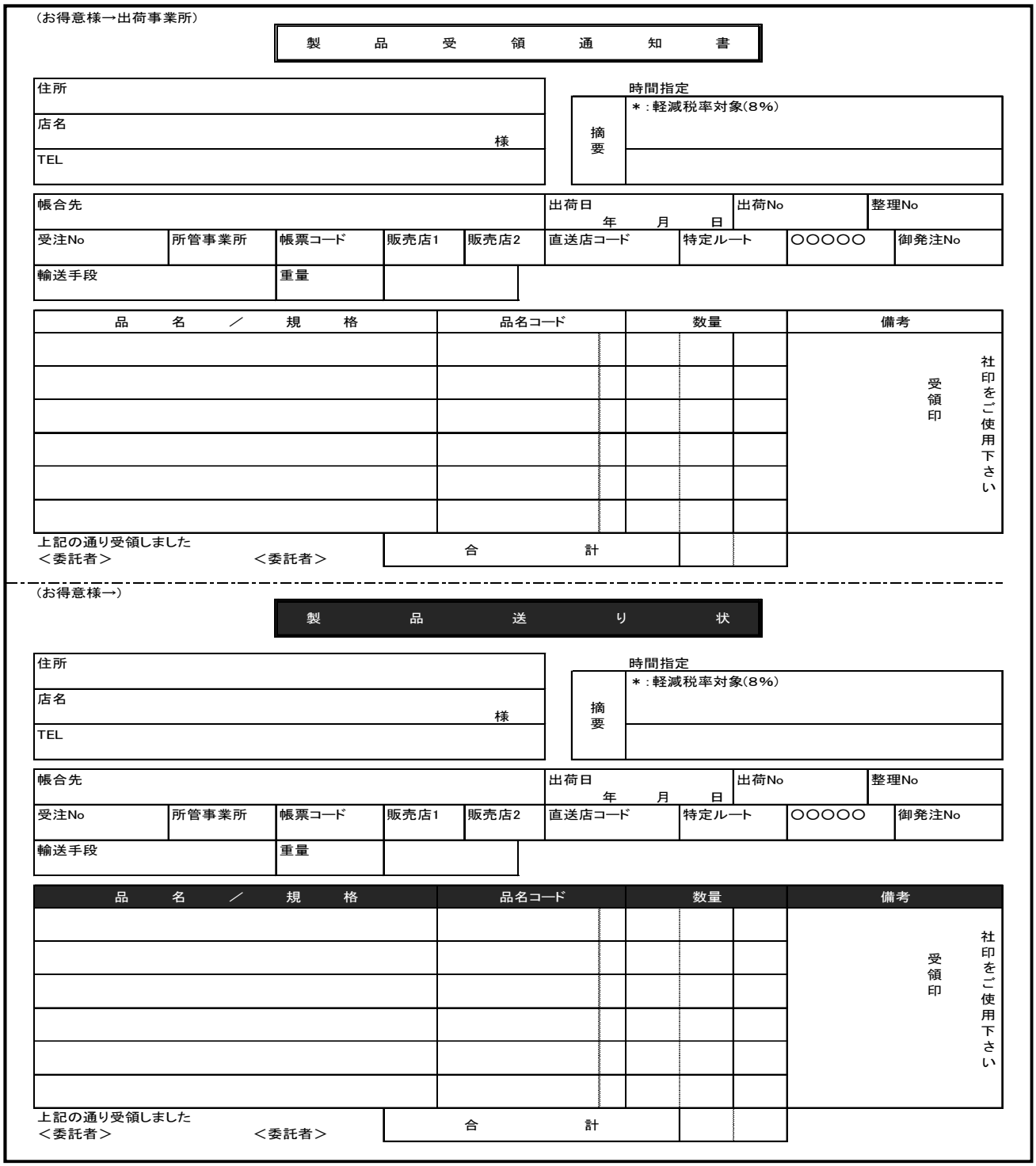

（お得意様→出荷事業所）

製　品　受　領　通　知　書

住所
店名　様
TEL

時間指定

摘要
＊：軽減税率対象(8%)

帳合先					出荷日 年 月 日		出荷No	整理No
受注No	所管事業所	帳票コード	販売店1	販売店2	直送店コード	特定ルート	○○○○○	御発注No
輸送手段		重量						

品　名　／　規　格	品名コード	数量	備考
			受領印　社印をご使用下さい
上記の通り受領しました ＜委託者＞　＜委託者＞	合　計		

（お得意様→）

製　品　送　り　状

住所
店名　様
TEL

時間指定

摘要
＊：軽減税率対象(8%)

帳合先					出荷日 年 月 日		出荷No	整理No
受注No	所管事業所	帳票コード	販売店1	販売店2	直送店コード	特定ルート	○○○○○	御発注No
輸送手段		重量						

品　名　／　規　格	品名コード	数量	備考
			受領印　社印をご使用下さい
上記の通り受領しました ＜委託者＞　＜委託者＞	合　計		

「区分記載請求書等保存形式」から求められる要件、「軽減税率対象品目である旨」を示す場合

①品名に「＊」を記載し、摘要に「＊：軽減税率対象（８％）」と記載

②同じく備考に記載

③伝票記載のすべての商品が軽減税率対象であれば、その旨、摘要に記載

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

6. 日食協 標準書式の対応

(2) 酒類食品統一伝票(単票)改訂版

「区分記載請求書等保存方式」から求められる要件、「軽減税率対象品目である旨」を示す場合

① 品名に「＊」を記載し、摘要に「＊:軽減税率対象(8%)」と記載

② 同じく備考に記載

③ 伝票記載のすべての商品が軽減税率対象であれば、その旨、摘要に記載

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

（3） 販売促進金請求書（鑑）

■ 請求書鑑レイアウトイメージ

（1） 作成日：YYYY年MM月DD日

（2） NNNNNNNNNNNNNN

請求書No. XXXXXXXXXX （3）

〒XXX-XXXX （4）

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN （5）
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN （6）

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN （7）
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN （8） 御中
（XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX） （9-1）
登録番号： T999999999999 （9-2）

（9－2）適格請求書発行事業者登録番号を表示

（10） NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

（11） 〒XXX-XXXX
（12） NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
（13） NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

（14） 担当部署：NNNNNNNNNNNNNNNNNN
（15） 電話：XXXXXXXXXXXXXX
（16） FAX：XXXXXXXXXXXXXX

（17） 振込先銀行：NNNNNNNNNNNNNNN
（18） NNNNNNNNNNNNNNN
（19） NN XXXXXXX （20）
（21） NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

（22） 入金予定日：YYYY年MM月DD日

（23） 対象期間：YYYY年MM月DD日締め分
（24） YYYY年MM月01日
（25） ～ YYYY年MM月末日
（26） 決済方法：NNNNNNNN

別途定める期間内に誤りがある旨の連絡がない場合には、記載内容のとおり確認があったものとします。

前回請求額合計	入金額	当月請求額				今回請求金額合計
		8%対象金額	10%対象金額	非課税対象金額	合計(税込)	
（27） 99,999,999,999	（28） 99,999,999,999	（29） (税 抜) 99,999,999,999 (消費税) （30） 9,999,999,999	（31） (税 抜) 99,999,999,999 (消費税) （32） 9,999,999,999	（33） 99,999,999,999	（34） 99,999,999,999	（35） 99,999,999,999

（２９）～（３２）請求書を税率毎に分ける場合、いずれかの税率項目を「０(ゼロ)」またはブランクとして使用する。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

6. 日食協 標準書式の対応

（3） 販売促進金明細書

■ 請求書明細レイアウトイメージ

NNNNNNNNNNNNNNN （3）
（明細書）

（1） 作成日：YYYY年MM年DD日
（2） Page：999

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN （4）
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN 御中 （5）
（XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX） （6-1）
登録番号： T9999999999999 （6-2）

（6－2）適格請求書発行事業者登録番号を表示

（9） NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
（10） 担当部署： NNNNNNNNNNNNNNNNNNN
（11） （XXXXXXXXXXXX）

請求書No. XXXXXXXXX （7）
対象期間： YYYY年MM月DD日締め分 （8）

請求伝票番号 計上No （12）（13）	得意先名 （14）	計上日 （16）	期間 開始 （17） 終了 （18）	商品名 （19）	ケース入数 （20）	請求計上 数量 （21）	数量単位 （22）	条件 （23）	条件区分 （24）	金額 （25）	消費税額 （26）	消費税率 （27）	備考 （28）
XXXXXXXXXX XXXX	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN （XXXXXXXXXXXX） （15）	MM/DD	MM/DD MM/DD	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NN：NNNNNNNNNNNN	99,999	S999,999,999.99 （29）	NN	9,999,999.99	NN	S99,999,999,999	S9,999,999,999	N	NNNNNNNNNN
		MM/DD	MM/DD MM/DD	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NN：NNNNNNNNNNNN	99,999	S999,999,999.99	NN	9,999,999.99	NN	S99,999,999,999	S9,999,999,999	N	NNNNNNNNNN
		MM/DD	MM/DD MM/DD	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NN：NNNNNNNNNNNN	99,999	S999,999,999.99	NN	9,999,999.99	NN	S99,999,999,999	S9,999,999,999	N	NNNNNNNNNN
								請求伝票番号 小計 （30）		S99,999,999,999	S99,999,999,999		
XXXXXXXXXX XXXX	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN （XXXXXXXXXXXX）	MM/DD	MM/DD MM/DD	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NN：NNNNNNNNNNNN	99,999	S999,999,999.99	NN	9,999,999.99	NN	S99,999,999,999	S9,999,999,999	N	NNNNNNNNNN
		MM/DD	MM/DD MM/DD	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NN：NNNNNNNNNNNN	99,999	S999,999,999.99	NN	9,999,999.99	NN	S99,999,999,999	S9,999,999,999	N	NNNNNNNNNN
		MM/DD	MM/DD MM/DD	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NN：NNNNNNNNNNNN	99,999	S999,999,999.99	NN	9,999,999.99	NN	S99,999,999,999	S9,999,999,999	N	NNNNNNNNNN
		MM/DD	MM/DD MM/DD	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NN：NNNNNNNNNNNN	99,999	S999,999,999.99	NN	9,999,999.99	NN	S99,999,999,999	S9,999,999,999	N	NNNNNNNNNN
		MM/DD	MM/DD MM/DD	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NN：NNNNNNNNNNNN	99,999	S999,999,999.99	NN	9,999,999.99	NN	S99,999,999,999	S9,999,999,999	N	NNNNNNNNNN
		MM/DD	MM/DD MM/DD	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NN：NNNNNNNNNNNN	99,999	S999,999,999.99	NN	9,999,999.99	NN	S99,999,999,999	S9,999,999,999	N	NNNNNNNNNN
		MM/DD	MM/DD MM/DD	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NN：NNNNNNNNNNNN	99,999	S999,999,999.99	NN	9,999,999.99	NN	S99,999,999,999	S9,999,999,999	N	NNNNNNNNNN
		MM/DD	MM/DD MM/DD	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN NN：NNNNNNNNNNNN	99,999	S999,999,999.99	NN	9,999,999.99	NN	S99,999,999,999	S9,999,999,999	N	NNNNNNNNNN
								請求伝票番号小計		S99,999,999,999	S99,999,999,999		
								******合計 （31）		S99,999,999,999	S99,999,999,999		

以下、最終ページに得意先小計を表示

請求伝票番号 計上No	得意先名	計上日	期間 開始 終了	商品名	ケース入数	請求計上 数量	数量単位	条件	条件区分	金額	消費税額	消費税率	備考
	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN （XXXXXXXXXXXX）							得意先 小計 （32）		S99,999,999,999	S9,999,999,999		
	NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN （XXXXXXXXXXXX）							得意先 小計		S99,999,999,999	S9,999,999,999		

（２７）税区分表示から税率表示に変更

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

6. 日食協 標準書式の対応

（4）販売促進金支払案内書

（3）販売促進金支払案内書12345

（２３)に適格請求書発行事業者登録番号を追加

作成日：2014年02月28日（1）
Page：999/999（2）

〒103-0026（4）
東京都中央区日本橋兜町１３番２号（5）
兜町倍成ビル７階（6）
株式会社ファイネット商事◇◇◇◇（7）◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
東海支社（8）
（12345678901234567890１234）（9）
御中

振込先銀行：みずほ銀行（11）
日本橋兜町支店◇◇◇◇◇◇◇◇（12）
（13）普通　1234567（14）
ｶ）ﾌｧｲﾈｯﾄｼｮｳｼﾞ（15）

決済方法：振込（10）
お支払い日：2014年3月25日（16）
対象期間：2014年01月31日締め分（17）
2014年01月01日　～　2014年01月31日
（18）（19）

（20）〒103-0026
（21）東京都中央区日本橋兜町１３番２号ああああああああああああああ
（22）兜町倍成ビル７階
（23）ファイネット食品工業株式会社　　登録番号　T9999999999999
（24）営業◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇（25）
（12345678901234567890１234）
電話：033-5643-3410（26）　FAX：033-5643-3410（27）
仕向銀行：ミズホ銀行◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇（28）
振込依頼人：ﾌｧｲﾈｯﾄｼｮｸﾋﾝｺｳｷﾞｮｳ（ｶ（29）

（３０)～（３２）税率別に合計表示

	金額（税抜）(a)（30）	(EDI対象分)（31）	消費税額 (b)（32）	お支払金額 (a+b)（33）	ご請求金額(税別) (c)（34）	差額(税別) (a-c)（35）
8％対象	99,999,999,999	(99,999,999,999)	9,999,999,999			
10％対象	99,999,999,999	(99,999,999,999)	9,999,999,999			
非課税	99,999,999,999	(99,999,999,999)	9,999,999,999			
合計	99,999,999,999	(99,999,999,999)	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999

区分（36）	（37）	（38）	（39）	（40）	（41）	（42）	（43）
ああああああああああああああああああああ	いいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	99,999,999,999	(99,999,999,999)	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
ああああああああああああああああああああ	いいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	99,999,999,999	(99,999,999,999)	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
ああああああああああああああああああああ	いいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	99,999,999,999	(99,999,999,999)	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
ああああああああああああああああああああ	いいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	99,999,999,999	(99,999,999,999)	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
ああああああああああああああああああああ	いいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	99,999,999,999	(99,999,999,999)	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
ああああああああああああああああああああ	いいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	99,999,999,999	(99,999,999,999)	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
ああああああああああああああああああああ	いいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	99,999,999,999	(99,999,999,999)	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
ああああああああああああああああああああ	いいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	99,999,999,999	(99,999,999,999)	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
ああああああああああああああああああああ	いいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	99,999,999,999	(99,999,999,999)	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
ああああああああああああああああああああ	いいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	99,999,999,999	(99,999,999,999)	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
ああああああああああああああああああああ	いいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	99,999,999,999	(99,999,999,999)	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
ああああああああああああああああああああ	いいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	99,999,999,999	(99,999,999,999)	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
ああああああああああああああああああああ	いいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	99,999,999,999	(99,999,999,999)	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
ああああああああああああああああああああ	いいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	99,999,999,999	(99,999,999,999)	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
ああああああああああああああああああああ	いいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	99,999,999,999	(99,999,999,999)	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
ああああああああああああああああああああ	いいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	99,999,999,999	(99,999,999,999)	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
EDI非対象分	2015年1月分	2,000,000	(0)	160,000	2,160,000	2,300,000	-140,000
EDI対象分	2015年1月分	8,000,000	(8,000,000)	640,000	8,640,000	8,000,000	
別途請求額	請求書No.9876543210分	0	(0)	0	0	1,080,000	-1,080,000
対象期間外	2014年12月分	1,000,000	(1,000,000)	80,000	1,080,000	0	1,080,000
その他	振込手数料	-1,000	(0)	-80	-1,080	0	-1,080

（44）摘要　ああ

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

6. 日食協 標準書式の対応

（4） 販売促進金支払案内書（明細書）

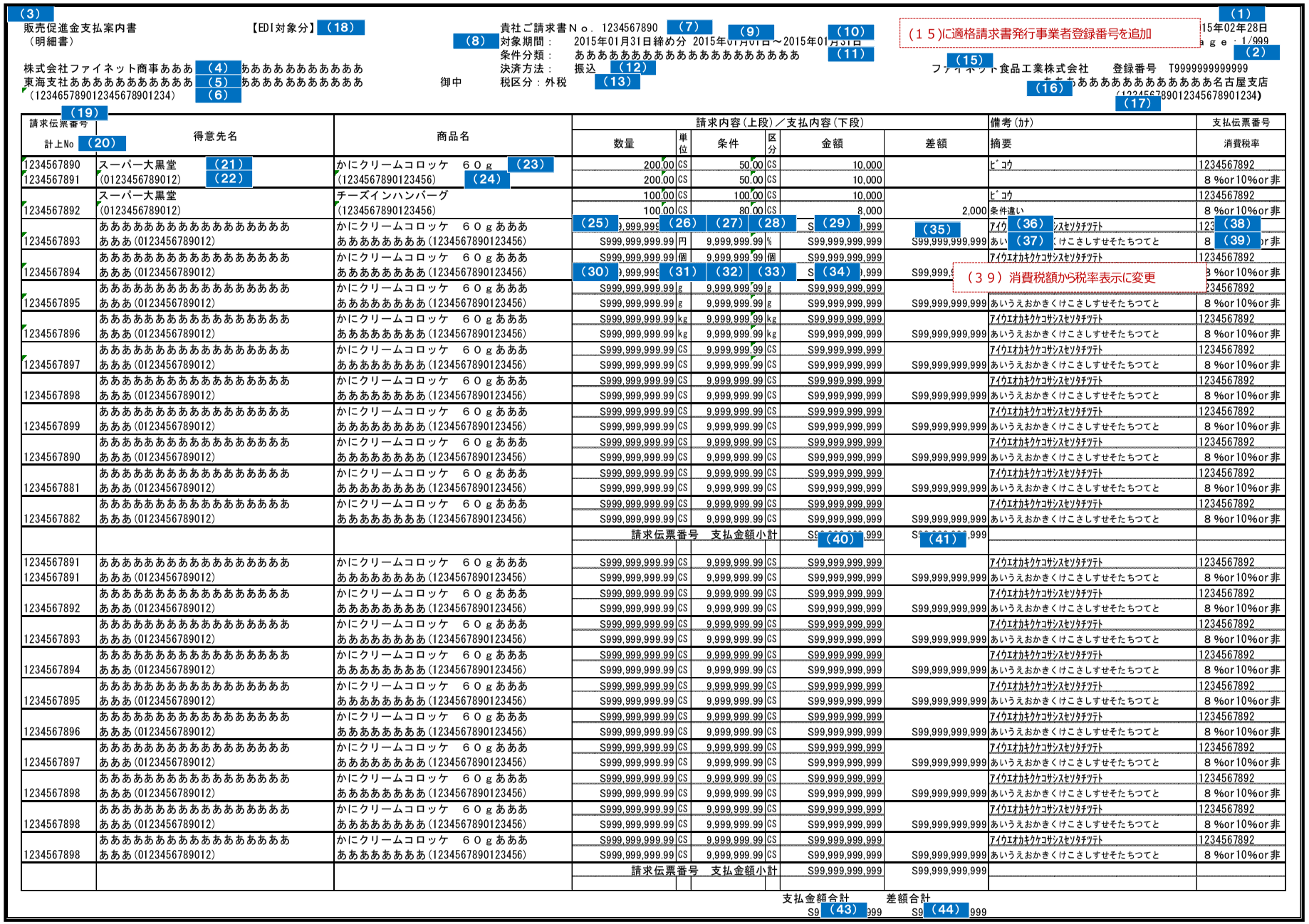

（3）
販売促進金支払案内書
（明細書）

【EDI対象分】（18）

（8）

株式会社ファイネット商事ああああ（4）
東海支社ああああああああああああ（5）
（12345678901234567890123456789012345678901234）（6）

御中

貴社ご請求書Ｎｏ．1234567890（7）
対象期間：2015年01月31日締め分 2015年01月01日～2015年01月31日（9）（10）
条件分類：ああああああああああああああああああ（11）
決済方法：振込（12）
税区分：外税（13）

（１５）に適格請求書発行事業者登録番号を追加

（1）
15年02年28日
ａｇｅ．1/999
（2）

（15）
ファイネット食品工業株式会社　登録番号　T9999999999999
（16）
（17）

（19）

請求伝票番号 / 計上No（20）	得意先名（21）（22）	商品名（23）（24）	請求内容（上段）／支払内容（下段） 数量	単位	条件	区分	金額	差額	備考（ｶﾅ） 摘要	支払伝票番号 / 消費税率
1234567890	スーパー大黒堂	かにクリームコロッケ　６０ｇ	200.00	CS	50.00	CS	10,000		ﾋﾞｺｳ	1234567892
1234567891	(0123456789012)	(1234567890123456)	200.00	CS	50.00	CS	10,000			８%or10%or非
1234567892	スーパー大黒堂 (0123456789012)	チーズインハンバーグ (1234567890123456)	100.00 100.00	CS CS	100.00 80.00	CS CS	10,000 8,000	2,000	ﾋﾞｺｳ 条件違い	1234567892 ８%or10%or非
1234567893	ああああああああああああああああ ああ(0123456789012)	かにクリームコロッケ　６０ｇああああ ああああああああ(1234567890123456)	S999,999,999.99 S999,999,999.99	円 円	9,999,999.99 9,999,999.99	% %	S99,999,999,999 S99,999,999,999	S99,999,999,999 S99,999,999,999	ｱｲｳ…ｿｽｾﾀﾁﾂﾃﾄ あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと	123… ８…or非
1234567894	ああああああああああああああああ ああ(0123456789012)	かにクリームコロッケ　６０ｇああああ ああああああああ(1234567890123456)	S999,999,999.99 S999,999,999.99	個 個	9,999,999.99 9,999,999.99	個 個	S99,999,999,999 S99,999,999,999	S99,999,999,999	ｱｲｳｴｵｶｷｸｹｺｻｼｽｾｿﾀﾁﾂﾃﾄ あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと	1234567892 ８%or10%or非
1234567895	ああああああああああああああああ ああ(0123456789012)	かにクリームコロッケ　６０ｇああああ ああああああああ(1234567890123456)	S999,999,999.99 S999,999,999.99	g g	9,999,999.99 9,999,999.99	g g	S99,999,999,999 S99,999,999,999	S99,999,999,999	ｱｲｳｴｵｶｷｸｹｺｻｼｽｾｿﾀﾁﾂﾃﾄ あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと	1234567892 ８%or10%or非
1234567896	ああああああああああああああああ ああ(0123456789012)	かにクリームコロッケ　６０ｇああああ ああああああああ(1234567890123456)	S999,999,999.99 S999,999,999.99	kg kg	9,999,999.99 9,999,999.99	kg kg	S99,999,999,999 S99,999,999,999	S99,999,999,999	ｱｲｳｴｵｶｷｸｹｺｻｼｽｾｿﾀﾁﾂﾃﾄ あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと	1234567892 ８%or10%or非
1234567897	ああああああああああああああああ ああ(0123456789012)	かにクリームコロッケ　６０ｇああああ ああああああああ(1234567890123456)	S999,999,999.99 S999,999,999.99	CS CS	9,999,999.99 9,999,999.99	CS CS	S99,999,999,999 S99,999,999,999	S99,999,999,999	ｱｲｳｴｵｶｷｸｹｺｻｼｽｾｿﾀﾁﾂﾃﾄ あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと	1234567892 ８%or10%or非
1234567898	ああああああああああああああああ ああ(0123456789012)	かにクリームコロッケ　６０ｇああああ ああああああああ(1234567890123456)	S999,999,999.99 S999,999,999.99	CS CS	9,999,999.99 9,999,999.99	CS CS	S99,999,999,999 S99,999,999,999	S99,999,999,999	ｱｲｳｴｵｶｷｸｹｺｻｼｽｾｿﾀﾁﾂﾃﾄ あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと	1234567892 ８%or10%or非
1234567899	ああああああああああああああああ ああ(0123456789012)	かにクリームコロッケ　６０ｇああああ ああああああああ(1234567890123456)	S999,999,999.99 S999,999,999.99	CS CS	9,999,999.99 9,999,999.99	CS CS	S99,999,999,999 S99,999,999,999	S99,999,999,999	ｱｲｳｴｵｶｷｸｹｺｻｼｽｾｿﾀﾁﾂﾃﾄ あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと	1234567892 ８%or10%or非
1234567890	ああああああああああああああああ ああ(0123456789012)	かにクリームコロッケ　６０ｇああああ ああああああああ(1234567890123456)	S999,999,999.99 S999,999,999.99	CS CS	9,999,999.99 9,999,999.99	CS CS	S99,999,999,999 S99,999,999,999	S99,999,999,999	ｱｲｳｴｵｶｷｸｹｺｻｼｽｾｿﾀﾁﾂﾃﾄ あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと	1234567892 ８%or10%or非
1234567881	ああああああああああああああああ ああ(0123456789012)	かにクリームコロッケ　６０ｇああああ ああああああああ(1234567890123456)	S999,999,999.99 S999,999,999.99	CS CS	9,999,999.99 9,999,999.99	CS CS	S99,999,999,999 S99,999,999,999	S99,999,999,999	ｱｲｳｴｵｶｷｸｹｺｻｼｽｾｿﾀﾁﾂﾃﾄ あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと	1234567892 ８%or10%or非
1234567882	ああああああああああああああああ ああ(0123456789012)	かにクリームコロッケ　６０ｇああああ ああああああああ(1234567890123456)	S999,999,999.99 S999,999,999.99	CS CS	9,999,999.99 9,999,999.99	CS CS	S99,999,999,999 S99,999,999,999	S99,999,999,999	ｱｲｳｴｵｶｷｸｹｺｻｼｽｾｿﾀﾁﾂﾃﾄ あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと	1234567892 ８%or10%or非
		請求伝票番号　支払金額小計	S9…999		（40）		S9…999	（41）		
1234567891 1234567891	ああああああああああああああああ ああ(0123456789012)	かにクリームコロッケ　６０ｇああああ ああああああああ(1234567890123456)	S999,999,999.99 S999,999,999.99	CS CS	9,999,999.99 9,999,999.99	CS CS	S99,999,999,999 S99,999,999,999	S99,999,999,999	ｱｲｳｴｵｶｷｸｹｺｻｼｽｾｿﾀﾁﾂﾃﾄ あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと	1234567892 ８%or10%or非
1234567892	ああああああああああああああああ ああ(0123456789012)	かにクリームコロッケ　６０ｇああああ ああああああああ(1234567890123456)	S999,999,999.99 S999,999,999.99	CS CS	9,999,999.99 9,999,999.99	CS CS	S99,999,999,999 S99,999,999,999	S99,999,999,999	ｱｲｳｴｵｶｷｸｹｺｻｼｽｾｿﾀﾁﾂﾃﾄ あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと	1234567892 ８%or10%or非
1234567893	ああああああああああああああああ ああ(0123456789012)	かにクリームコロッケ　６０ｇああああ ああああああああ(1234567890123456)	S999,999,999.99 S999,999,999.99	CS CS	9,999,999.99 9,999,999.99	CS CS	S99,999,999,999 S99,999,999,999	S99,999,999,999	ｱｲｳｴｵｶｷｸｹｺｻｼｽｾｿﾀﾁﾂﾃﾄ あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと	1234567892 ８%or10%or非
1234567894	ああああああああああああああああ ああ(0123456789012)	かにクリームコロッケ　６０ｇああああ ああああああああ(1234567890123456)	S999,999,999.99 S999,999,999.99	CS CS	9,999,999.99 9,999,999.99	CS CS	S99,999,999,999 S99,999,999,999	S99,999,999,999	ｱｲｳｴｵｶｷｸｹｺｻｼｽｾｿﾀﾁﾂﾃﾄ あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと	1234567892 ８%or10%or非
1234567895	ああああああああああああああああ ああ(0123456789012)	かにクリームコロッケ　６０ｇああああ ああああああああ(1234567890123456)	S999,999,999.99 S999,999,999.99	CS CS	9,999,999.99 9,999,999.99	CS CS	S99,999,999,999 S99,999,999,999	S99,999,999,999	ｱｲｳｴｵｶｷｸｹｺｻｼｽｾｿﾀﾁﾂﾃﾄ あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと	1234567892 ８%or10%or非
1234567896	ああああああああああああああああ ああ(0123456789012)	かにクリームコロッケ　６０ｇああああ ああああああああ(1234567890123456)	S999,999,999.99 S999,999,999.99	CS CS	9,999,999.99 9,999,999.99	CS CS	S99,999,999,999 S99,999,999,999	S99,999,999,999	ｱｲｳｴｵｶｷｸｹｺｻｼｽｾｿﾀﾁﾂﾃﾄ あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと	1234567892 ８%or10%or非
1234567897	ああああああああああああああああ ああ(0123456789012)	かにクリームコロッケ　６０ｇああああ ああああああああ(1234567890123456)	S999,999,999.99 S999,999,999.99	CS CS	9,999,999.99 9,999,999.99	CS CS	S99,999,999,999 S99,999,999,999	S99,999,999,999	ｱｲｳｴｵｶｷｸｹｺｻｼｽｾｿﾀﾁﾂﾃﾄ あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと	1234567892 ８%or10%or非
1234567898	ああああああああああああああああ ああ(0123456789012)	かにクリームコロッケ　６０ｇああああ ああああああああ(1234567890123456)	S999,999,999.99 S999,999,999.99	CS CS	9,999,999.99 9,999,999.99	CS CS	S99,999,999,999 S99,999,999,999	S99,999,999,999	ｱｲｳｴｵｶｷｸｹｺｻｼｽｾｿﾀﾁﾂﾃﾄ あいうえおかきくけこさしすせそたちつてと	1234567892 ８%or10%or非
		請求伝票番号　支払金額小計	S99,999,999,999				S99,999,999,999			

支払金額合計 S9（43）999　差額合計 S9（44）999

（25）（26）（27）（28）（29）（30）（31）（32）（33）（34）（35）（36）（37）（38）（39）

（３９）消費税額から税率表示に変更

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

(5) 商品代金請求書

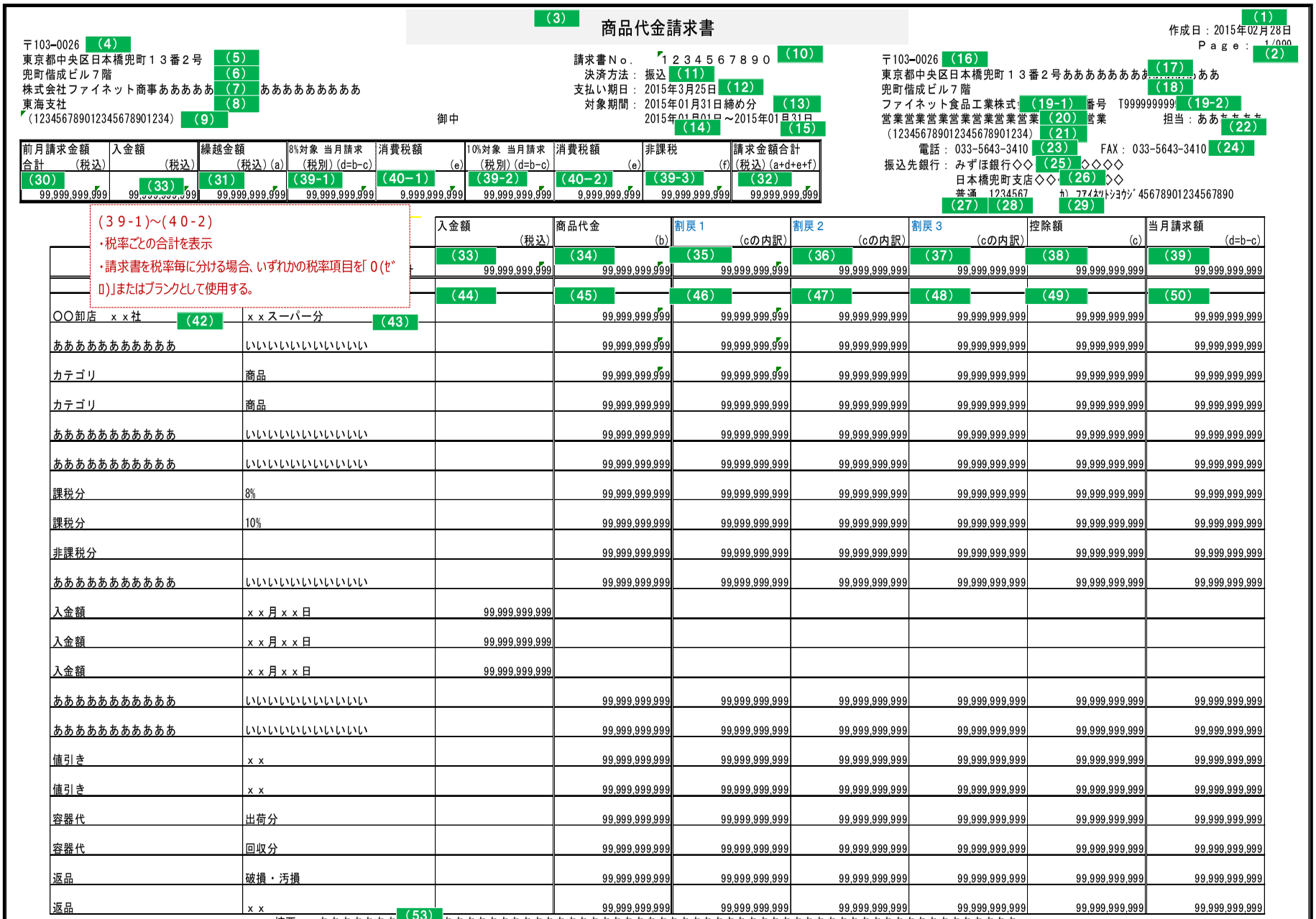

(3)

商品代金請求書

(1)
作成日：2015年02月28日
Ｐａｇｅ：1/999 (2)

〒103-0026 (4)
東京都中央区日本橋兜町１３番２号 (5)
兜町倍成ビル７階 (6)
株式会社ファイネット商事あああああ (7) あああああああああ
東海支社 (8)
（12345678901234567890123４） (9)
御中

請求書Ｎｏ. １２３４５６７８９０ (10)
決済方法： 振込 (11)
支払い期日： 2015年3月25日 (12)
対象期間： 2015年01月31日締め分 (13)
2015年01月01日～2015年01月31日 (14) (15)

〒103-0026 (16)
東京都中央区日本橋兜町１３番２号あああああああああ (17) ああ
兜町倍成ビル７階 (18)
ファイネット食品工業株式 (19-1) 番号 T999999999 (19-2)
営業営業営業営業営業営業営業営業営業営業 (20)
（12345678901234567890123４） (21)
電話： 033-5643-3410 (23) FAX： 033-5643-3410 (24)
振込先銀行： みずほ銀行◇◇ (25) ◇◇◇◇
日本橋兜町支店◇◇ (26) ◇◇
普通 1234567 (27) (28) ｶ) ﾌｧｲﾈｯﾄｼｮｸﾋﾝ 45678901234567890 (29)

担当：ああ (22)

前月請求金額 合計 (税込)	入金額 (税込)	繰越金額 (税込) (a)	8%対象 当月請求 (税別) (d=b-c)	消費税額 (e)	10%対象 当月請求 (税別) (d=b-c)	消費税額 (e)	非課税 (f)	請求金額合計 (税込) (a+d+e+f)
(30)	(33)	(31)	(39-1)	(40-1)	(39-2)	(40-2)	(39-3)	(32)
99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	9,999,999,999	99,999,999,999	9,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999

(39-1)～(40-2)
・税率ごとの合計を表示
・請求書を税率毎に分ける場合、いずれかの税率項目を「０(ゼロ)」またはブランクとして使用する。

		入金額 (税込)	商品代金 (b)	割戻１ (cの内訳)	割戻２ (cの内訳)	割戻３ (cの内訳)	控除額 (c)	当月請求額 (d=b-c)
		(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)
		99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
		(44)	(45)	(46)	(47)	(48)	(49)	(50)
○○卸店　ｘｘ社 (42)	ｘｘスーパー分 (43)		99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
あああああああああああ	いいいいいいいいいいいい		99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
カテゴリ	商品		99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
カテゴリ	商品		99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
あああああああああああ	いいいいいいいいいいいい		99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
あああああああああああ	いいいいいいいいいいいい		99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
課税分	8%		99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
課税分	10%		99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
非課税分			99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
あああああああああああ	いいいいいいいいいいいい		99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
入金額	ｘｘ月ｘｘ日	99,999,999,999						
入金額	ｘｘ月ｘｘ日	99,999,999,999						
入金額	ｘｘ月ｘｘ日	99,999,999,999						
あああああああああああ	いいいいいいいいいいいい		99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
あああああああああああ	いいいいいいいいいいいい		99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
値引き	ｘｘ		99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
値引き	ｘｘ		99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
容器代	出荷分		99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
容器代	回収分		99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
返品	破損・汚損		99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999
返品	ｘｘ		99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999	99,999,999,999

摘要 (53) あああ

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

6. 日食協 標準書式の対応

（5） 商品代金請求書（明細書）

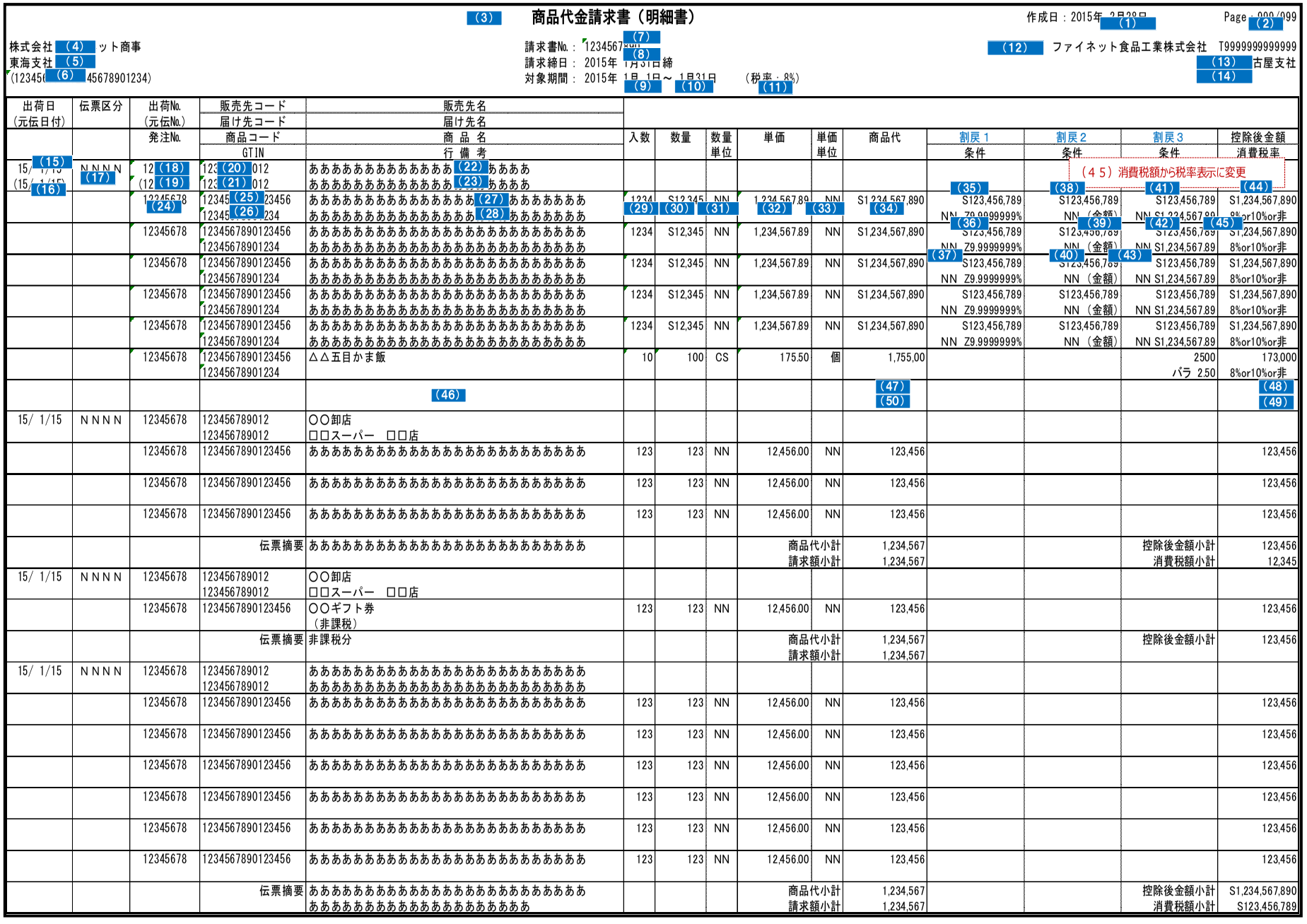

（３） 商品代金請求書（明細書）

作成日：2015年 2月28日 （１） Page：000/099 （２）

株式会社 （４） ット商事
東海支社 （５）
（12345（６）45678901234）

請求書No.：1234567890（７）
請求締日：2015年 1月31日締（８）
対象期間：2015年 1月 1日～ 1月31日 （９）（１０） （税率：8%）（１１）

（１２） ファイネット食品工業株式会社 T9999999999999
（１３）古屋支社
（１４）

（４５）消費税額から税率表示に変更

出荷日 （元伝日付）	伝票区分	出荷No. （元伝No.）	販売先コード 届け先コード	販売先名 届け先名										
		発注No.	商品コード GTIN	商品名 行備考	入数	数量	数量単位	単価	単価単位	商品代	割戻１ 条件	割戻２ 条件	割戻３ 条件	控除後金額 消費税率
15/ 1/15（１５） （15/ 1/15）（１６）	NNNN（１７）	12（１８） （12（１９）	123（２０）012 123（２１）012	あああああああああああああ（２２）ああああ あああああああああああああ（２３）ああああ								（４５）消費税額から税率表示に変更		
		12345678（２４）	12345（２５）23456 12345（２６）234	あああああああああああああ（２７）ああああああ あああああああああああああ（２８）ああああああ	1234（２９）	S12,345（３０）	NN（３１）	1,234,567.89（３２）	NN（３３）	S1,234,567,890（３４）	S123,456,789（３５） NN Z9.9999999%	S123,456,789（３８） NN（金額）	S123,456,789（４１） NN S1,234,567.89	S1,234,567,890（４４） 8%or10%or非
		12345678	1234567890123456 12345678901234	あああああああああああああああああああああ あああああああああああああああああああああ	1234	S12,345	NN	1,234,567.89	NN	S1,234,567,890	S123,456,789（３６） NN Z9.9999999%	S123,456,789（３９） NN（金額）	S123,456,789（４２） NN S1,234,567.89	S1,234,567,890（４５） 8%or10%or非
		12345678	1234567890123456 12345678901234	あああああああああああああああああああああ あああああああああああああああああああああ	1234	S12,345	NN	1,234,567.89	NN	S1,234,567,890	S123,456,789（３７） NN Z9.9999999%	S123,456,789（４０） NN（金額）	S123,456,789（４３） NN S1,234,567.89	S1,234,567,890 8%or10%or非
		12345678	1234567890123456 12345678901234	あああああああああああああああああああああ あああああああああああああああああああああ	1234	S12,345	NN	1,234,567.89	NN	S1,234,567,890	S123,456,789 NN Z9.9999999%	S123,456,789 NN（金額）	S123,456,789 NN S1,234,567.89	S1,234,567,890 8%or10%or非
		12345678	1234567890123456 12345678901234	あああああああああああああああああああああ あああああああああああああああああああああ	1234	S12,345	NN	1,234,567.89	NN	S1,234,567,890	S123,456,789 NN Z9.9999999%	S123,456,789 NN（金額）	S123,456,789 NN S1,234,567.89	S1,234,567,890 8%or10%or非
		12345678	1234567890123456 12345678901234	あああああああああああああああああああああ あああああああああああああああああああああ	1234	S12,345	NN	1,234,567.89	NN	S1,234,567,890	S123,456,789 NN Z9.9999999%	S123,456,789 NN（金額）	S123,456,789 NN S1,234,567.89	S1,234,567,890 8%or10%or非
		12345678	1234567890123456 12345678901234	△△五目かま飯	10	100	CS	175.50	個	1,755.00			2500 バラ 2.50	173,000 8%or10%or非
				（４６）						（４７） （５０）				（４８） （４９）
15/ 1/15	NNNN	12345678	123456789012 123456789012	○○卸店 □□スーパー　□□店										
		12345678	1234567890123456	あああああああああああああああああああああ	123	123	NN	12,456.00	NN	123,456				123,456
		12345678	1234567890123456	あああああああああああああああああああああ	123	123	NN	12,456.00	NN	123,456				123,456
		12345678	1234567890123456	あああああああああああああああああああああ	123	123	NN	12,456.00	NN	123,456				123,456
			伝票摘要	あああああああああああああああああああああ					商品代小計 請求額小計	1,234,567 1,234,567			控除後金額小計 消費税額小計	123,456 12,345
15/ 1/15	NNNN	12345678	123456789012 123456789012	○○卸店 □□スーパー　□□店										
		12345678	1234567890123456	○○ギフト券 （非課税）	123	123	NN	12,456.00	NN	123,456				123,456
			伝票摘要	非課税分					商品代小計 請求額小計	1,234,567 1,234,567			控除後金額小計	123,456
15/ 1/15	NNNN	12345678	123456789012 123456789012	あああああああああああああああああああああ あああああああああああああああああああああ										
		12345678	1234567890123456	あああああああああああああああああああああ	123	123	NN	12,456.00	NN	123,456				123,456
		12345678	1234567890123456	あああああああああああああああああああああ	123	123	NN	12,456.00	NN	123,456				123,456
		12345678	1234567890123456	あああああああああああああああああああああ	123	123	NN	12,456.00	NN	123,456				123,456
		12345678	1234567890123456	あああああああああああああああああああああ	123	123	NN	12,456.00	NN	123,456				123,456
		12345678	1234567890123456	あああああああああああああああああああああ	123	123	NN	12,456.00	NN	123,456				123,456
		12345678	1234567890123456	あああああああああああああああああああああ	123	123	NN	12,456.00	NN	123,456				123,456
			伝票摘要	あああああああああああああああああああああ あああああああああああああああああああああ					商品代小計 請求額小計	1,234,567 1,234,567			控除後金額小計 消費税額小計	S1,234,567,890 S123,456,789

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

7. その他

7-1. 業界共通データベース

(株)ジャパン・インフォレックスへ2019年4月に稼動する新システムに対して、消費税軽減税率対応のための項目追加・変更を依頼し、以下内容に変更予定です。
なお、具体的には、(株)ジャパン・インフォレックスからの案内をお待ち願います。

- 消費税区分のコードリスト変更

現行

商品情報 消費税区分	
「 」	
「１」	課税対象←初期値
「２」	免税
「３」	
「４」	
「５」	
「６」	
「７」	
「８」	非課税
「９」	不課税

変更後

商品情報 消費税区分	
「 」	
「１」	
「２」	非課税
「３」	標準税率適用
「４」	
「５」	軽減税率適用
「６」	
「７」	一体資産
「８」	
「９」	

※2019年4月稼動新システムについては、HPを参照願います。
https://fdb.jii-inforex.co.jp/　（2019年4月1日より）

7-2. 流通BMS

- 現行仕様では、区分記載請求書等保存方式に対応できない → 仕様・運用変更へ。

  （ポイント）

  ・税率ごとに伝票を分ける（経理処理を含め運用を考慮し、１伝票は単一税率）

  ・新メッセージの追加（請求鑑メッセージ）

- 日食協よりチェンジリクエストを流通システム標準普及推進協議会へ提出。
- 対応について、近日公開予定。

※流通BMSについては、HPを参照願います。
http://www.dsri.jp/ryutsu-bms/standard/standard01.html

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

8. Q&A

No	分類	質 問	回 答
1	税率判定	商品におけるリベート等の税率判定は、どのように税率判定すればよいですか。	仕入や販売条件などは、商品に紐づく税率にてリベート計算することになります。 例えば、役務の対価や施設利用料についてのような性格の条件は、飲食料品商品に紐づいたとしても標準税率となります。 このため、こうした取引については条件の区分等を利用し、標準税率として計算できるように考慮する必要があます。
2	税率判定	販売先の販売形態による税率管理をする必要はありますか。	販売先の販売形態による税率管理は、必要ありません。 あらかじめ販売先が飲食料品を調理し、店内のイートインコーナーで消費者へ提供する(この場合、外食にあたり、適用税率は標準税率10%)ことが分っている販売先に対しても、卸売業者としては飲食料品を販売するものであることから、製造業の税率をそのまま引き継ぎます。
3	税率判定	小売業が軽減税率(8%)商品を調理後、店内飲食用等として、標準税率(10%)で販売するため、10%で商品発注された場合、または、何の根拠もなく小売業から発注データの税率での処理を強く求められた場合の対処は？	適用税率は、売り手である卸売業者が飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で、判定します。 法令順守の観点から、小売業から強く求められても、売り手である卸売業者の税率に従ってもらう。
4	税率判定	新商品の取り扱いを始める際、商品マスタにまだ登録がない場合は、どうやって税率を判定すればよいですか。	適用税率は、売り手である製造業者(メーカー)が飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で、売り手である製造業者(メーカー)が税率判定します。 メーカーから仕入れた商品について加工・使用目的の変更（飲食料品以外の用途に変更するなど）を行わない限りはメーカーが判定した税率をそのまま使用することができます。（一体資産を除く。） したがって、新商品で商品マスタにまだ登録がない場合は、メーカーに税率を確認してください。 基本的には「食品表示法に規定する食品」は軽減税率８%が適用されますが、「酒税法に規定する酒類」、「外食」は標準税率10%が適用されます。 上記対象範囲を認識した上で、税率判定が難しい場合は製造先者に問い合わせしてください。
5	税率判定	請求書において値引きが行われる際に軽減税率か標準税率かの判定はどのように行えばいいですか。	食品に紐付く値引きについては軽減税率８%となり、食品以外に紐付く値引きについては標準税率10%になります。 請求金額総額に対して一括値引きが行われる場合、原則は食品と非食品の値引き前の対価の額により値引き額を按分する必要があります。 この場合、按分金額を算出し、税率毎の値引き額を記載する必要があります。 詳しくは、《参考資料》2-④問88「一括値引がある場合のレシートの記載」参照。
6	税率判定	製造業（または小売り業）と税率の認識違いがあったまま仕入（または売上）が発生し、締後に発覚した場合、納品書は再発行して頂く（もしくは発行する）べきですか。	納品書を適格請求書とする場合には、修正インボイスの交付が必要です。
7	税率判定	「標準」「軽減」かの税率判定は、通常メーカーが判定することになりますが、自社で何か考慮は必要ですか。	仕入れた商品をそのまま販売先へ流通させる場合は、メーカーが税率判定し、卸売業者はその税率を販売先に対しても用いますが、一体資産の商品は、卸売業者が販売先に対する販売価格が1万円を超えるかどうかで(一万円以下は軽減税率)、判定が異なるため留意が必要です。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

8. Q&A

No	分類	質 問	回 答
8	税率判定	役務の対価や施設の利用料等は、飲食料品に紐づいたとしても標準税率となりますが、具体例を教えてください。	センターフィー(施設利用料)、EOS手数料、データの提供費用などです。
9	一体資産	メーカーが製造した一体資産を小売にそのまま販売しようと思ってますが、一体資産に含まれる食品の占める割合が不明です。 メーカーから仕入れた時の税率をそのまま使用して売上げを計上しても問題ないですか。	販売価格が税抜１万円以下であれば、仕入れ時の税率を適用しても差し支えありません。 一体資産によっては仕入れ時と販売時で税率が変わる場合があります。 おもちゃ付きのお菓子など一体資産をメーカーから仕入れた際、仕入れ時の税率判定は製造者であるメーカーが行います。 通常の商品であれば商品を小売業に販売する場合も仕入れ時と同じ税率を使うことができますが、一体資産の場合は税率が変わる場合があります。 (例) １個8,000円で仕入れた一体資産（軽減税率８％）を12,000円でスーパーに販売する場合 ↓ 販売価格10,000円以下の要件を満たさないため、スーパーに販売する際は「標準税率10%」となる。 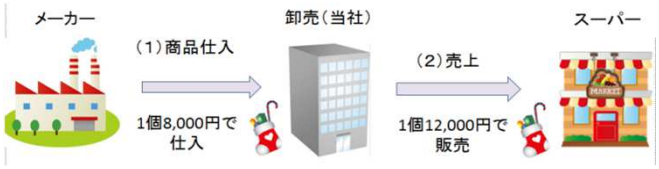 この場合、仕入れ時と販売時で適用される税率が異なる場合があるため同じ商品コードの税率をそのまま使用することができないことがあます。 ★一体資産まとめ★ 【適用税率判定フローチャート】 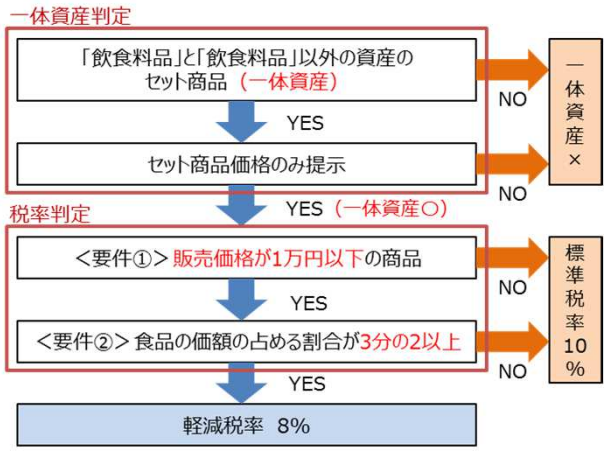 【パターン】 ① メーカーから仕入れた食品と非食品とを組み合わせてセット販売した場合⇒卸売業が食品と非食品の売価や原価をもとに税率を判定する。 ② 元々セットになった一体商品をメーカーから仕入れた場合 ⇒得意先への販売価格が１万円以下であれば仕入れた時の税率を使用（仕入れ先が税率を判断） 販売価格が１万円を超えるときは標準税率10%となる。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

8. Q&A

No	分類	質 問	回 答
10	一体資産	卸で一体資産の商品を企画、製造、販売する場合、 ① 食品とそれ以外の部分の切り分けについて 、単純に販売価格のみで判断すればよいでしょうか。 ② 即引があった場合、それが食品部分に掛かるものか、またはそれ以外の部分に掛かるものか、どのように判断すればよいでしょうか。	① 食品に係る部分の割合として、合理的な方法により計算した割合で判断します。例えば、一体資産の譲渡に係る売価又は原価のうち、合理的に計算した食品の売価又は原価の占める割合にて判断します。 詳しくは《参考資料》2-②-P.14「食品に係る部分の割合として合理的な方法により計算した割合」参照。 ② 即引などによる値引き後の対価の額は、それぞれの資産の値引き前の対価の額等により按分し判断します。 詳しくは《参考資料》2-④-P.29「食品と酒類のセット販売時の一括値引」参照。
11	商品の 汚破損	運搬中などに破損した商品を弁償してもらうときは、「商品消耗（不課税）」として仕入れの取消処理を行ってもいいでしょうか。	商品を弁償してもらう際、商品の状態や引き渡しの状況に応じて税率を判定する必要がありますが、下記の２パターンが考えられます。 いずれの場合も「仕入れの取消」ではなく、「売上げ」として認識する必要があります。 ① 破損した商品が使用不可であり、業者に引き渡していない場合 （仕訳）未収入金 ／ 商品消耗（不課税売上げ）2,000 ②破損した商品が使用可能で業者に引き渡している場合 （仕訳）未収入金 ／ 商品損耗 （課税売上げ） 2,000 軽減８％または標準10% なお、②の場合は引き渡した商品が食品であれば軽減8%、食品以外の場合は標準10%となります。
12	マスタ整備 ・準備	「業界共通データベースへの登録」は、製造業へスケジュールを含めた案内、登録依頼を卸売業各社より実施する必要がありますか。	「業界共通データベースへの登録」は、データベース提供会社より各製造業者へ登録スケジュールと登録依頼が発信される予定です。しかしながら各卸売業者も協力し、各製造業者へスケジュール通りに登録するよう協力願います。 また、データベース提供会社と各卸売業者の連携をお願い致します。
13	納品書	取扱い商品がほとんど軽減税率の対象であり、納品書には、標準税率の該当明細に識別表記「＊」を付けたいと思いますが、問題ないでしょうか？	標準税率に「＊」を付けてもよいですが、必ず軽減税率対象品目に対し「無印は軽減税率対象商品」等の記載をする必要があります。 例えば「軽減税率：無印、標準税率：＊」と記す。
14	返品	返品を処理する際の実務的な課題として、良品と不良品（日付切れ、破損等）の状態に応じた税率を選定する事は不可能だと思われます。購入時の税率で返品伝票を処理する対応で良いでしょうか。	返品する際には、仕入時の税率を引継ぎます。 破損、期限切れの返品も仕入時の税率で処理を行って構いません。
15	区分記載 等請求書 方式	仕入先から受領した区分記載請求書に「軽減税率対象資産である旨」及び「税率毎に合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載がない場合、請求書の再交付を受けなければ仕入税額控除を受けることはできませんか。	記載のない場合、請求書等の交付を受けた事業者が、取引の事実に基づき、受領した請求書等に自ら追記することで、仕入税額控除を行うことが認められています。 なお、追記できるのは、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに区分して合計した課税資産の対価の額(税込)」の2項目に限られます。
16	区分記載 等請求書 方式	現在使用している請求書に「対価の額(税抜)」、「消費税額」を記載している場合、標準税率10%分の「対価の合計額(税抜)」、「消費税合計額」と軽減税率8%分の「対価の合計額(税抜)」、「消費税合計額」を記載すれば、税率別の「合計金額(税込)」を省略してもよろしいでしょうか。	省略できます。 区分記載請求書等保存方式における請求書には、税率ごとに合計した対価の額(税込)が記載要件とされていますが、これに代えて、適格請求書の記載事項である税率ごとに合計した対価の額(税込または税抜)と税率ごとの消費税額の記載も認められています。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

8. Q&A

No	分類	質 問	回 答
17	適格請求書等保存方式	納品書と請求書の一体型でインボイスとした場合において、売り手が納品書に適用税率の識別記号を印字していなかった場合、どのような影響がありますか。	納品書と請求書(商品明細なし)の一体型でインボイスとする場合、納品書に適用税率の識別記号等の記載が無いと適格請求書等保存方式における記載要件である「軽減税率の対象品目である旨」が満たされませんので、売り手に対して記載事項を満たすよう要請してください。
18	適格請求書等保存方式	2023年10月適格請求書等保存方式による登録番号の運用が開始された以降、初回の請求締め処理に登録番号の取得が間に合わなかった場合、どのようにしたらよろしいでしょうか。	登録番号通知を受けた後に適格請求書の記載事項を満たした請求書を改めて交付する必要がありますが、通知を受けた後に登録番号などの適格請求書の記載事項として不足する事項を書面等で通知することで、既に交付した請求書と合わせて適格請求書の記載事項を満たすことができます。 2023年10月1日に適格請求書発行事業者の登録を受けるには、2023年3月31日までに登録申請書を提出することとされており、取引先に追加的な事務負担を発生させないように期限に間に合うように登録申請書の提出をお願いします。 詳しくは、《参考資料》2-⑤-P.15問22「登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱い」参照。
19	適格請求書等保存方式	現在、請求明細書の明細ごとに税額計算し、その計算した税額を積上げ計算していますが、適格請求書等保存方式でも同様に税額計算してよいでしょうか。	適格請求書等保存方式から請求明細書の明細ごとに税額計算をすることは、認められていません。 適格請求書の税率ごとに対価の額の合計を求め、その税率ごとの合計額より税額計算を1回行ってください。（端数処理1回） ※区分記載請求書等保存方式では、従来通りの計算が認められています。なお、端数処理の特例を適用する場合についても、従来通りですが、請求書の税率ごとに対価の額の合計を求め、その税率ごとの合計額より税額計算を1回行ってください。（端数処理1回）
20	適格請求書等保存方式	請求書について電磁的記録による提供を受けた場合には、消費税基本通達11-6-3(5)の「その他、これらに準ずる理由により、請求書等の交付を受けられなかった場合」に該当することとされていましたが、適格請求書等保存方式でも同様ですか。	消費税法施行令第49条第1項第2号が改正されていることから、消費税基本通達11-6-3(5) は、適用できず、相手から適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録による提供を受けた場合、仕入税額控除の要件として、その電磁的記録を保存しなければなりません。
21	適格請求書等保存方式	請求締日が月中である場合、2019年10月分の請求書には旧８%、軽減８%、標準税率10%の３税率が混在することになります。 この場合請求書の記載は、それぞれ税率毎に分ける必要があるのでしょうか。	2019年９月まで適用される旧８%と、2019年10月以降適用される軽減税率８%は、消費税・地方消費税の内訳が異なります。 したがって、標準税率10%と軽減税率８%、旧税率８%が一の請求書に混在する場合は、税率毎に区分して表す必要があります。 また、請求書を受領する際は、税率が区分されているか確認し、内訳が不明の際は、請求書交付者に内訳を確認する必要があります。税務申告の際には税率毎の金額が必要となることから、正しい内訳で会計処理を行い、税務申告・納付を行ってください。
22	適格請求書等保存方式	適格請求書（以下「インボイス」という。）は、どのような事業者からも受け取る必要がありますか。	一定の取引については、インボイスを入手しなくても帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができます。 詳しくは、本手引書P.52「備考」を参照。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

8. Q&A

No	分類	質 問	回 答
23	適格請求書等保存方式	仕入先が「適格請求書発行事業者」であるか、どのように判断して仕入計上を行えばいいですか。	インボイスを発行する事業者は、税務署長に「適格請求書発行事業者」の登録申請を行い、登録番号が通知されますので、まずは仕入先にご確認ください。 また、登録情報は国税庁HPにおいて公表されますので、適宜　内容を確認できます。 また、社内で管理する仕入先登録情報に登録事業者であるか否かの情報を予め登録しておくことにより、仕入計上時に自動で判断することができるようになります。 ただし、登録が誤っていた場合や登録内容の変更が漏れていた場合などは、遡及して会計処理の訂正と仕入先登録情報の更新を行う必要があります。
24	適格請求書等保存方式	仕入先が「適格請求書発行事業者」にも関わらず、受領した請求書がインボイスの要件を満たしていません。 仕入先に問い合わせてインボイスを再交付してもらう必要はありますか。	適格請求書発行事業者は、販売先から求められたときはインボイスを交付しなければなりません。 したがって、仕入先メーカーが適格請求書発行事業者である場合は、インボイス要件を満たしたインボイスを交付してもらう必要があります。 また、区分記載請求書とは異なり、インボイス方式では交付を受けた事業者が手書きでなどで追記することは認められていません。仮に「軽減税率対象資産である旨」及び「税率毎に合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載が漏れていたり、誤りがあった場合は、交付者に修正したインボイスの再交付を依頼する必要があります。（自ら追記や修正を行うことはできません。）
25	適格請求書等保存方式	小売業の個別フォーマット請求書も小売業からの依頼有無に関わらず、インボイス対応が必要になりますか。	インボイス対応する必要があります。 小売業の個別フォーマットの場合、小売業へインボイス要件を満たす請求書を交付するよう依頼してください。 また、小売業から特にインボイスの指定が無ければ、本手引書P.49「4-6.インボイス対応(対小売業)」を参考に卸売業の請求書を決め、小売業へ案内してください。
26	適格請求書等保存方式	商品に紐付かない税率10%のみとなる請求書(例.データ処理料請求書等)においても、適格請求書等保存方式に必要な項目記載が必要となりますか。	適格請求書等保存方式に必要な項目記載が必要です。 なお、税率10%のみの請求書の場合、税率8%の合計額及び税額の記載は省略できます。
27	適格請求書等保存方式	現状、「売上げに係る対価の返還」ではないセンターフィーなども販売奨励金などと合わせてお得意先へ返還しています。 インボイス制度施行後は、センターフィーについては本来、小売業よりインボイス交付を受けるべき対象ですが、これを卸売業から交付する「返還インボイス」に含めても問題ないでしょうか。 ※「登録番号」の異なる対象が混在(売り手と買い手)することになるため	本来、小売業の物流センター利用料のセンターフィーは、小売業より適格請求書を交付することとなりますが、利用している卸売業が小売業に代わり支払案内として、交付することができます。ご質問の内容としては、返還インボイスに支払案内書を一括して、交付してよいかということですが、一括交付しても問題ありません。ただし、以下の要件を満たす必要があります。 センターフィーを小売業の代わりに支払案内書として交付するので、相手方の登録番号(契約書等に記載し、支払案内書と一体としてインボイスとする場合を除く)を記載し、支払案内書の内容につき相手方への確認を受ける必要があります。
28	適格請求書等保存方式	現状、データによる請求を受けており、この請求データを仕入税額控除のために保存することを考えていますが、電磁的記録をどのような方法で保存すればよいですか。	電磁的記録の保存対応は、本手引書P.33「(5)電子インボイス」を参照ください。 なお、電磁的記録を保存する場合の要件に、「タイムスタンプを付す」か「正当な理由がない訂正及び削除防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う」こととなっていますが、後者の場合、具体的な規程文書の例が国税庁「電子帳簿保存法一問一答」の問58に掲載されていますのでご参考にしてください。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

8. Q&A

No	分類	質 問	回 答
29	適格請求書等保存方式	法人番号を有する課税事業者の登録番号は「T」（ローマ字）+法人番号（数字13桁）構成ですが、法人番号を有している場合、2023年10月からの適格請求書等保存方式を待たず、2019年10月より適格請求書等保存方式に対応した場合、登録番号を表示してよろしいでしょうか。	この場合、2019年10月から2023年9月まで登録番号を表示する必要はありません。 しかしながら、表示するのであれば、この登録番号は、課税事業者の登録番号とはなりませんので、ご承知の上、表示することはかまいません。課税事業者の登録番号は、税務署長へ登録申請書を提出し、登録拒否要件に該当しない場合は、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を書面で通知されます。また、効力は、適格請求書発行事業者登録簿に登録された日となります。
30	適格請求書等保存方式	現状当社の場合、請求書を売掛データ⇒外部VANにて変換処理⇒請求データにして送信しており、仕組み上売掛データがシステム保存されます。 この場合、売掛データが保存されていれば、請求データ控えの保存と認めらえるのでしょうか。	売掛データが以下のすべての条件を満たしていれば認められます。 ① 売掛データが適格請求書等保存方式の記載要件を満たしている。 ② 相手方に交付した請求データと互換関係にある状態である。 ③ 電磁的記録による保存方法に準じている。
31	適格請求書等保存方式	出力した適格請求書ならびに適格請求データが間違っていた場合、 ① 間に合う場合は出力し直して渡すのか。 ② 交付後、間違いに気づいた場合、次月分に含める、もしくは次月に訂正して渡してもよいか。	① 交付前であれば、正しい適格請求書ならびに適格請求データを再作成して交付してください。また、交付後であれば、交付相手に対し正しい適格請求書ならびに適格請求データを交付してください。 ※詳しくは《参考資料》2-⑤-P.15問21「適格請求書の記載事項に誤りがあった場合」参照。 ② 次月分に含める、もしくは次月に訂正してもかまいません。ただし、適格請求書の再交付である旨を明確にする必要があります。なお、先に交付した適格請求書と関連づけられており、再交付または訂正箇所が特定できるようしておく必要があります。
32	適格請求書等保存方式	既存の自社発行の紙での請求書を電子帳簿保存法で所轄税務署長承認を受け、電子保存する場合、 ① インボイス対応した後、再度、所轄税務署長の承認は必要か。 ② 得意先へ紙で出力した適格請求書を交付した場合、控えの保存は必要か。また、同様にインボイス対応した適格請求書データをEDIにて交付した場合のデータ保存は必要か。	① 再度申請する必要はありません。 ② 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書の保存義務がありますので、控えを保存してください。 なお、適格請求書をEDI等により交付した場合の控えデータの保存は、税務署長の承認を受ける必要はありません。 ※詳しくは《参考資料》2-⑤を参照。 P.40問46「適格請求書の写しの電磁的記録による保存」 P.46問47「適格請求書に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法」
33	適格請求書等保存方式	返品商品の適格返還請求書を交付する場合、「売上げに係る対価の返還等の基になった課税資産の譲渡等を行った年月日又は年月」とあるが、その返品商品がいつ販売したものか分らない場合、記載しなくてよいでしょうか。 また、「年月日又は年月」ではく、期間（年月～年月等） 記載でも認められますか。	適格返還請求書は、「売上げに係る対価の返還を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日」が記載事項とされています。 この場合の「年月日は、課税期間の範囲で一定の期間の記載でもよく、「○月分」でも差し支えありません。 返品された商品が、いつ販売又はいつ仕入れたものかの厳密性は問いませんので、販売実績又は　仕入実績より、実績（直近・過去等）のあった正確な「年月日又は年月」を記載してください。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

8. Q&A

No	分類	質 問	回 答
34	適格請求書等保存方式	交付した適格請求書の写しや提供した適格請求書に係る電磁的記録は、何年保存が必要ですか。	交付した日又は提供した日の属する課税期間末日の翌日から2月を経過した日から7年間となります。
35	免税事業者との取引	適格請求書発行事業者でない仕入先メーカーからの仕入れは仕入税額控除することができません。 インボイス制度導入後は当該メーカーに消費税抜きでの請求を依頼してもいいですか。	メーカーに消費税相当を請求しないよう要求することはできません。 メーカーとしては原材料を税込みで仕入れているため、卸売業への請求については、その分も価格に転嫁する必要があります。 メーカーより仕入れることで発生した控除できない消費税額は卸売業が損失として負担することになります。 この場合卸売業はメーカーに値下げを要求しなければ採算が悪化することとなり取引が困難となります。 上記の場合、免税事業者であるメーカーは以下の選択を迫られることになります。 ① 販売先が仕入税額控除ができるよう適格請求書発行事業者（課税事業者）を選択し、インボイスの発行を行う。 ② 販売先（卸売）からの値下げ交渉に応じる。 ①の場合、インボイス対応や納税に伴う事務負担の増加が懸念されます。 その点に配慮して免税事業者からの仕入税額控除不可への移行は段階的に行われます。 免税事業者は最長６年をかけて事務負担の増加などに対応していく必要があります。 一方で②の場合、消費税転嫁対策措置法の「買いたたき」に該当する可能性があるため行うべきではありません。 価格交渉に応じないため取引をやめるなどの行為はすべきではありませんが、取引量は減少することが考えられるので①の選択を行う免税事業者は増えるものと考えられます。 （例）食品の仕入 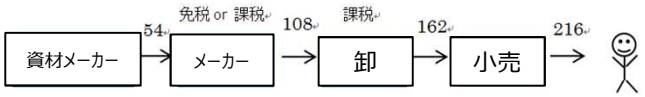 ※メーカーが免税事業者のとき 消費税…仮受 12 － 仮払 0 ＝ 納付 12（＋8） 利益…売上 150 － 費用 108 ＝ 損益 42（▲8） ※メーカーが課税事業者のとき 消費税…仮受 12 － 仮払 8 ＝ 納付 4 利益…売上 150 － 費用 100 ＝ 損益 50
36	改修費用	消費税法改正による軽減税率制度への対応は、事業遂行上、消費税の複数税率に対応した商品の管理や納税額の計算をしなければならなくなったために、必要な修正を行うものであり、新たな機能の追加、機能の向上等には該当しないことから、当該改修に要する費用は修繕費（損金算入）として取り扱うこととして差し支えないでしょうか。	各システムのプログラムの修正が、消費税法改正による軽減税率制度の実施に対してなされているものに限定されていることにつき、作業指図書等で明確にされている場合には、修繕費（損金算入）として取り扱って差し支えありません。 ※国税庁HP Q&A 法人税 質疑応答事例「消費税の軽減税率制度の実施に伴うシステム修正費用の取扱いについて」参照。

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

9. 最後に

2017年5月より日食協代表卸売業及び支援企業10社と全国菓子卸商業組合連合会より代表卸売業2社、そして、オブザーバーとして1一般財団法人の計12社と1一般財団法人にて、日食協「軽減税率対応システム専門部会」を開催し、参加メンバーと検討・協議を重ね本書を作成いたしました。

対応検討に際しては、製・配・販三層において、運用変更およびシステム改修が最小限に抑えられるように配慮し検討を進めてまいりました。

なお、流通の中間に位置する卸売業は、特に小売業から様々な対応を依頼された場合、各社ごとに対応せざるをえないため、小売業界と卸売業界が共に混乱の無い効率的な方法で取り引きが行えるよう両業界にて、今後検討が進むことを期待するとともに、各サービスを提供している各社からの対応方針及び詳細が早期に公表されることを期待します。

また、今後の政治状況や財務省・国税庁などの発表により、対応内容が異なってくる可能性がありますので、今後の最新情報にご留意願います。

各社において、混乱なく早期に新しい制度への準備対応のご参考として、ご活用いただければ幸いです。

2018 年 10 月

軽減税率対応システム専門部会

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

■ 軽減税率対応システム専門部会　メンバー企業一覧

(50音順)

- **卸売業・支援企業**

伊藤忠食品(株)

加藤産業(株)

副座長　国分グループ本社(株)

国分首都圏(株)　（全国菓子卸商業組合連合会）

(株)ジャパン・インフォレックス

(株)種清　　（全国菓子卸商業組合連合会）

(株)トーカン

(株)日本アクセス

日本酒類販売(株)

(株)ファイネット

三井食品(株)

座長　三菱食品(株)

- **オブザーバー**

(一財)流通システム開発センター

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

■ 改訂履歴

- 2018年 3月29日 ： 初版
- 〃 10月31日 ： 第2版
  財務省、国税庁公開最新資料を基に改訂
  適格返還請求書対応を追記
  日食協 標準EDIフォーマット概要の追記
  日食協 標準書式の対応の追記
  Q&Aの追加
  その他、文言等見直し

Copyright © 2018 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.

本書の無断転載、無断複製を固く禁じます

消費税軽減税率対応企業間取引の手引き

2018年10月31日　第2版

編集・発行 一般社団法人 日本加工食品卸協会
Japan Processed Foods Wholesalers Association

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-3-4 江戸ビル4階
電　話　03-3241-6568
ＦＡＸ　03-3241-1469
URL　http://nsk.c.ooco.jp/